

しずおかししょう しゃきょうせい けいかく
静岡市障がい者共生のまちづくり計画

れいわ ねんど
令和3~5年度

しょう うむ そうご そんなちよう ささ あ
障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
ちいき あんしん じぶん く
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
きょうせいとし じつげん
共生都市の実現



しずおかし
静岡市

題名:川のある風景 作者:竹内 南美

れいわ ねん がつ
令和3年3月

はじめに



国では、平成23年度の「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など、障がいのある方の権利の保護や尊厳の尊重について重点的に取り組んできました。

近年では、「地域共生社会」という言葉が様々な場面で使用されるようになり、少しずつではありますが、社会に浸透しつつあるように感じます。これからは、「地域共生社会」の実現に向けて、ますます歩みを進めていく段階であると思います。

静岡市には、令和元年度末時点で障害者手帳をお持ちの方が35,938人いらっしゃいます。「障がい」の考え方は、発達障がいや難病に範囲を拡大しており、今後も福祉的支援が必要な方はますます増加していくことが予想されます。

また、医療が発達する一方で、日常的に医療的ケアが必要な障がい児・者が増加していることや、障がいのある個人や家族が高齢者福祉や児童福祉の分野にまたがった複合的な困難を抱えているケース等、新たな支援のニーズも生じております。

そして、全国的な災害の頻繁化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、暮らしの安全や安心が脅かされつつあり、障がいのある人が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが求められています。

障がいのある方も等しく権利や意思を尊重され、幸せで豊かな生活を送り、必要な支援を受けることができるまちづくりを推進するため、この度本市が策定しました「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」では、「障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる『共生都市』の実現」を基本理念として掲げました。

本計画の理念を実現するためには、障がいのある方やそのご家族、障がい者支援団体や企業の方々、地域の住民ひとりひとり、そして行政が、それぞれ障がい者福祉の向上のためにどのような役割を担えばよいかを自覚し、分担と連携をして取り組んでいくことが重要となります。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsとのつながりを意識して各分野の施策を実行していきます。市民の皆様、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました静岡市障害者施策推進協議会及び静岡市障害者自立支援協議会の委員をはじめ、静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会の参加団体、関係団体の皆様、そして多くの市民の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和3年3月

静岡市長 田辺 信宏

目次

第1章 計画策定に係る基本的事項

- 1 計画策定の趣旨……………1
- 2 国の動向……………2
- 3 計画の位置づけ……………4
- 4 計画の対象……………5
- 5 計画の期間……………5

第2章 静岡市の障がい者施策等の状況

- 1 障害者手帳交付者数等の状況……………6
- 2 市民アンケート調査の結果【概要】
……………12
- 3 前計画の効果測定……………16

第3章 計画の目指す方向性

- 1 計画の全体図……………18
- 2 基本理念……………20
- 3 基本目標……………21
- 4 SDGsの推進……………22
- 5 生涯活躍のまち静岡(CCRC)の推進……………23

- 6 施策の体系……………24
- 7 本計画を効果測定する成果目標の設定
……………26

第4章 分野別の施策について

- 1 権利擁護・理解促進……………31
- 2 地域生活支援……………51
- 3 医療・保健……………92
- 4 生活環境……………99
- 5 安全・安心……………111
- 6 子ども……………117
- 7 雇用・就労……………134
- 8 文化活動・市民生活……………144

○障害福祉サービス等の提供基盤の整備について……………157

第5章 計画の推進

- 1 PDCAサイクルによる計画の推進
……………160
- 2 障がい者福祉施策に係る関係する会議体
……………161

障害福祉サービス等 掲載ページ早見表

サービス等の種類	ページ
計画相談支援	59
障害児相談支援	60
施設入所支援	67
地域移行支援	68
地域定着支援	69
自立生活援助	70
居宅介護	72
重度訪問介護	73
生活介護	74
自立訓練(機能訓練)	75
自立訓練(生活訓練)	76
短期入所(福祉型)	77
短期入所(医療型)	78
療養介護	94

共同生活援助	100
共同生活援助(日中サービス支援型)	101
同行援助	104
行動援助	105
児童発達支援	118
医療型児童発達支援	119
放課後等デイサービス	120
保育所等訪問支援	121
居宅訪問型児童発達支援	122
福祉型障害児入所支援	123
医療型障害児入所支援	124
就労移行支援	135
就労定着支援	136
就労継続支援A型	139
就労継続支援B型	140

第1章 計画策定に係る基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい者福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、3年ごと定期的に見直しを行っているもので、静岡市では、前計画期間から、以下の3つの計画を一体的に策定しています。

①市町村障がい者計画

…自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるものです

②市町村障がい福祉計画

…障害福祉サービスや地域生活支援事業などが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるものです

③市町村障がい児福祉計画

…障がい児のためのサービスが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるものです

国では、平成23年度の「障害者基本法」の改正以来、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など、障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を重視した取組が進められています。

静岡市では、障がいのある人もない人も等しく権利や意思を尊重され、幸せで豊かな生活を送り、必要な支援を受けることができる共生のまちづくりを進めてまいります。

そして、世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指す本市は、「SDGs未来都市」・「SDGsハブ都市」として、SDGsも踏まえて施策を実行していきます。

上記を踏まえ、本市の障がい者福祉施策について、中・長期的な見通しを立て、医療・保健、生活環境、教育、安全・安心、就労、将来に向けた支援等、幅広い分野にまたがる課題の解決を目指します。

なお、今回の計画では、早期発達支援や医療的ケア児等への支援、市民との協働・交流など、静岡市ならではの取組を加速していくとともに、新たな大分野として「安全・安心」を位置付けることで、障がいのある人の災害時の支援体制を確保していきます。

2 国の動向

年度	近年の国の動向、背景等
平成23	<p>障害者基本法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映
平成24	<p>障害者虐待防止法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定
平成25	<p>障害者総合支援法 一部施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用対象に難病が追加され、身体・知的・精神・発達障がい等とともに、生活に困難のある人に対して、谷間のない制度運営を整備 <p>障害者差別解消法 成立(平成28年4月1日 施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定 ・雇用分野における障がいを理由とする差別については、改正障害者雇用促進法に規定
平成26	<p style="text-align: center;">障害者権利条約 批准</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 ・「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
平成28	<p>障害者総合支援法 改正</p> <p>児童福祉法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が望む地域生活支援や多様化する障がい児支援のニーズへの対応の強化を図る ・平成30年度から自立生活援助や就労定着支援、外出困難な重度障がい児を対象とした居宅訪問による発達支援等のサービスを新設 ・平成30年度から「障害児福祉計画」を策定 ・ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置
<p>地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を自指していく。</p>	

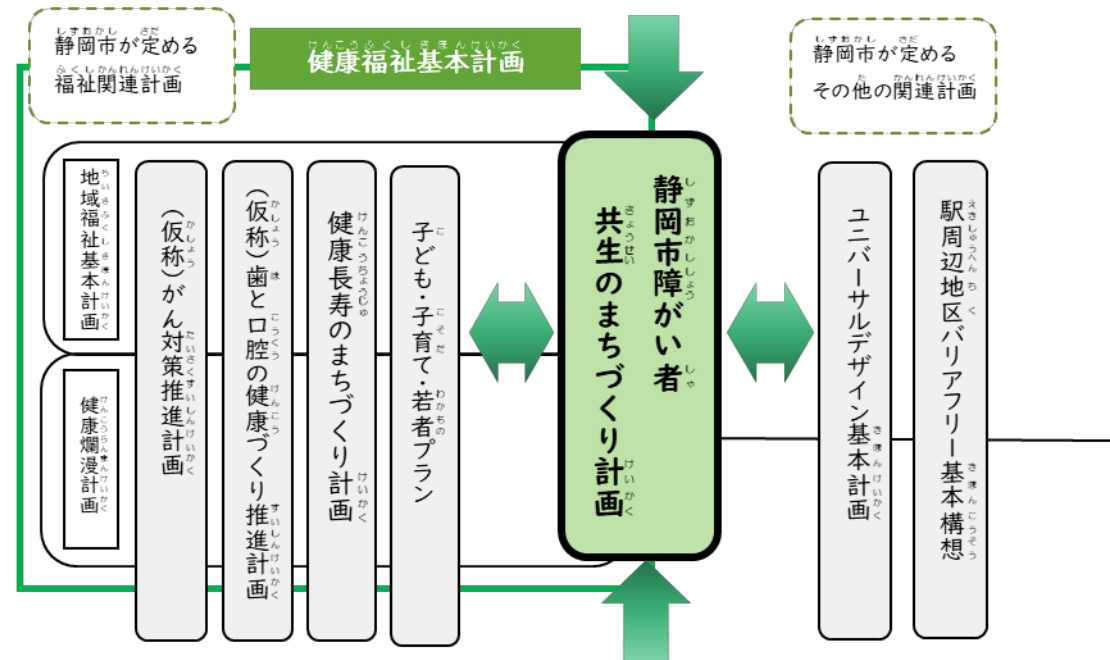
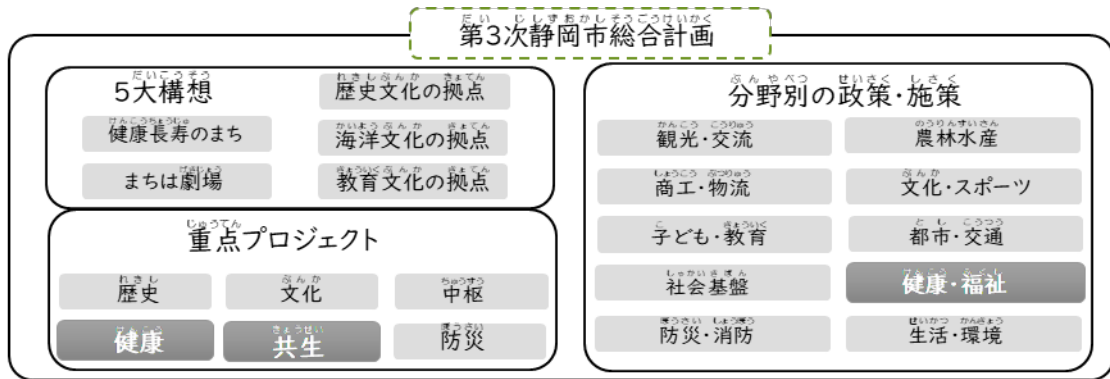
障害者権利条約批准に向けて関連法令を整備

障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を重視した取組を推進

年度	近年の国の動向、背景等
平成30	<p>社会福祉法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念について規定 ・市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨について規定 <p>バリアフリー法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化 ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化について規定 <p>障害者における文化芸術活動の推進に関する法律 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進について規定 <p>ユニバーサル社会実現推進法 成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として成立
令和元	<p>障害者雇用促進法 改正（令和元年6月 / 令和元年9月 / 令和2年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の活躍の場の拡大について規定 ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について規定 <p>読書バリアフリー法 成立（令和3年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として成立
令和2	<p>社会福祉法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・社会福祉連携推進法人制度の創設等について規定 <p>バリアフリー法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進等について規定 <div style="border: 2px dashed green; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある人を含むあらゆる人々の生活に変化が訪れました。</p> <p>「新しい生活様式」「ウズコロナ」「ポストコロナ」に対応する社会の実現が求められています。</p> </div>

障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を重視した取組を推進

3 計画の位置づけ



- 3つの計画を一体的に策定
- 「市町村障害者計画」(策定根拠:障害者基本法第11条第3項)
自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定める。
 - 「市町村障害福祉計画」(策定根拠:障害者総合支援法第88条)
障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。
 - 「市町村障害児福祉計画」(策定根拠:児童福祉法第33条の20)
障害児通所支援等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。

計画を一体的に策定することで...

- ①障害福祉サービスや市単独事業、他分野にまたがる施策等の全体像を総合的に把握することができる。
- ②障がい福祉計画に定める「成果目標」を達成するための課題や障害福祉サービス等に対応することができない障がい者のニーズに対して重点的に市単独の事業や施策を計画・実施できる。

4 計画の対象

- この計画の対象は、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。
- この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定されません。

さまざまな「障がい」



★複数の障がいがある人や、障がいのある人と障がいのない人のはざまに悩みを抱えている人もいます。

5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	H24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5
静岡市障がい者計画	→						→					
静岡市障がい福祉計画	→						→					
静岡市障がい児福祉計画	→						→					
第3次静岡市総合計画	→						→					
内閣府障害者基本計画	→						→					
静岡県障害者計画	→						→					
静岡県障害福祉計画	→						→					

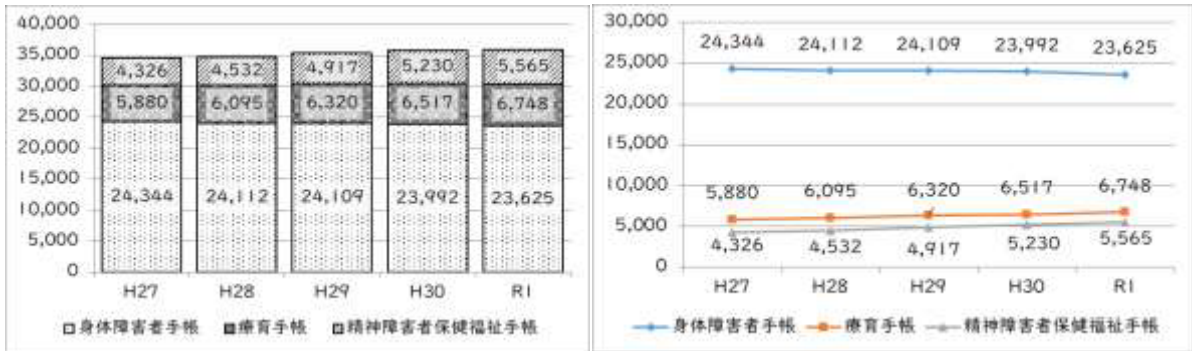
※ A large green arrow labeled '本計画' (This Plan) points from the year R3 column towards the right, indicating the current plan's period.

第2章 静岡市の障がい者施策等の状況

1 障害者手帳交付者数等の状況

(1) 障害者手帳交付者数の推移

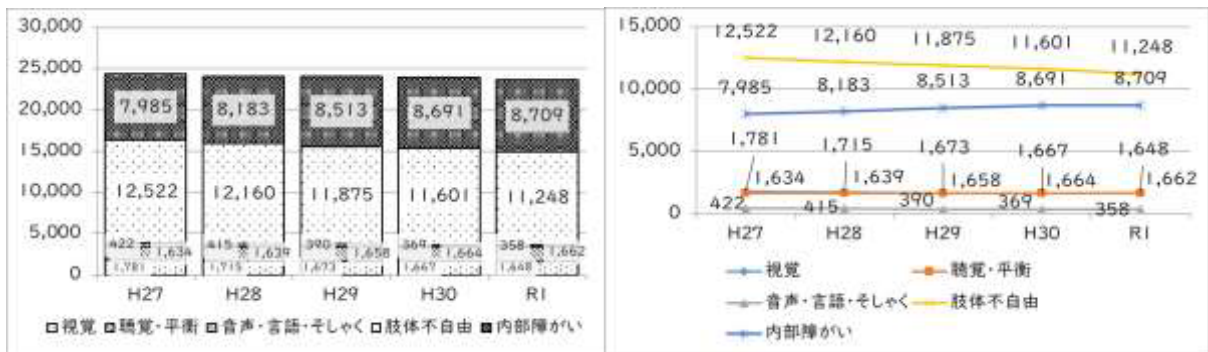
- 障害者手帳交付者数は増加しており、令和元年度末時点で市内に35,938人います。(静岡市の人口688,615人(推計人口)のうち5.2%です。)
- 身体障害者手帳の交付者は、平成26年度末時点で市内に24,635人いましたが、その後減少傾向に転じています。
- 近年、療育手帳の交付者数は年間200~250人程度、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年間300~400人程度ずつ増加しています。



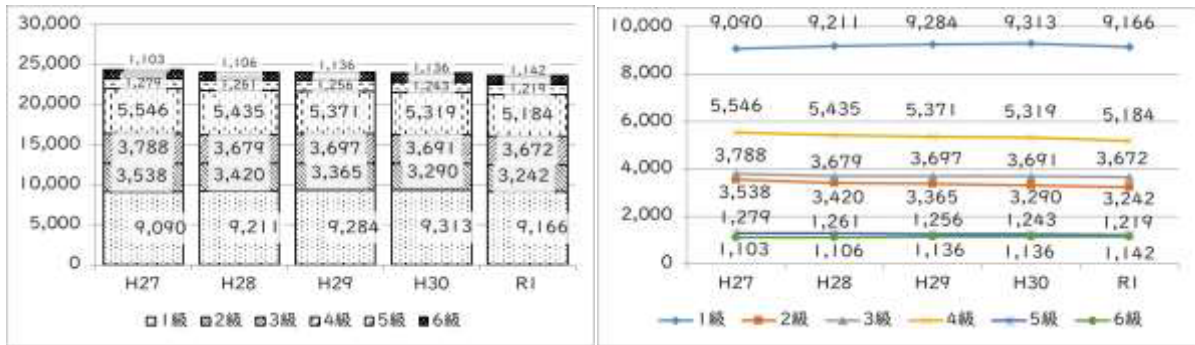
(2) 身体障害者手帳交付者の状況

- 肢体不自由による手帳交付者が約半数を占めており、次いで内部障がいによる交付者が多くなっています。
- 肢体不自由による交付者は近年減少傾向にあり、内部障がいによる交付者は増加傾向にあります。
- 年齢別では、65歳以上の交付者が7割以上です。

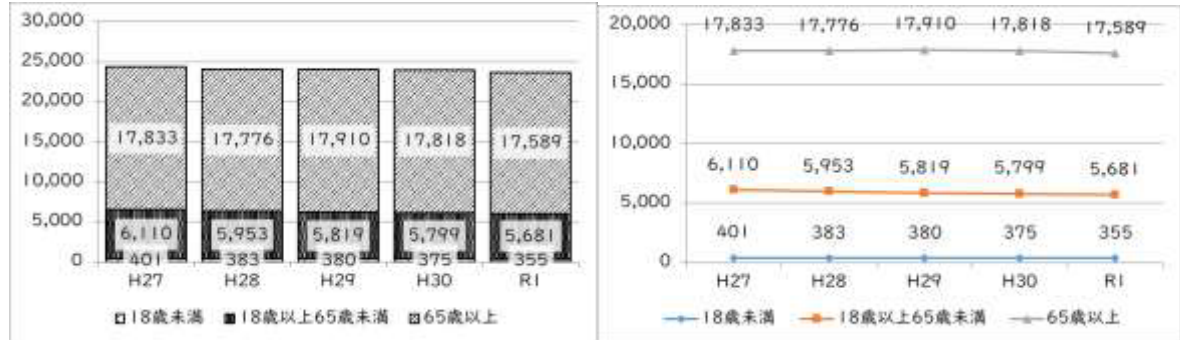
【障がい種別】



とうきょうべつ
【等級別】



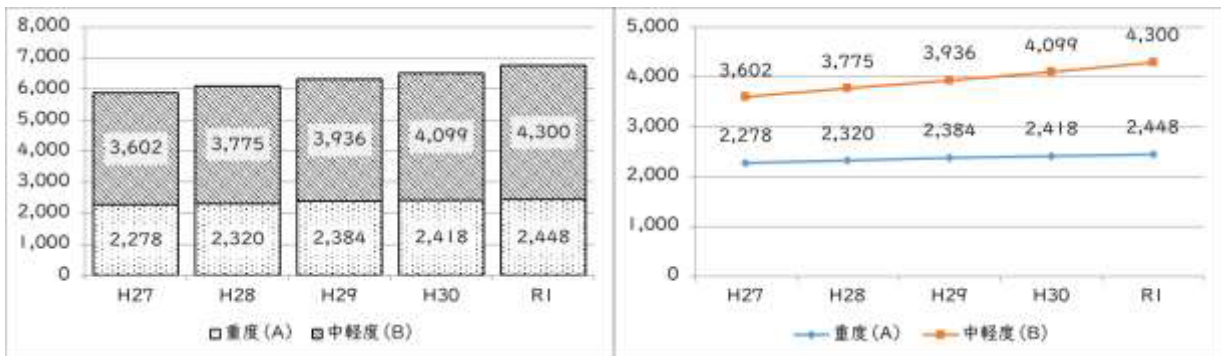
ねんれいべつ
【年齢別】



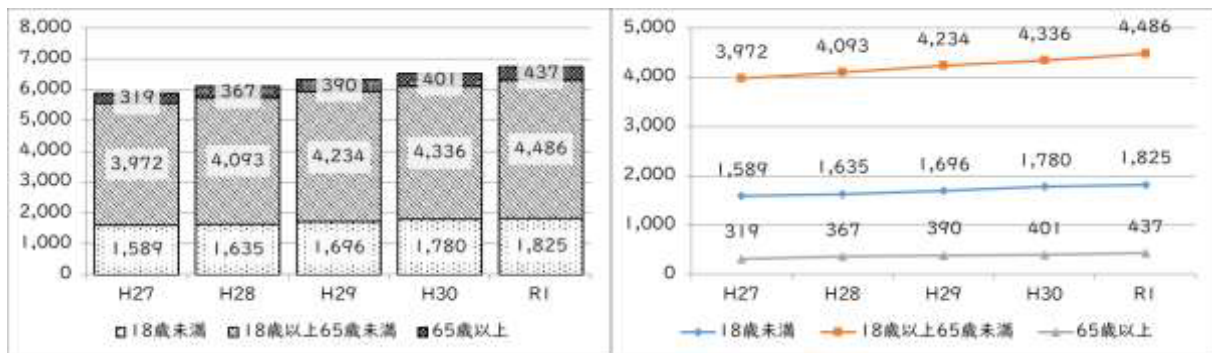
リョウイクテチョウコウフシヤ ショウキョウ
(3)療育手帳交付者の状況

- 重度、中軽度ともに手帳交付者が増加しています。
- 手帳交付者の約3割は18歳未満です。

とうきょうべつ
【等級別】

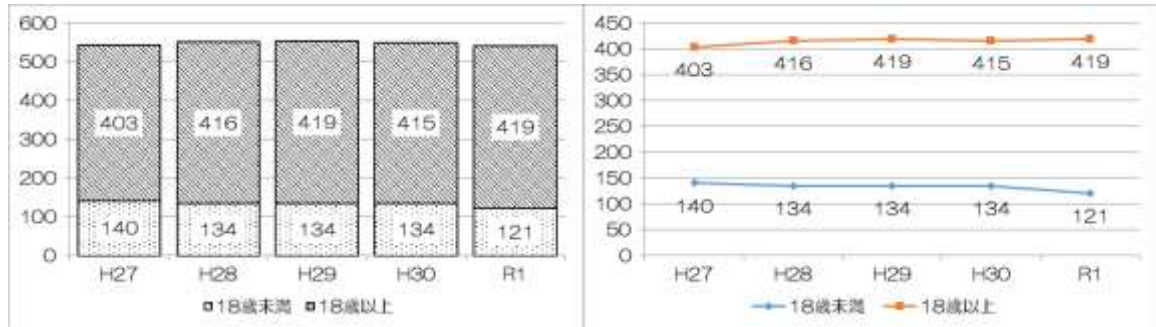


ねんれいべつ
【年齢別】



(4) 重症心身障がい児者の状況

○ 市内には重症心身障がい児者が約550人程度おり、18才未満は減少傾向にあります。

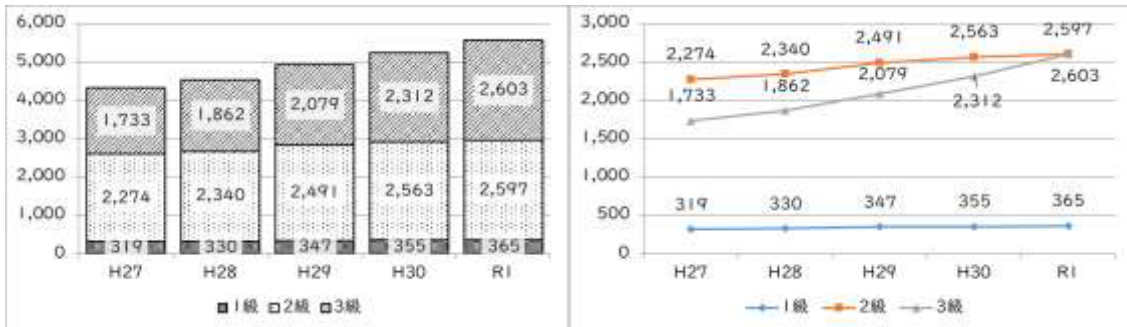


※ 「重症心身障がい児者」とは、身体障がいのうち肢体不自由の1級又は2級の手帳と、重度(A)の療育手帳の両方を交付されている人です。

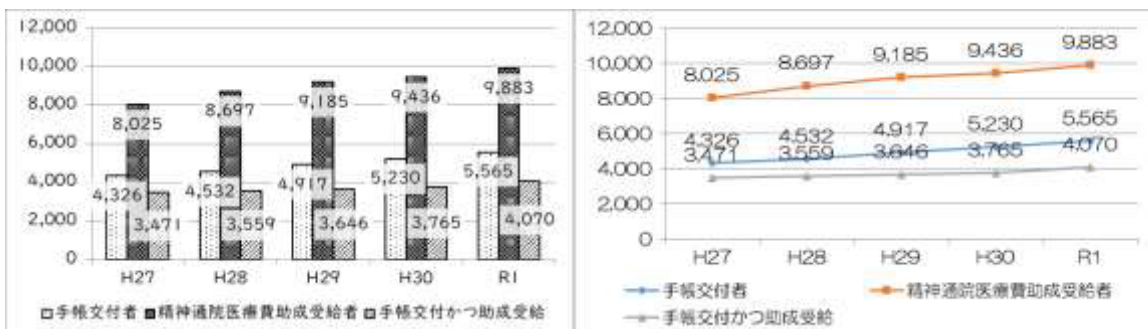
(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

- いずれの等級においても手帳交付者は増加していますが、1級は全体の1割未満で、2級が約半数を占めています。
- 精神通院医療費助成受給者は手帳交付者の約2倍で、手帳の交付を受けなくとも精神的な疾患により支援を必要としている人は多いことが分かります。

【等級別】



【精神通院医療費助成受給者数との関係】



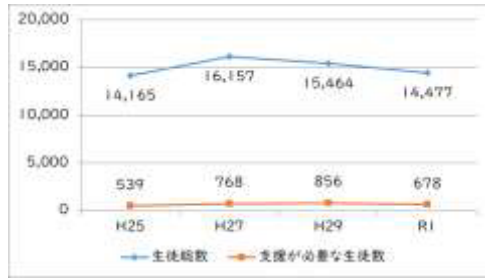
(6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

○ 市内の児童生徒数は、小学校、中学校のいずれにおいても減少していますが、支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

【小学校】



【中学校】



※ 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」では、「話す・聞く・読む・書く」等の学習面や、対人関係等の生活面に困難があると、学級担任等に判断された児童生徒数を把握しています。

(7) 特定医療(指定難病)受給者の状況

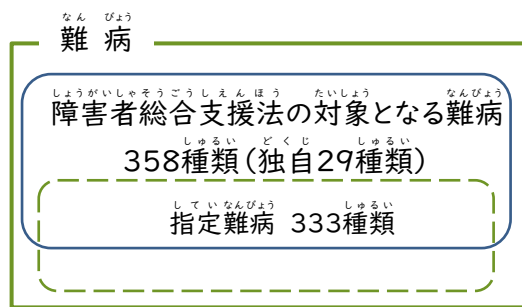
○ 障害者総合支援法の対象となる難病は、令和元年7月1日から対象となるものが359種類から361種類に拡大され、障害者総合支援法が独自に対象としているものも29種類あります。

○ 特定医療(指定難病)の受給者数で見ると、市内の難病患者は、平成29年に減少したものの、再び増加傾向にあります。

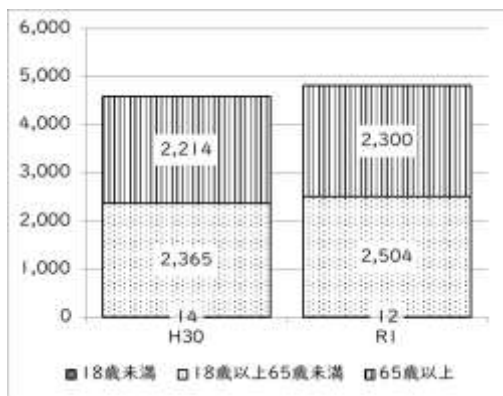
○ 年齢別で見ると、18歳以上が9割以上を占めています。

○ 難病の種類別にみると、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病が3割程度を占めています。

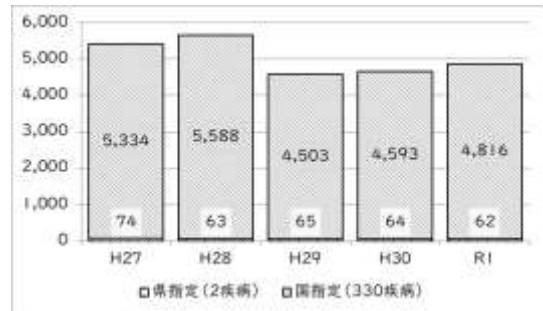
【障害者総合支援法の対象となる難病】



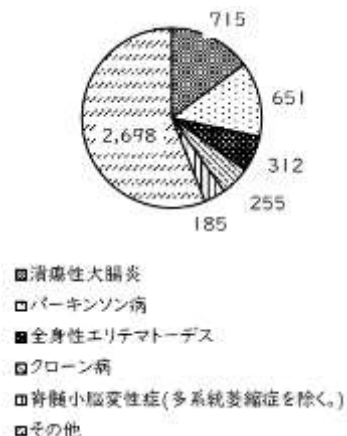
【年齢別】



【特定医療(指定難病)受給者数の推移】



【難病の種類別(令和元年度)】

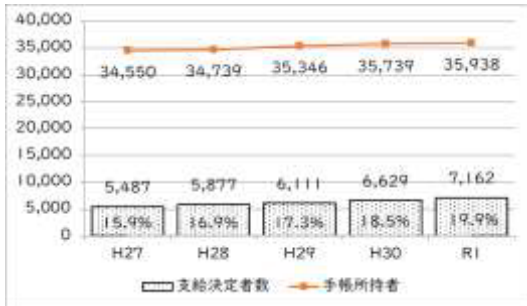


(8) 障害福祉サービスの利用状況

○ 手帳交付者数に対する障害福祉サービスの利用者数の割合は2割弱ですが、年々増加しています。

○ 居宅介護、共同生活援助（GH）、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者の増加が際立っています。

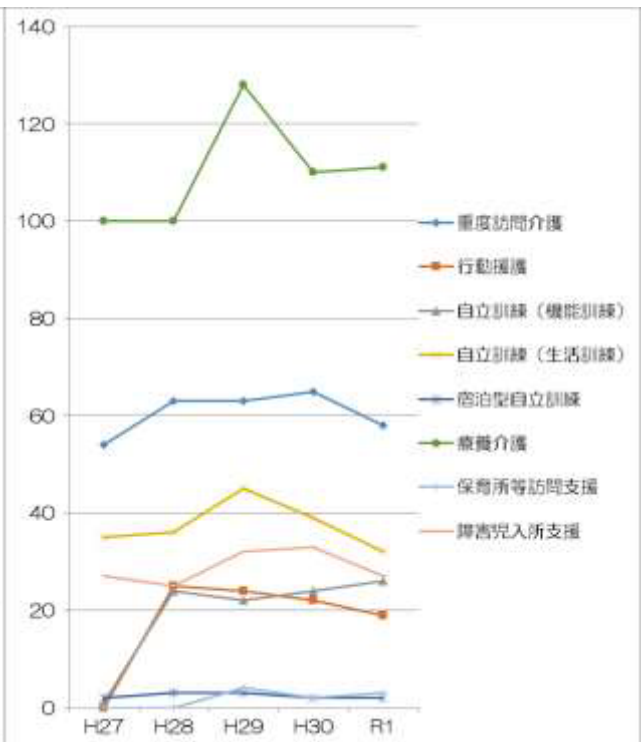
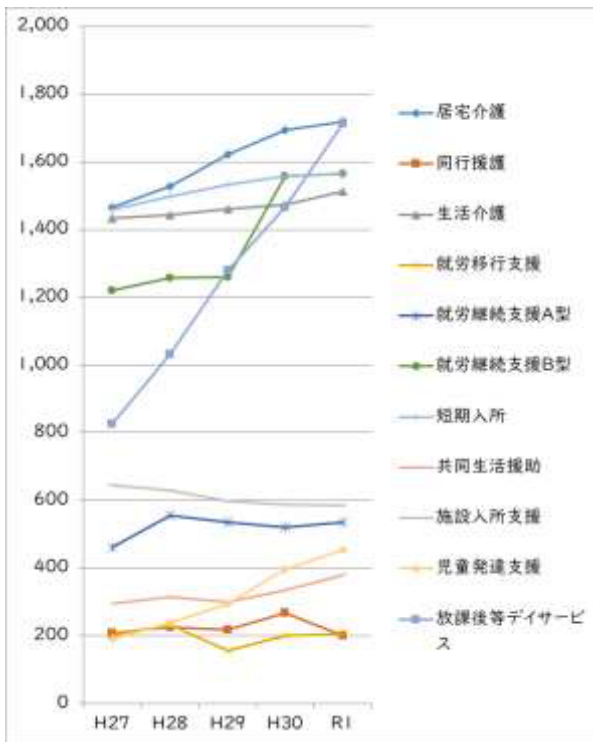
【支給決定者数の推移】



【サービス別の支給決定者数の推移】

(支給決定人数200人以上)

(支給決定人数200人未満)

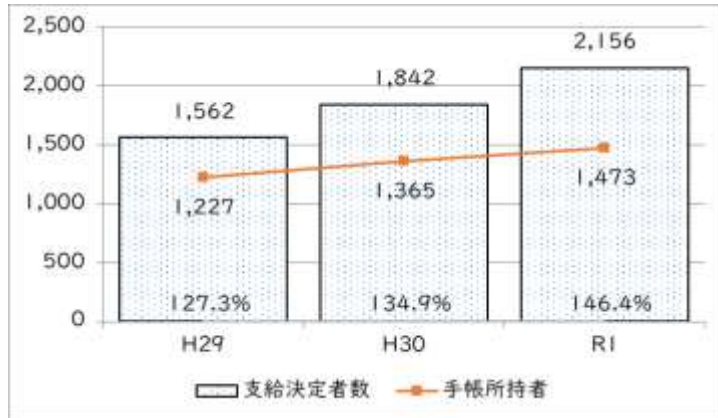


	H27	H28	H29	H30	R1
居宅介護	1,467	1,527	1,623	1,693	1,718
同行援護	208	226	219	267	202
生活介護	1,434	1,443	1,461	1,473	1,514
就労移行支援	204	232	156	200	207
就労継続支援A型	461	556	535	520	535
就労継続支援B型	1,221	1,258	1,259	1,559	1,565
短期入所	1,458	1,498	1,534	1,559	1,565
共同生活援助	295	314	301	335	380
施設入所支援	645	631	598	589	585
児童発達支援	191	238	296	397	453
放課後等デイサービス	825	1,031	1,279	1,465	1,715

	H27	H28	H29	H30	R1
療養介護	110	111	95	109	110
重度訪問介護	65	58	56	56	63
行動援護	22	19	20	20	13
自立訓練(機能訓練)	24	26	20	19	26
自立訓練(生活訓練)	39	32	46	47	42
宿泊型自立訓練	2	2	1	0	1
自立生活援助	0	0	0	0	0
就労定着支援	0	0	0	52	76
地域移行支援	1	0	0	0	2
地域定着支援	9	10	7	7	6
保育所等訪問支援	2	3	7	9	23
障害児入所支援	33	27	22	14	14

(9) 障がい児の状況

○ 障害児通所サービスを利用している児童のうち、手帳の交付を受けずにサービスを利用している児童は2～3割程度で増加傾向にあり、サービスの認知度の向上や早期発見の取組などにより、手帳の交付を受けずにサービスを利用する児童が増えてきていることがわかります。



(10) 医療的ケアを必要とする人の状況

【医療的ケア児者のうち人工呼吸器の装着が必要な人数について】

○市内には、人工呼吸器を使用している特に重度の医療的ケアを必要とする人が、30人程度います。

	H30	R1
18歳未満 (小児慢性特定疾患受給者)	13	14
18歳以上 (特定医療費(指定難病)支給受給者)	15	14
合計	28	28

※上記には、制度を利用していない対象者は含まれていません。

2 市民アンケート調査の結果【概要】

「令和元年度障がい福祉に関する市民アンケート調査」より

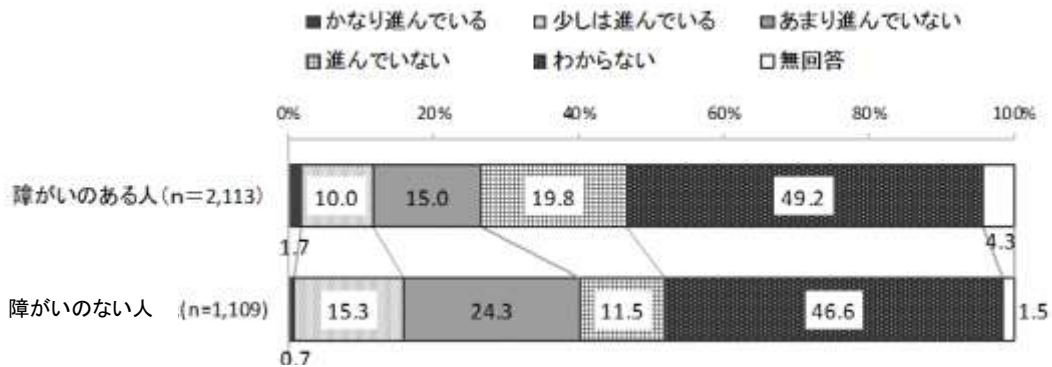
調査期間：R1.12.17(火)からR2.1.8(水)まで

調査対象：市内にお住まいの障がいのある人 5,000人、障がいのない人 3,000人

有効回収：障がいのある人 2,113票(42.3%)、障がいのない人 1,109票(36.9%)

(1) 共生・理解促進に関して

① 地域における「共生」が進んでいると感じますか？



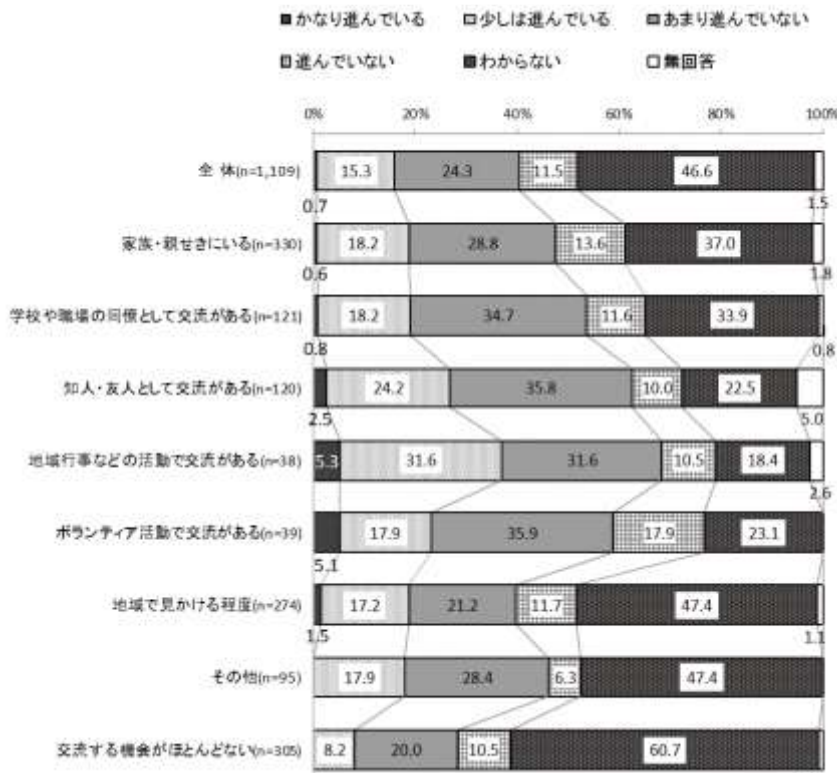
○「地域における共生」の進捗に対する考えは、障がいのない人よりも障がいのある人で「進んでいない」と感じる人の割合が高くなっています。

○地域における共生が進んでいると感じている人(かなり進んでいる・少しは進んでいる)は障がいのある人で11.7%、障がいのない人で16.0%となっています。

(過去のアンケート結果では、H25:14.5%(障がいの有無によるわけなし)

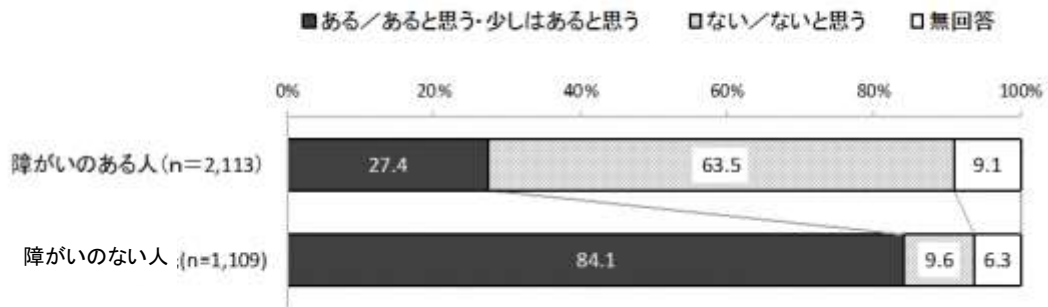
H28:障がいのある人17%、障がいのない人20.9%となっており、減少しています。)

<障がいのない人における障がいのある人との交流状況別>



「交流をする機会がほとんどない」人よりも「地域行事などの活動で交流がある」人は共生が進んでいると感じる割合が高いことがわかります。

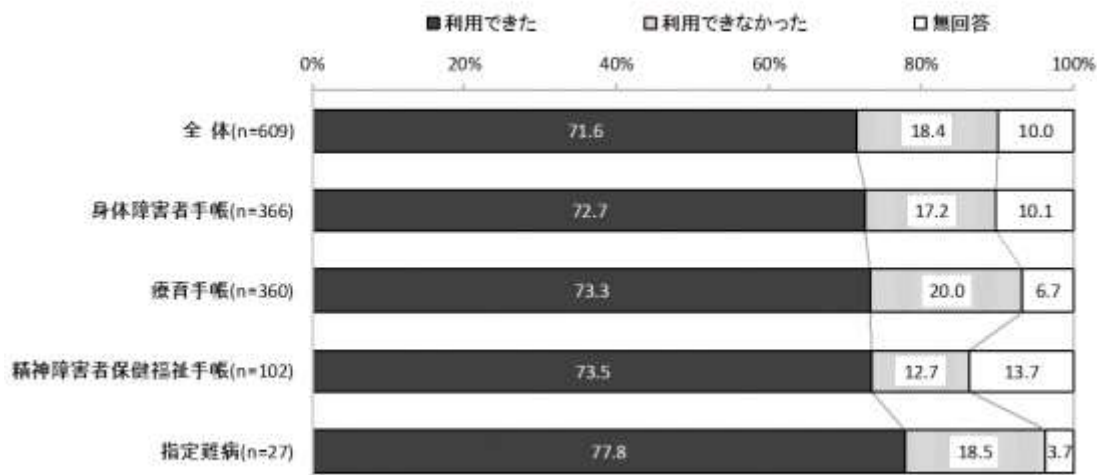
② 障がいのある人に対する差別や偏見があると感じますか？



「ある」と答えた人の割合は、障がいのある人で27.4%、障がいのない人で84.1%（「あると思う」と「少しはあると思う」合計）となっています。

(2) 障害福祉サービス等の利用について

サービスを希望通りに利用できていますか？



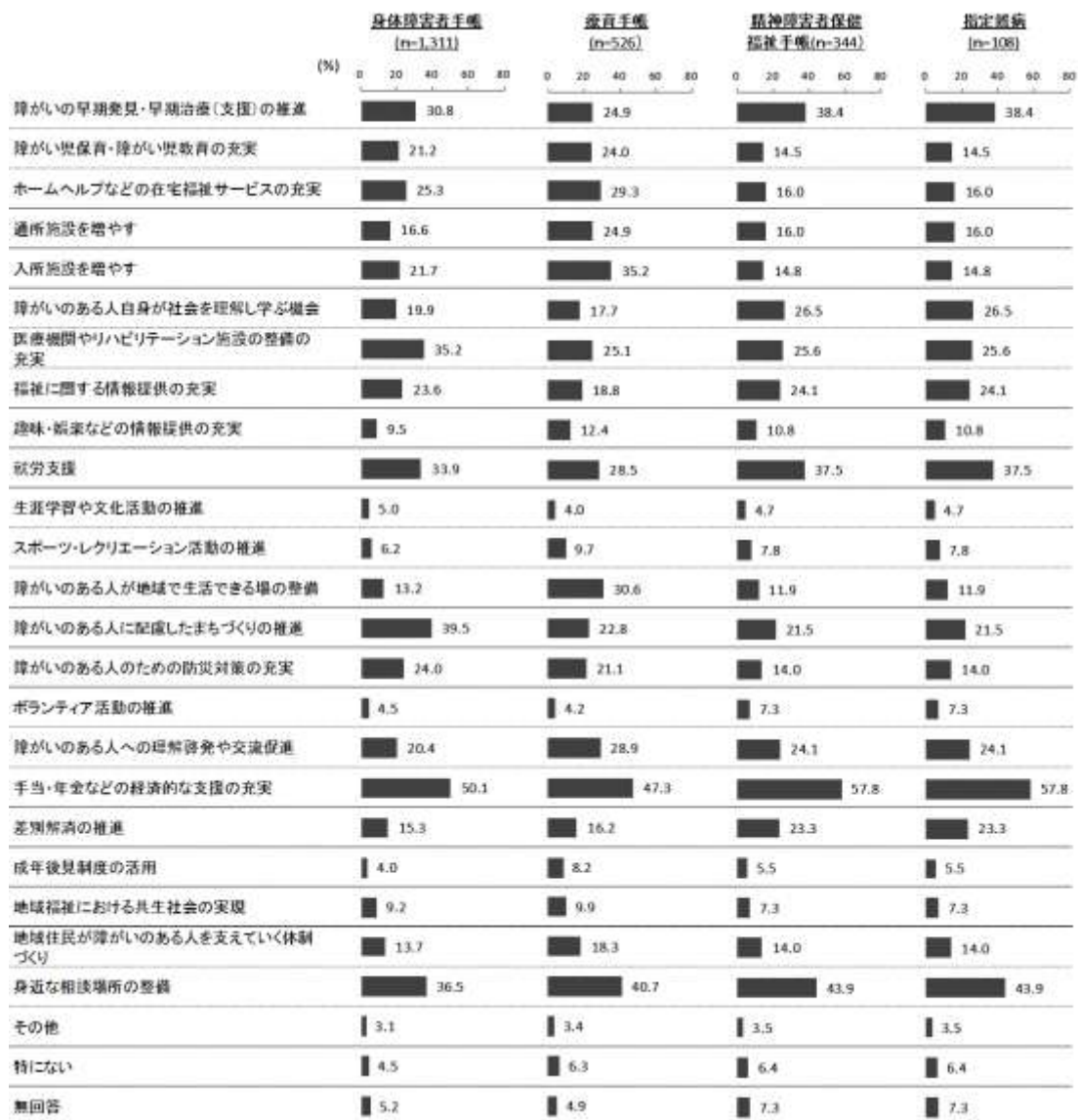
○障害福祉サービス等を利用する人の70%は希望通りに利用できていますが、希望通りに利用できなかったと感じている人も20%程度います。

希望通りに利用できなかったサービスや主な要因

- ・利用できなかったサービスでは「短期入所」が42.9%で特に高い結果となっており、次いで、「移動支援」が17.9%、「居宅介護」が9.8%、「日中一時支援」が9.8%となっています。
- ・利用できなかった理由としては、「定員に空きがなく、またはホームヘルパーの確保が困難なため」が32.1%と最も高く、「土日に利用したいが、事業所が開所していない」が13.4%、「サービスの質に不安がある」が13.4%となっています。

(3) 障がい者に必要な支援について

障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なことは何ですか？

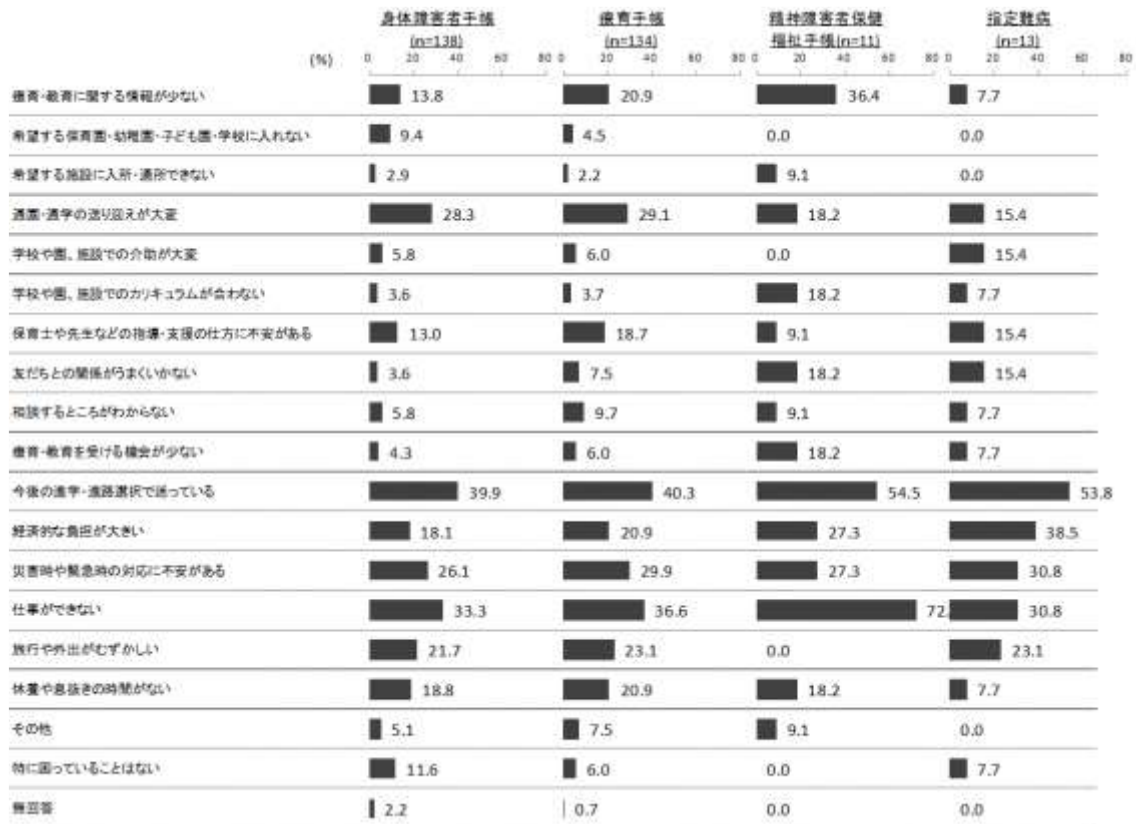


○身体障害者手帳所有者、療育手帳所有者、精神保健障害者保健福祉手帳所有者、指定難病のある人のいずれも「手当・年金などの経済的な支援の充実」が必要と答えた人の割合が最も高くなりました。

○身体障害者手帳所有者では「障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」が、療育手帳所有者、精神保健障害者保健福祉手帳所有者及び指定難病のある人では「身近な相談場所の整備」が2番目に高くなりました。「身近な相談場所の整備」は、身体障害者手帳所有者でも3番目となり、多くの意見を集めました。その他、「就労支援」、「医療機関やリハビリテーション施設の整備の充実」、「障がいの早期発見・早期治療(支援)の推進」等が特に高い結果となりました。

(4) 障がいのある児童について

お子さんの療育・教育で困ることはどのようなことですか？



- 身体障害者手帳所有者、療育手帳所有者及び指定難病のある人の保護者は「今後の進学・進路選択で迷っている」、精神障害者保健福祉手帳所有者の保護者は「仕事ができない」が最も高くなっています。

市民アンケート調査の詳細な結果は、市HPに掲載しています。

(URL:https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006609.html)

ホームページはこちらから→



3 前計画の効果測定

国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る平成30年度から令和2年度までの3年間における目標を下表のとおり定めました。

項目	目標値	令和元年度	実績
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	42人	37人	達成見込
(2)入所施設を利用する人の減少数	20人減	18人減	達成見込
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築			
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置済み	設置済み	達成
(2)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	85%	達成見込
(3)入院後6か月以内に退院できる人の割合	84%	91%	達成見込
(4)入院後1年以内に退院できる人の割合	90%	95%	達成見込
(5)精神科病床における1年以上長期入院者数	374人	415人	達成困難
【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備			
拠点の整備箇所数	整備済み	整備済み	達成見込
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	108人	118人	達成見込
(2)就労移行支援事業所を利用する人数	227人	199人	達成見込
(3)就労移行率が3割以上の就労支援事業所の割合	50%	69.2%	達成見込
(4)就労定着支援を利用する人の支援開始から1年後の職場定着率	80%	88%	達成見込
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等			
(1)児童発達支援センターの箇所数 ㊦	2箇所	2箇所	達成
(2)保育所等訪問支援の実施箇所数 ㊦	2箇所	2箇所	達成
(3)-1主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数 ㊦	8箇所	6箇所	達成困難
(3)-2主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数 ㊦	6箇所	6箇所	達成
(4)医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置(平成30年度末まで)	設置	設置	達成

成果目標に関する分析

成果目標のうち、令和元年度末時点で目標を達成していないものや、達成が困難である見込みのものについて、以下のとおり分析しています。

なお、下記以外の項目は、令和元年度末時点で、目標を達成しています。

【成果目標1】「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について

(1) 入所施設から自宅等での生活に移行した人数は、令和元年度末時点で 37人でした。過去3年間の平均移行者数は 12人であり、令和2年度に同等数が移行することが想定されるため、目標値42人を達成する見込みです。

(2) 入所施設を利用する人の減少数は目標を達成する見込みですが、静岡市が支給決定し、市外の施設に入所していた方が亡くなられたことによる減少であると思われ、市内の施設における入所者や待機者は減少していません。

地域生活に移行する人を増やすには、入所施設での支援と同程度の支援が地域でも提供できるよう、引き続き、重度の障がい者にも対応することができる訪問系サービス、共同生活援助（特に、日中サービス支援型）、生活介護等の充実を図っていく必要があります。

※「福祉施設の入所者」は、障害者支援施設等に入所している方を指します。

【成果目標2】「精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築」について

(5) 「精神科病床における1年以上の長期入院者数」については、令和元年度末時点で 415人となり、目標値である 374人以下を達成することは困難となる見込みです。ただし、平成26年度から令和元年度までの減少率で見ると、静岡市は、17.2%となり、全国平均の 10.3%を大きく上回る削減を行っているとして評価できます。

【成果目標4】「福祉施設から一般就労への移行等」について

(2) 「就労移行支援事業所を利用する人数」は、令和元年度時点で 199人ですが、平成30年度から令和元年度の利用者数の伸び率19.0%を加味すると、令和2年度は目標値である 227人を上回る見込みです。

【成果目標5】「障害児支援の提供体制の整備等」について

(3) -1 主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数は、令和元年度時点で6箇所となり、目標値の8箇所を下回る予定です。

これは、未就学期という限られた期間において、重症心身障がい児のニーズに応じた支援体制に必要な人員を確保しつつ、運営を継続していくことが困難であることなどが原因であると考えられます。次期計画では、これらの状況を踏まえ、支援体制の構築を進めていく必要があります。

第3章 計画の目指す方向性

1 「静岡市障がい者共生のまちづくり計画(令和3~5年度)」の全体図

概要

- 静岡市は、「障害者計画」・「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の3本の計画を、1本化して策定しています。
- この計画は、「障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民」を対象としています。

1. 前計画のPDCAサイクルから・・・

前計画の成果目標のうち、「達成困難の見込」であるものが、2つありました。

- ・「重症心身障害児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数」
(目標:8箇所→実績見込:6箇所) → **6 子ども**
- ・「精神科病床における1年以上長期入院者数」
(目標:374人以下→実績見込:415人) → **2 地域生活支援**

2. 市民アンケート結果から・・・

障がいのある人:5,000人(回収率42.3%) / 障がいのない人:3,000人(回収率36.9%)

- ・「将来の生活」「災害や緊急時の対応」に不安を感じる人が、障がい種別ごと 36.3~59%程度いることがわかりました。
 - ・「障がい児の進学・進路」「仕事ができない」に不安を感じる保護者が、過半数以上いることがわかりました。
 - ・「共生が進んでいると感じる人の割合」は、障がいのある人が11.7%、障がいのない人16.0%にとどまっていたことがわかりました。
 - 一方で、日頃から障がいのある人と交流のある人は「共生が進んでいると感じる割合」が高いことも分かってきており、共生都市の実現に交流機会の創出が有効であるといえます。
- **2 地域生活支援**
→ **5 安全・安心**
→ **6 子ども**
→ **1 権利擁護・理解促進**

3. 団体ヒアリングの結果やこれまでの課題から・・・

(障がいに関係のある団体とのヒアリングを行いました。)

- ・アクセシビリティ(交通・移動支援等のサービス等の利用のしやすさ)の向上
 - ・障害福祉サービス等の充実(短期入所・グループホームの充実・新規サービス)
 - ・親亡き後支援、災害時の備え・事業所への防災支援について
 - ・計画相談支援・障害相談支援の充実について
- **4 生活環境**
→ **2 地域生活支援**
→ **5 安全・安心**
→ **2 地域生活支援**

静岡市の課題

国の動向

障害者基本計画における各分野(施策)に共通する視点

- (H29.5.29時点)
- (1) 障害者権利条約の理念の尊重
 - (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上
 - (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
 - (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
 - (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念

- (R2.5.19時点)
- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
 - (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応しサービス提供体制の整備
 - (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
 - (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
 - (6) 障害福祉人材の確保 ㊦
 - (7) 障害者の社会参加を支える取組 ㊦

基本理念

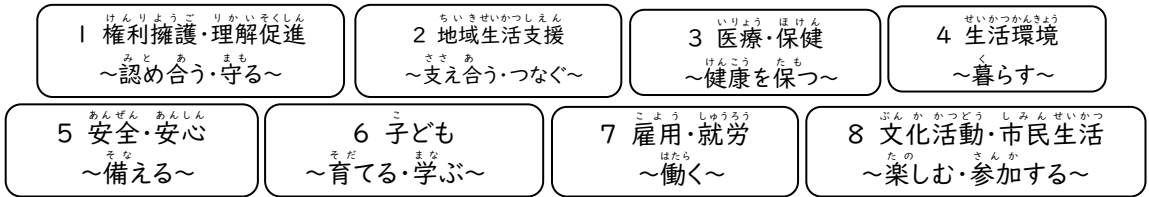
障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標

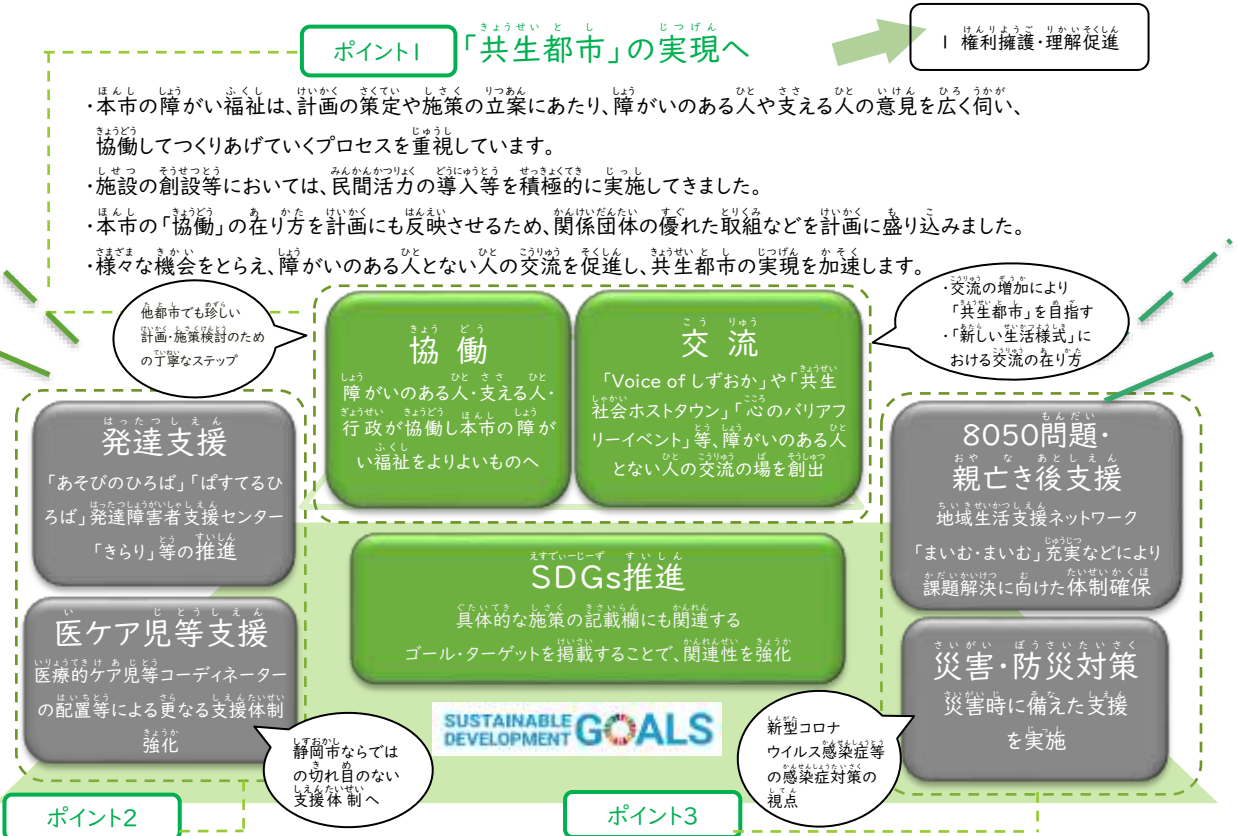
- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

施策の体系

8つの大分野を設定し、施策を進めていきます。



静岡市ならではの取組



ポイント2

本市ならではの優れた取組を加速

- 「あそびのひろば」「ばすてるひろば」や「親子教室(いこの家)」「清水うみのこセンター」などの早期発達支援や母子療育、発達障害者支援センター「きらり」の幅広い世代に向けた支援などの本市独自の取組を加速します。
- 医療的ケア児等への切れ目のない支援体制を更に強化します。
- 「教育・福祉・医療の連携」等、多機関連携を推進します。

ポイント3

安全・安心、将来に向けた支援体制を確保

- 近年の災害の頻発化により、高まっている危機感や市民の声に応えるべく、重点的課題に位置付け、障がいのある人の視点にたった防災・災害対策を強化します。
- 8050問題、親亡き後支援について、「まいむ・まいむ」による多機関連携により将来に向けた支援体制を構築します。



2 基本理念

本市の障がい者福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生都市」の実現

静岡市は、障がいの有無・国籍・文化・性別・年齢等の違いを認め合い、「和の精神（＝人々がお互いに親しみを持って、助け合い、他人のことを思いやる心）」を持ってつなかり、共に暮らすまちであることを目指しています。

また、障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい者福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を送ったり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生都市」の実現を目指します。

3 基本目標

- 基本理念に基づき、障がい者福祉施策を検討する上での基本的な視点を「基本目標」として次の3つのおり定めます。

(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

(2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)

を向上させ、社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障害福祉人材の確保に向けた取組を進めていきます。

「利用のしやすさ(アクセシビリティ)」とは 例えば・・・

- 道や建物、公共サインがバリアフリー(ユニバーサルデザイン)化されており、障がいのある人も外出しやすい。
- 視えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。
- サービスの利用や支援を真に必要なとしている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など

4 SDGsの推進

SDGs(エスディーゼズ:Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された2016年から2030年までの世界共通の目標であり、日本としても、国や地方自治体を含め、各関係機関で積極的に取り組んでいるところです。

SDGsは、「17のゴール」と「169のターゲット」から構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しており、これは本計画の基本理念、基本目標にも通じるものです。世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指し、SDGs未来都市・ハブ都市として、日本・世界の先進都市としてSDGsを積極的に推進していく本市は、SDGsも踏まえて、施策を実行していきます。

「誰一人取り残さない」
ことを誓っています。

SDGsの17のゴール



SDGsのターゲットを本市の施策と関連付けて取り入れることで、目標を達成するための推進力として活用していきます。

- ▶ すべての人々に対して、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(適切な医療・支援等を支払い可能な費用で受けられること)を達成すること。
 - ▶ 障がいのある子ども等の弱い立場にある人が、あらゆるレベルの教育や職業訓練の機会に平等にアクセスできるようにすること。
 - ▶ 障がいのある人を含むすべての人について、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成すること。
 - ▶ 障がいのある人を含むすべての人が、公共交通機関や公共スペースを安全かつ容易に利用できるようにすること。等
- 個別の施策ごとに、特に関連する目標やターゲットを記載しています。

5 生涯活躍のまち静岡 (CCRC) の推進

CCRC (Continuing Care Retirement Community) とは、高齢者等が安心して健康で元気に暮らし続けることができ、多世代のための「担い手となる」ことを基本とする仕組みが整った、住まいやコミュニティのことを指します。

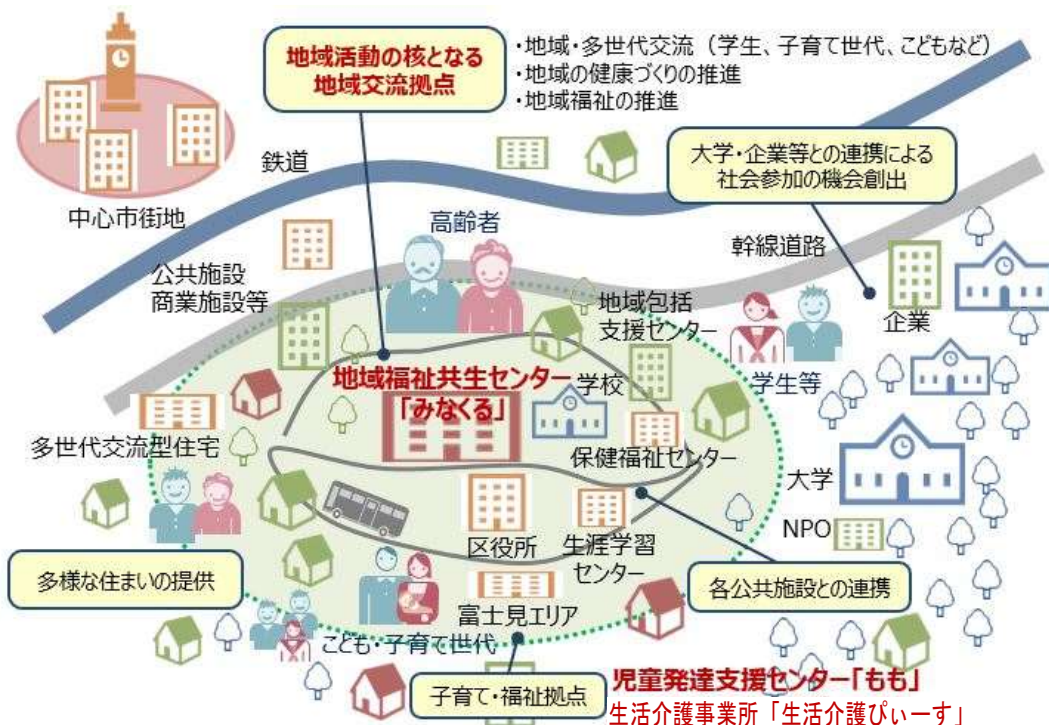
本市では、アクティブシニアを中心に、障がいのある人も含め、地域のだれもが自主的に社会参加し、相互に役割をもって地域で支え合う体制を整備するとともに、切れ目のない福祉サービスを提供する共生のまちづくりのモデル地区として、静岡市駿河区の区役所周辺地区を「駿河共生地区」と位置づけ、生涯活躍のまち静岡 (CCRC) 事業を実施しています。

障がい者福祉に関しては、「子育て・福祉拠点」に、「児童発達支援センターもも」(平成31年4月開所)・医療的ケアを必要とする重症心身障がい者に対応可能な「生活介護ぴーす」(令和2年4月開所)を民設民営で整備しました。

今後も、多世代・多様な市民と一緒に地域で住み続けられる地区として取組を進めていきます。

駿河共生地区

交流・共生で「健康長寿のまちづくり」 駿河地域モデルの発信

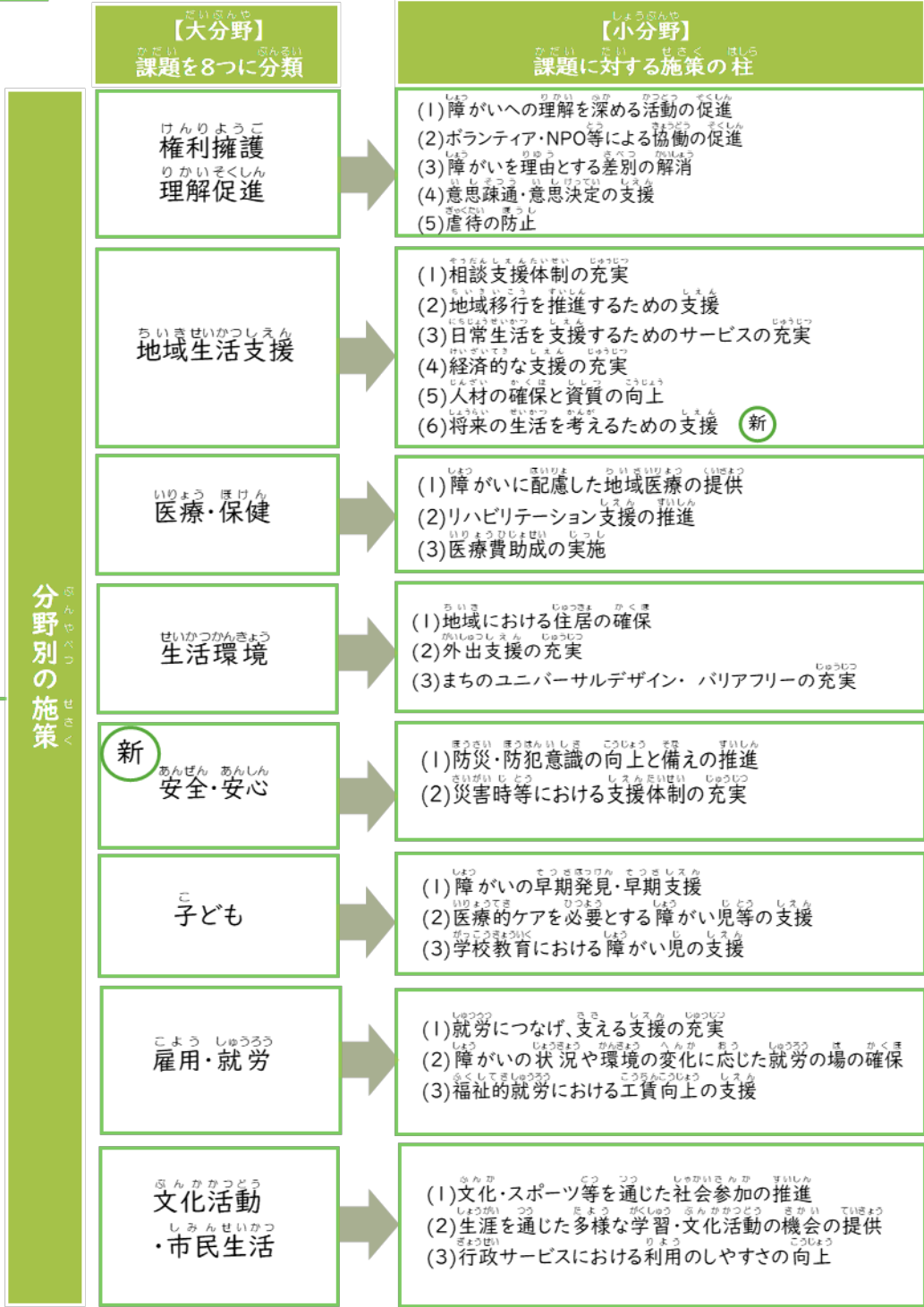


6 施策の体系

基本理念 障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること



課題解決の基礎となるサービス等で、特に、「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」に関連するものです。

- ・障害福祉サービス
- ・障害児通所支援
- ・相談支援
- ・地域生活支援事業 等

法定サービス等では対応することができない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための「市が実施する事業」です。

具体的な個別施策

法定サービス等	市の事業
<ul style="list-style-type: none"> ○心のバリアフリーイベント ○成年後見制度利用支援事業 ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ○障害者虐待防止対策支援事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障がいの理解促進事業 ○障害者差別解消法に基づく相談事業 ○静岡市障害者差別解消支援地域協議会 ○<u>高次脳機能障がいの理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業</u> 等
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地域生活支援拠点等の整備</u> ○<u>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</u> ○障害者相談支援事業 ○計画相談支援 ○各種手当の給付 ○訪問系サービス(居宅介護等) ○日中活動系サービス(生活介護等) ○<u>視覚障がい者の理解促進に関する普及啓発、相談・支援</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>精神障がい者地域移行支援事業</u> ○<u>依存症対策事業</u> ○ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発 ○各種手当の給付 ○介護職員初任者研修受講就労助成金 等
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 ○療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者歯科保健推進事業 ○重度心身障害者医療費の助成 ○特定医療費等の助成 等
<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助 ○<u>共同生活援助(日中サービス支援型)</u> ○同行援護 ○行動援護 ○移動支援事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての活用 ○市街地のバリアフリー化、文字情報サインの設置 ○市役所等のバリアフリー事業 等
	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援推進事業 ○福祉避難所の確保 ○<u>障がいのある人を支援する事業者等への消費生活に係る情報提供</u> ○<u>新型コロナウイルス感染症対策関連事業</u> ○<u>障害者災害時体制強化事業</u> 等
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>児童発達支援・医療型児童発達支援等</u> ○<u>障害児通所支援</u> ○<u>医療的ケア児等支援協議会の設置</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>発達早期支援事業</u> ○児童発達支援センターでの親子教室の実施 ○<u>医療的ケア児等支援コーディネーター配置</u> ○<u>市立こども園における医療的ケア児の受入れ</u> ○特別支援連携協議会の運営 等
<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援 ○就労定着支援 ○就労継続支援A型・就労継続支援B型 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>「就フェス」開催事業</u> ○精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座 ○公共施設を活用した自主製品の販売支援 ○「農・福 連携」の推進 等
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツ推進事業 ○地域活動支援センター ○点字・声の広報等の発行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施 ○<u>市立図書館における福祉サービスの実施</u> ○<u>公職選挙における障がいのある人への配慮</u> 等

7 本計画を効果測定する成果目標の設定

前計画と同様に、国の指針に基づき、令和3年度から令和5年度までにおける目標を下表のとおり定めます。なお、本計画から新たに追加された成果目標があります。

項目	目標値	
	国指針	本市設定
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行		
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	34人(6%以上)	25人(4.4%以上)
(2)入所施設を利用する人の減少数	10人減(1.6%以上)	10人減(1.6%以上)
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
(1)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	69%
(2)入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	86%
(3)入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	92%
(4)精神科病床における1年以上長期入院者数	10.6~12.3万人	計測中
【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数 ㊦	316日以上	316日以上
【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
(1)拠点の整備箇所数	1箇所	整備済み
(2)運用状況の検証・検討	年1回	年2回
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等		
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150人(1.27倍)	150人(1.27倍)
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数 ㊦	111人(1.3倍)	111人(1.3倍)
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数 ㊦	24人(1.26倍)	24人(1.26倍)
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数 ㊦	15人(1.23倍)	15人(1.23倍)
(5)就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合 ㊦	70%	70%
(6)就労移行率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 ㊦	70%	70%
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等		
(1)-1児童発達支援センターの箇所数	確保	3箇所
(1)-2保育所等訪問支援の実施箇所数	確保	3確保
(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	確保	7確保
(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	確保	6確保
(4)-1医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置	設置済み
(4)-2医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 ㊦	配置	20名
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等 ㊦		
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	確保
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 ㊦		
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	体制構築	体制構築

成果目標の考え方と目標達成に向けた主な取組

本計画における成果目標の考え方と、目標達成に向けた取組は、以下のとおりです。成果目標の考え方について、国の基準のとおり定めているものについては、説明を省略しています。

【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 国の基準では、福祉施設から自宅等での生活に移行する人数について、令和元年度末時点の入所者数の6.0%(34人)以上を地域生活に移行させることとなっていますが、平成29年度から令和元年度までの3年間の平均移行者数の状況から予測される令和2年度中の地域移行者数が12人であり、本市が支給決定している人の状況を対象施設に調査した結果によると、訪問系サービス、共同生活援助、生活介護等につなぐことにより、地域移行が可能であると考えられる人が13人いることから、あわせて25人を目標値としました。

※「福祉施設の入所者」は、障害者支援施設等で、「施設入所支援」のサービスを利用している方を指します。

目標達成に向けた主な取組

- 社会福祉施設等施設整備補助 → 157 ページ
- 地域生活支援拠点等機能拡充事業 → 52 ページ
- 施設入所支援 → 67 ページ
- 地域移行支援部会での検討 → 161 ページ

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数は、都道府県が定める成果目標ではありますが、本市の精神障がいのある人の地域生活を支援していくために、参考指標として設定し、市の独自調査による調査と分析を行うこととします。静岡県 290日(2016年調査時点)

目標達成に向けた主な取組

- 地域移行支援 → 68 ページ
- 地域定着支援 → 69 ページ
- 共同生活援助 → 100 ページ
- 自立生活援助 → 70 ページ
- 精神障がい者の地域移行支援事業 → 71 ページ

【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基準どおり整備した地域生活支援拠点1箇所の運用状況の検証・検討を静岡県障害者自立支援協議会地域生活支援部会において、年2回(国指針年1回)実施します。

目標達成に向けた主な取組

- 地域生活支援拠点等機能拡充事業 → 52 ページ

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等

国の基準どおり定めています。

目標達成に向けた主な取組

- 「就フェス」開催事業 → 137 ページ
- 就職面接会の開催 → 137 ページ
- 精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座 → 137 ページ
- 就労支援部会の実施 → 161 ページ
- 就労移行支援 → 135 ページ
- 就労継続支援A型 → 139 ページ
- 就労継続支援B型 → 140 ページ
- 就労定着支援 → 136 ページ

【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等

(2) 重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数は、目標値を7箇所と設定しました。これは、前計画の目標値を下回るものの、新たに整備する事業所として医療型児童発達支援センター（県内初）を見込むことにより、通常の児童発達支援事業所よりも、多くの定員が見込まれます。また、通常の児童発達支援事業所では受入が困難な重度の医療的ケアを必要とする障がい児の受け皿としても期待されます。

(4) -2 医療的ケア児支援コーディネーターについては、国が示す指定特定・障害児相談支援事業所に配置される医療的ケア児コーディネーターの人数の目標値を20名とすることに加え、本市独自の医療的ケア児等コーディネーターを2名配置することを目指します。

目標達成に向けた主な取組

- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 → 129 ページ
- 医療的ケア児等支援協議会 → 130 ページ
- 児童発達支援 → 118 ページ
- 医療型児童発達支援 → 119 ページ
- 保育所等訪問支援 → 120 ページ
- 放課後等デイサービス → 121 ページ

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等

国の基準どおり定めています。

目標達成に向けた主な取組

- 障害者相談支援事業 → 58 ページ

【成果目標7】障害福祉サービスの質を向上するための取組に係る体制の構築

国の基準どおり定めています。

目標達成に向けた主な取組

- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による市職員の人材育成 → 56 ページ
- 障害福祉サービス事業所等指導監査実施事業 → 57 ページ

第4章 分野別の施策について

本計画に登載する施策は、障がいのある人を取り巻く様々な困難や課題を、日常生活や社会生活に関わる各領域を考慮して、8つの分野に区分しました。

分野別の施策(大分野)

- 大分野1 権利擁護・理解促進 ～ 認め合う・守る ～
- 大分野2 地域生活支援 ～ 支え合う・つなぐ ～
- 大分野3 医療・保健 ～ 健康を保つ ～
- 大分野4 生活環境 ～ 暮らす ～
- 大分野5 安全・安心 ～ 備える ～
- 大分野6 子ども ～ 育てる・学ぶ ～
- 大分野7 雇用・就労 ～ 働く ～
- 大分野8 文化活動・市民生活 ～ 楽しむ・参加する ～

8つに区分した「分野別の施策(大分野)」の下には、「課題に対する施策の柱(小分野)」として、合わせて28の課題を解決するための取組の方向性を設定しています。

基本理念に掲げる「共生都市」を実現し、成果目標を達成するためには、各分野の施策が相互に関係していることに留意して、実施していくことも重要です。

例えば、障がいに対する理解が深まることで(権利擁護・理解促進)、障がいのある人が働きやすく(雇用・就労)、様々な社会活動に参加しやすい(文化活動・市民生活)雰囲気や市民全体に浸透したり、地域で受けられる医療の体制(医療・保健)や、居住の場(生活環境)が充実し、更に、災害時の不安が取り除かれ(安全・安心)、将来への不安を解消することで、病院や施設から地域に移行できる障がいのある人が増える(地域生活支援)ことにつながったりという相関性が考えられます。

具体的な取組については、分野ごとに、①法定サービス等(障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等の課題解決の基礎となるサービス等)で、特に「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に関連するものと、②市の事業(法定サービス等が対応していない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための市が実施する事業)を分けて掲載し、活動指標・事業目標を設定しています。

※活動指標・事業目標の数値は、原則として各年度ごとの数値をしめています。

(3年間の合計値ではありません。)

また、障害福祉サービス等の活動指標（利用者数、利用量）は、以下の方法で算出しています。

- 見込利用者数（1か月あたりの実人数）の考え方：
前年度利用者見込数×伸び率（H30→R1）=A
- 見込利用量（1か月あたりの延べ利用時間数）の考え方：
一人当たり利用量（※）×見込利用者数（A）
※一人当たり利用量は、R1延べ利用量÷R1利用人数です。

このような推計から、障害福祉サービス等の想定される「必要な量の見込み」を設定しています。（想定される量の見込みであることから、障害福祉サービス等について、「第6期目標値」ではなく「第6期活動指標」という用語を使用しています。）

なお、利用者数や利用量が現在より増加する見込みの障害福祉サービス等で、現在の事業所数や定員数ではサービスの提供体制が不足してしまう恐れがあるものや、地域課題の解決のために必要であると考えられるものについて、事業所数等を増加する活動指標を設定しています。

とくに、新規に事業所整備が必要になるものについては、「障害福祉サービス事業所等の提供基盤の整備について（159ページ）」に記載しています。

共生コラム1

コロナ禍の中、懇話会の会長として計画策定に関わって

令和元年度から静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会の会長を拝命し、夏の懇話会から50名以上の委員が集まり、障がいのある市民とない市民に対するアンケートの原案を作りました。グループワークで6人位の委員がそれぞれの意見を言う形となった懇話会は何回か開かれ、喧々諤々の場面が多数あったのは、今思えば貴重な機会でした。

今年度、策定が本格化する時期でしたが、コロナ禍で一同に会することができずとても残念でした。10月に1回だけ集まり各テーマのグループで意見交換や提案ができました。他の回は集合せずに、送付を受けた膨大な資料を読みこなし意見や回答を提出する形で、団体の役員でも慣れておらず難しい課題でした。そこで市職員による説明の動画のDVD作成をお願いしたら、担当職員が頑張っておって配布していただきました。ありがとうございました。そしてパブリックコメントの件数は、目標を大きく上回る340件以上となったと聞きました。市民の声が反映された計画になることを期待します。

作成者：静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会会長
牧野善浴（静岡市障害者協会）

「大分野」 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～

○障がいのある人にとっても暮らしやすい共生都市を実現するためには、多様な障がいや障がいのある人のことについて、障がいのある人も障がいのない人も理解することが大切です。「権利擁護・理解促進」分野における取組は、他の分野別の施策を円滑に実行するために必要な基本的な課題です。

○アンケート調査では、「地域における共生が進んでいる」と感じている市民の割合は、障がいのある人で11.7%、障がいのない人で16.0%という結果でした。

○一方で、障がいのない人のアンケート調査の結果では、「交流をする機会がほとんどない人」よりも「地域行事などの活動で交流がある人」の方が、共生が進んでいると感じる割合が高いことがわかりました。

○このため、障がいのある人とない人の関わり合いの機会を充実させることや、市民が積極的に参画する環境づくりを行うことで、共生都市の実現に向けた取組を加速させていきます。そして、これらの取組においては、障がいのある人自身が、自分の考えや、思いを発信していく場を大切にします。

○また、世間の理解が進んでいない障がいや特別な支援や理解が必要となる高次脳機能障がいや視覚障がいなどの障がいについて、理解促進のための取組を行います。

○そして、障がいがあることが理由で不当に差別されたり、虐待を受けたりすることがないように、障害者差別解消法などの関係法令に基づいて、権利擁護に取り組むとともに、制度の周知等に努めます。

「権利擁護・理解促進」分野における施策の柱

- (1) 障がいへの理解を深める活動の促進
- (2) ボランティア・NPO等による協働の促進
- (3) 障がいを理由とする差別の解消
- (4) 意思疎通・意思決定の支援
- (5) 虐待の防止

(1) 障がいへの理解を深める活動の促進

法定サービス等	I
事業名称	担当課
心のバリアフリーイベント	障害福祉企画課

事業概要	<p>全ての人々がお互いの心や身体の個性を大切にしてコミュニケーションを取り、支え合う共生社会の実現を目指し、心の「バリア」を取り除くためのイベント等を行います。</p>
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心のバリアフリー イベントの実施回数 (市が独自に設定)	新型コロナウイルス 感染症拡大 防止のため中止	1回	1回	1回
イベント参加者アンケートの共 生社会への理解が深まった人 の割合(市が独自に設定)	-	80%	80%	80%
障害者週間における 啓発活動の実施箇所数 (市が独自に設定)	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【現状の分析及び課題】





<ul style="list-style-type: none"> イベント来場者のアンケート結果では、「障がいへの理解が深まった」と回答した人の割合が高く(H29: 82%、H30:71.5%)、障がい理解の促進のための効果がありましたが、今後は、更に一歩踏み込み、「共生社会」について理解してもらう必要があります。 心のバリアフリーイベントは、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となっており、「新しい生活様式」のもとで、障がいのある人と障がいのない人が交流することのできるイベントを企画する必要があります。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

<ul style="list-style-type: none"> 「心のバリアフリー」に係る令和2年の「バリアフリー法」改正の趣旨を踏まえ、教育機関との連携を検討します。 「新しい生活様式」を踏まえるだけでなく、これまで来場することが難しかった方も参加することができる心のバリアフリーイベントを企画し、実施します。 障害者週間における啓発活動において、共生社会への理解を進めるため、SDGsアイコンを取り入れます。
--

関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

- 基本目標 (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- SDGs関連ゴール 10. 人や国の不平等をなくそう
- SDGs関連ターゲット 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
1	地域における障がいの理解促進事業	地域の方の障がいのある人への理解が深まるように、講座の開催などを行います。	障害福祉企画課 精神保健福祉課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
市政出前講座等の開催増加による普及活動の促進	6回	地区民生委員・児童委員協議会、市内小学校等に対し、出前講座の周知を行います。	
2	市政出前講座の実施に係る地域の障がいのある人の参画	市政出前講座等で、障がい福祉や差別解消に関する説明を行う際に、障がいのある当事者に参画してもらうことで、当事者の視点に立った理解啓発を進めます。また、情報発信ができる当事者を増やすことにつなげます。	障害福祉企画課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
市政出前講座等に当事者の増加	ふたり2人	開催にあたり、当事者団体等と連携し、出前講座への当事者への参加を依頼します。	
3	障がいの理解促進に関する普及啓発事業	精神障がい・こころの健康等に関する理解を促進させるための普及・啓発を目的に、講演会や研修会を開催します。	こころの健康センター
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
精神障がいの症状・特性を学ぶ研修・教室の開催	2回	精神障がい・こころの健康等に関する理解を深めるための効果的な普及・啓発方法を検討するとともに、関係機関との連携をより一層促進します。	
4	【新規掲載】高次脳機能障がいの理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業	高次脳機能障がいへの理解や支援が深まるように、研修会や連絡会の開催をしたり、支援ネットワーク促進の働きかけをしたりすることで、適切な相談、支援につなげます。	地域リハビリテーション推進センター 精神保健福祉課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
支援者向け研修会や情報交換会の開催 ①研修の開催による普及活動の促進 ②高次脳機能障害情報交換会等によるネットワーク活動 ③高次脳機能障害相談会の開催	①1回 ②1回 ③2回	市内関係機関、支援機関や事業所、家族会への周知を行うとともに、関係機関と連携を進めます。	

『高次脳機能障がい』をご存知ですか？

「高次脳機能障がい」とは、事故や病気などで脳が損傷されて、脳の精密な情報処理（高次脳機能）がうまくいかなかった状態のことをいいます。高次脳機能障がいの主な症状としては「記憶障がい」「注意障がい」「遂行機能障がい」「社会的行動障がい」があります。損傷された場所により、症状の出方はさまざまに変化します。

事故や病気の後で、『以前とは何か違う』『今まで出来ていたのに出来なくなった』ということがあれば、それは高次脳機能障がいの影響によるものかもしれません。

外見は事故や病気以前と変わらないことが多く、障がいが周囲に伝わらないことがあります。障がいの症状について理解がないことで『やる気がない』『さぼっている』など誤解を受けることがあり、高次脳機能障がい者はつらい思いをしています。

事故や病気が原因で、誰もが高次脳機能障がいになる可能性がある、ということはまだまだ広く皆さんに知られていないように思います。

高次脳機能障がいに対する正しい理解や周囲のサポートを、高次脳機能障がい者や家族は必要としています。

<NPO法人高次脳機能障害サポートネットしずおかの活動>

★自助・共助の活動




当事者・家族支援として個々の相談事業を展開しています。


また県の高次脳機能障害医療等総合相談会への協力・講演会の開催などの活動をとおして、社会に対して高次脳機能障がいの正しい理解を求める働きかけをおこなっています。

高次脳機能障がいへの理解が促進され支援が深まることで、高次脳機能障がい者の地域での生活が、よりよい方向に変化していくことを願って活動しています。



作成者：NPO法人高次脳機能障害サポートネットしずおか

市の事業		
事業名称	事業の内容	担当課
<p>学校教育における支え合いの意識づくりの推進事業</p>	<p>学校教育において福祉への関心を広め、支え合う心を醸成する機会を充実させます。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>事業目標(指標)</p>	<p>R5目標値</p>	<p>目標達成のための計画期間中の取組</p>
<p>5 静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付する。 学校と地域が連携した福祉に関する事業の実施</p>	<p>適切な補助金の交付 ※市社協の事業目標:教員向け会議等の実施</p>	<p>静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付します。 静岡市社会福祉協議会は、学校からの個別の相談に対応し、担当教諭向け研修の実施、福祉教育プログラムの提案や講師等の紹介等を行います。</p> 
事業名称	事業の内容	担当課
<p>学校におけるボランティア活動の実施</p>	<p>小学校、中学校、高等学校において、福祉への関心や障がいのある人への理解を広め、地域のボランティア活動の取組を進めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>事業目標(指標)</p>	<p>R5目標値</p>	<p>目標達成のための計画期間中の取組</p>
<p>6 アンケートで「人の役に立つ人間になりたい」と回答する子どもの割合 ①小学校 ②中学校 ③高等学校</p>	<p>①96.0% ②94.4% ③85.0%</p>	<p>①教職員を対象に開催する道徳、人権教育担当者会で、ボランティア精神等について研修する機会を年間2回行います。 ②各小中学校・高等学校において、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、ボランティア推進の授業を展開します。</p> 
事業名称	事業の内容	担当課
<p>こころのバリアフリープロモーター育成講座</p>	<p>精神疾患や障がいに関する理解を広める人材(バリアフリープロモーター)を育成し、お互いに支え合うことのできる地域づくり共生社会の実現を目的として講座を開催します。</p>	<p>こころの健康センター</p>
<p>事業目標(指標)</p>	<p>R5目標値</p>	<p>目標達成のための計画期間中の取組</p>
<p>7 ①講座の実施による精神疾患や障がいを理解する機会の提供 ②受講者の理解度</p>	<p>①6回 ②アンケートで「理解できた」と答えた方の割合90%</p>	<p>①各分野の講師を早期に確保し、チラシやホームページにより積極的に講座の周知を行います。 ②講師との打合せを重ね、受講生が理解しやすい内容とします。</p> 

事業名称	事業の内容		担当課
【新規事業】 パラバドミントンを通じた 共生社会教育推進事業	パラバドミントン体験教室を開催し、市内小中学校における共生社会への 理解促進を行います。①パラバドミントン選手による講演 ②パラバドミントン選手との交流等		スポーツ交流課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
体験教室の実施校数	5校	教育センター等と協力し、市内小中学校に対し、広く 周知を図る。	

共生コラム3

静岡手をつなぐ育成会・清水手をつなぐ育成会コラム(予定)

静岡県が、共生社会ホストタウンとして実施した取組を紹介します。

共生社会ホストタウン「ココパラ」～ココから、心から、オダパラ～



「心のバリアフリー」とは様々な心と身体の特長や考え方を持つすべての人々が、お互いにコミュニケーションをとり、支え合うことです。みんなが自分らしく暮らすために、自分には何ができるだろう？人はどんなときにバリアを感じるのかな？想像してみましょう！そして、バリアを感じているひとのために自分は何かができるかを考えてみましょう！コミュニケーションをとってみたら「バリア」を取り除くための何かが発見できるかも！

心のバリアをとりのぞこう！障がいのある人へのQ&A

普段は会話をする機会が少ない障がいのない人、障がいのある人がお互いを知るきっかけのひとつとするため、市内小学生を中心に、障がいのある人への素朴な質問を募集しました。

このQ&Aを読んで「へー！」「そうなんだ！」「私と同じだ！」そんな風に心の距離を近づけてもらえたら、心のバリアは自然と無くなっているかも。そんな願いがこめられています。

Q&A紹介コーナー

身体障がいのある人への質問

- Q. これからどんな世界になってほしいですか？
- A. 障がいのある人、ない人の区別のない共生社会になってほしい。(30代)
- Q. 生活のなかで一番大変だと感じるのはどんなときですか？
- A. しようとした事ができないとき。(70代・女性)

聴覚・視覚障がいのある人への質問

- Q. ウーバーイーツ等が来たときのように分かるのですか？(聴覚障がいのある人への質問)
- A. インターホンの画面を見る。(40代)
- Q. 相手を判断する時、どうやって判断しますか？(視覚障がいのある人への質問)
- A. 声で判断しています。声を覚えるには時間がかかるので、お名前を覚えてもらえると安心して話せます。(40代)

知的・発達障がいのある人への質問

- Q. コミュニケーションをどのようにしていますか？
- A. 簡単なジェスチャー、実物や絵、写真などの指差しによって伝えます。(20代)
- Q. 1番楽しい時間はどのタイミングですか？
- A. 一日一生懸命動いて、家に帰ってお風呂に入っているとき。誰かに「ありがとう」と言われた時。(30代・男性)

内部障がいのある人への質問

- Q. ペースメーカーは体の中にあると聞いていますが、どうやって動いていますか？
- A. 器具が埋め込まれているので、電池で動いています。(80代)
- Q. 好きなアニメは何ですか？
- A. スラムダンクです。(30代・男性)



Q&Aに寄せられたメッセージ

① 「しようとした事が出来ないとき」これはみんなも思うときもあるよね、それがいっぱいあるのが、障がいをもっている人たちです。昔の人は、平均的にいい人ができるようにできています、それができない人たちが嫌がってしまいます。体の不自由な人を助けたいと思って、行動にうつすってすごい勇氣がある人たちがたくさんいます。声を掛けられても受け入れてもらえず、傷ついたりする。そんな時、障がいのある人は理人度が高くて、助けを求めている事もあるから、嬉しいけどゴメンと思うときもあるんだってことをわかってね。だから傷つかないで、そして、勇気出してね。

(身体障がいのある人・70代・女性)

～質問をしてくださった小学生の皆さん～

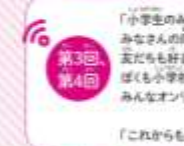
② たくさんの質問を寄せて下さりありがとうございます。知的障がいのある人たちも皆さんと同じようにアイガムやお菓子や絵本が好きです。「同じだ！」と思ってくれた人も多いのではないのでしょうか？そして何より「人が好き！」っていう人が多しです。会話がうまくできなくても相手の意図することはわかります。お名前が出来ないからと、ばかにされたり悪意のあることをされたりすると嫌な気持ちになります。短い文章でお話したり、絵や写真で示したり具体的なものを使ってお話ししてくれるとわかりやすいです。そして何より皆さんが「障がいのある人たちと仲良くしたいな。」と思ってくれるだけでうれしいです。積極的に声をかけてくれるともっとうれしいです。どうぞよろしくお話しします。

(静岡県静岡市手をつなぐ育成会)

SBSラジオ「WASABI」で「心のバリアをとりのぞこう！障がいのある人へのQ&Aコーナー(全6回)」が放送されました。



「障がいのある人の外見や障がいだけを直さないで、内面を知って(れたら)なと思います。困っている人がいたら体の人に頼るのではなく、自分でできることを考えて行動して下さい。思いやる行動には絶対に失敗なんてありません。昔者、みんなが同じ学校で学んだり、大きくなって同じ職場で当たり前に働くような時が来ると思います。今、障がいのある人と障がいのある人というバリアがなくなれば「不自由だけど不自由ではない社会」になると思います。そんな世界をつくるような大人になって欲しいです。」(宮本一紀さん)



「小学生のみなさん、たくさんの質問をありがとうございました。みなさんの周りにみんなと同じことが同じペースでできないお友だちがいてもその子なりに一生懸命にやっていると、そのお友だちも好きなアイドリングしたり、好きな食べ物あったりみなさんと同じかもしれません。ばくも小学校の時は普通学級で通いましたが、友達がたくさんいて、楽しかったです。そのおかげで今はお仕事もがんばっています。みんなオンラインフレンズの人たちです。みんな仲良く楽しく暮らしたらいいなと思っています。」(山田彩香さん)



「障がいで、言葉障がいの方があると思ったら、是非声をかけてください。一方で、補助犬を見かけた時、寄っていただきたいことが4つあります。①話さない足音つめない②声をかけない③食べ物をあげない④、これも補助犬が受け取ってしまえばいいです。⑤、寄つた時に補助犬と補助犬としての働きができなくなってしまう。ケガをする原因になってしまうので、是非遠くを歩かせてください。もし、何か聞きたいことあれば、補助犬ユーザーに聞いてもらえば、お答えすると思いますので、よろしくお願ひします。」(川口瞳さん)

<リスナーから寄せられたメッセージを一部ご紹介！>

- ① 田村さんの精神なお持ちと、素直なお言葉に心が笑われる思いでした。自分の行動を見つめ直すきっかけとして、気をつけ振らしていこうと思います。
- ② ハンドをお持ちの方の色々なお話は、聞いていて、いろいろな勉強になりましたし、みなさん、自信を持って元気に話してくるのには、驚かされました。自分の笑の姿が、心臓の病状で、手術にハンドを抱えている方々の話に聞かされてしまいました。自分にとって身近に感じる興味深い企画でした。

障がいのある人のことを少し身近に感じられたら…心のバリアフリーへ一歩踏み出そう！

ヘルプマーク・カードを見かけたら？

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。ヘルプマーク・カードを身につけている方についているような人がいたら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

授産製品のある生活

パン、木工品、アクセサリーなど障がいのある人が作った授産製品を生活に取り入れてみませんか？静岡市では産直団体「わ・は・は」が静岡市産1期で毎週金曜日、3期産直「茶本島」で毎月毎月、駿河区役所で毎週水曜日、産直団体が「はなみずき」が清水区役所1期で定例開行日に出品中です。

(2) ボランティア・NPO等による協働の促進

法定サービス等	2
事業名称	担当課
アイボランティア入門講座・点字講習会	障害福祉企画課

事業概要	視覚障がいのある人を助けるボランティアを増やすため、アイボランティア入門講座（視覚障がいへの理解、音訳、ガイドヘルプなど）と、点字講習会（点字の学習）を開催します。
------	--

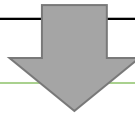
活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アイボランティア 入門講座開催回数 (市が独自に設定)	1回	1回	1回	1回
点字講習会開催回数 (市が独自に設定)	2会場 各1回	2会場 各1回	2会場 各1回	2会場 各1回

【現状の分析及び課題】

- ・受講者数の伸び悩みが課題となっており、増加に向けた取組が必要です。
- ・各講座において、8割以上の出席率を目指します。
- ・受講者が、講座終了後に支援団体の活動への参加に繋がるような取組が必要です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・積極的な広報により、事業の周知を行います。
- ・出席しやすい会場や、日程など実施内容の見直しを行います。
- ・関連する支援団体の活動の周知と、修了生による持続的な視覚障がいのある人への支援の啓発を行います。



関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

- ・基本目標
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- ・SDGs関連ゴール
- 3. すべての人に健康と福祉を

ほうてい とう 法定サービス等	3
じぎょうめいしょう 事業名称	たんとうか 担当課
しゅわほうしん しょうやくひつきしやようせいけんしゅわじぎょう 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業	しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課

じぎょうがいよう 事業概要	ちようかくしやう ひと こうりゆうかつどうろ そくしん しゅわほうしん しょうやくひつき 聴覚障がいのある人との交流活動やコミュニケーションを促進する手話奉仕員・要約筆記者を養成するための講座を開催します。
------------------	--

かつどうしひょう 活動指標	だい き 第5期	だい き もくひょうち 第6期 目標値		
	れいわがねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
しゅわほうしん しょうやくひつきしやようせいこうざ 手話奉仕員養成講座 かいさいかいすう し どくじ せってい 開催回数(市が独自に設定)	かいじょう 2会場	かいじょう 2会場	かいじょう 2会場	かいじょう 2会場
しょうやくひつきしやようせいこうざ 要約筆記者養成講座 かいさいかいすう し どくじ せってい 開催回数(市が独自に設定)	かいじょう 1会場	かいじょう 1会場	かいじょう 1会場	かいじょう 1会場
しゅわほうしん しょうやくひつきしやようせいこうざ 手話奉仕員養成講座 じゅこうしやすう し どくじ せってい 受講者数(市が独自に設定)	にん 52人	にん 60人	にん 60人	にん 60人
しょうやくひつきしやようせいこうざ 要約筆記者養成講座 じゅこうしやすう し どくじ せってい 受講者数(市が独自に設定)	にん 4人	にん 10人	にん 10人	にん 10人

げんじょう ぶんせきおよ かいだい 【現状の分析及び課題】

・ボランティアを養成し、障がいを理解する人の裾野を広げる事業ですが、受講者を確保することが難しく、受講者数が前計画目標値を下回っています。

・手話奉仕員養成講座について、平成26年度から平成29年度まで、定員を80名で行ったところ、受講者への目が行き届かず、修了者が減ってしまったため、令和元年度に定員を60名に変更しました。その結果、受講者数は減少したものの、修了率は前年度を上回りました。(H31:87%/H30:67%)。

・要約筆記者養成講座は、県でも同様の事業を実施していることから、受講生確保や効率の面で実施方法の改善が必要です。

もくひょうたっせい けいかくじっしきかんちゆう とりくみ 【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・ホームページ、広報紙などで奉仕員の活動をPRし、講座への参加を呼びかけていきます。

・要約筆記者養成講座の広報掲載時期を早めるとともに、受講生募集期間を延ばします。

・県と実施方法や開催場所について協議を行っていきます。

かんれん せいかしひょう とく かんれん きほんもくひょう 関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

- ・基本目標① (1)障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- ・基本目標② (2)社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- ・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- ・SDGs関連ゴール② 10. 人や国の不平等をなくそう

ほうてい どう 法定サービス等	4
じぎょうめいしょう 事業名称	たんとうか 担当課
しょしんしゃ む しゅわこうしゅうかい 初心者向け手話講習会	しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課

じぎょうがいよう 事業概要	しみん たいしょう しょしんしゃ む しゅわこうしゅうかい かいさい しょう ひと りかい 市民を対象とした初心者向け手話講習会を開催し、障がいのある人への理 解を促進します。
------------------	--

かつどうしひょう 活動指標	だい 5 第5期	だい 6 目標値 第6期 目標値		
	れいわがんねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
こうざかいさいかいすう 講座開催回数 (市が独自に設定)	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回

【現状の分析及び課題】

へいせい ねんど しみん む こうしゅうかい ぜん かいさい たいいん めい ないよう しょうがく ねんせい
・平成30年度より、市民向け講習会を、全4回開催しており定員は40名です。内容は小学4～6年生を
たいしょう しゅわきょうしつ しゅうちふそく さんかしゃ ていいん たつ かだい
対象とした手話教室ですが、周知不足などにより参加者が定員に達していないことが課題です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

か こ ねん じゅこうしゃ および こうし けっか かいさいばしょ かいすう たいしょうしゃ かんけいだんたい
・過去3年の受講者および講師のアンケート結果をもとに、開催場所や回数、対象者について関係団体
きょうぎ じゅこうしやすう ぞうか つと
と協議をしながら、受講者数の増加に努めます。



かんれん せい かしひょう とく かんれん きほんもくひょう
関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

- きほんもくひょう ① (1) しょう う む けんり い し ひと そんちょう
・基本目標① (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- きほんもくひょう ② (2) しゃかいせいかつ ば めん りよう こうじょう
・基本目標② (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、
しゃかいさんか しえん
社会参加を支援すること
- きほんもくひょう ③ (3) たよう たいおう ちいせいかつ しえん
・基本目標③ (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

えすでいーじーざかんれん
・SDGs関連ゴール

3. すべての人に健康と福祉を

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
9	市民活動センターの運営	NPOの活動を通じて、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者団体を含む市民活動を行う団体に、組織運営の指導や活動場所の提供などを行います。	市民自治推進課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
市民活動センター登録団体数	1,100団体	ばんちようおよしみずしみんかつどう番町及び清水市民活動センターにおいて、研修会・講座の開催、窓口相談の実施、市民活動拠点の提供などを行います。	
10	地域福祉交流プラザの運営	地域福祉の増進を図るとともに、地域福祉の交流の場を提供します。	福祉総務課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
施設利用者数及び事業参加者数合計	17,000人	「地域福祉交流プラザだより」や、ホームページ等を活用した講座の案内や会議室利用方法等の周知を行います。	
11	ボランティア活動を通じた支え合いの意識づくり推進事業	ボランティア活動の普及啓発を図り、福祉への関心を広め、支え合う心を醸成する機会の充実を目指します。	福祉総務課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付する。 ※市社協の事業目標:福祉啓発事業の参加者に対する満足度アンケート	適切な補助金の交付 ※市社協の事業目標:満足度 70%以上	しずおかししゃかいふくしきょうぎかいちいきふくしすいしんじぎょうほ静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付します。 市社協は、ボランティアの普及啓発を目的に、ボランティア団体等と連携し、市民に向けた啓発イベントを開催します。	
12	【新規掲載】市民ワークショップ「Voice of しずおか市民討議会」を活用した共生都市促進検討事業	日頃、障がいのある人と関わる機会が少ない人や、意見を表明する機会が少ない市民の意見を聴きながら、障がいの有無にかかわらず自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現に向けて検討する市民ワークショップ「Voice of しずおか市民討議会」を開催します。	障害福祉企画課 市民自治推進課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
市民ワークショップの実施	— (R3実施)	「Voice of しずおか市民討議会実行委員会」と連携しながら、共生都市の実現に向けた有用な議論しつつ、ワークショップ参加者自身の障がいへの理解が深めるワークショップの方法を検討し、実施します。	 

(3) 障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）

市の事業（しじぎょう）				
事業名称（じぎょうめいしょう）		事業の内容（じぎょうのりゆう）		担当課（たんとく）
障害者差別解消法に基づく相談事業（しょうがいしゃさべつかいしょうほうもとせうだんじぎょう）		障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）に関する相談（そうだん）に対応（たいおう）します。また、民間事業者等（みんかんじぎょうしゃどう）が合理的配慮（ごうりてきはいりよ）の提供（ていきょう）に積極的に取り組むよう、啓発（けいはつ）や研修（けんしゅう）を行います。		障害福祉企画課（しょうがいふくしきかく） 精神保健福祉課（せいしんほけんふくしか）
13	事業目標（指標）（じぎょうもくひょうしひょう）	R5目標値（もくひょうち）	目標達成のための計画期間中の取組（もくひょうたっせいけいかくきかんちゅうとりくみ）	SDGs関連ゴール（かんれん）
	①相談対応及び啓発（そうだんたいおうおよびけいはつ） ②相談窓口増加（そうだんまどぐちぞうか）	①実施（じっし） ②実施（じっし）	①寄せられた相談（そうだん）に対し、適切な対応（たいおう）を行います。民間事業者等（みんかんじぎょうしゃどう）への啓発（けいはつ）を行うため、出前講座（でまへこうざ）の周知（しゅうち）を行います。また、市職員（ししょくいん）に対する研修（けんしゅう）を行います。 ②相談窓口（そうだんまどぐち）の在り方（あかたけんどう）を検討（けんとう）し、適切な数（てきせつかず）の窓口（まどぐち）を設置（せっち）します。	
事業名称（じぎょうめいしょう）		事業の内容（じぎょうのりゆう）		担当課（たんとく）
静岡市障害者差別解消支援地域協議会（しずおかししょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいきぎょうぎかい）		障がい福祉関係者（しょうがいふくしかんけいしゃ）や市内（しん）の民間事業者等（みんかんじぎょうしゃどう）で、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の事例（じれい）を共有（きょうゆう）したり、合理的配慮（ごうりてきはいりよ）の在り方（あかたけんどう）に関する意見（いけん）を交換（こうかん）したりする協議会（ぎょうぎかい）を運営（うんえい）します。		障害福祉企画課（しょうがいふくしきかく）
14	事業目標（指標）（じぎょうもくひょうしひょう）	R5目標値（もくひょうち）	目標達成のための計画期間中の取組（もくひょうたっせいけいかくきかんちゅうとりくみ）	SDGs関連ゴール（かんれん）
	障害者差別解消支援地域協議会の設置、運営（しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいきぎょうぎかいせっちうんえい）の在り方（あかたけんどう）を検討（けんとう）し、適正（てきせい）な運営（うんえい）を行う。	運営（うんえい）	障害者差別解消支援地域協議会（しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいきぎょうぎかい）を設置（せっち）し、運営（うんえい）の在り方（あかたけんどう）を検討（けんとう）します。	

「合理的配慮（ごうりてきはいりよ）」をご存知（ぞんじ）ですか？

障がいのある人は、生活（せいかつ）をしていく中で「車椅子（ぐるまいず）で段差（だんさ）を登（のぼ）れない」、「マスク（ますく）で口元（くちもと）が見え（み）えず、何を話（わ）しているか分（わ）からない」、「漢字（かんじ）が読（よ）めない」など「バリア（ばりあ）」を感じる（かんじる）ことがあります。

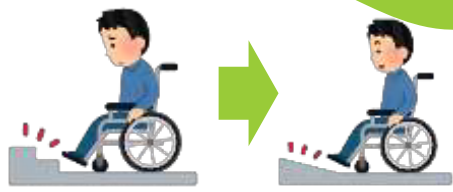
「障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）」は、役所（やくしよ）や事業者（じぎょうしゃ）は、障がい（しょうがい）のある人（ひと）から、「バリア（ばりあ）」を取り除（と）けてほしいと伝え（つた）えられたときは、負担（ふたん）が重（おも）すぎない範囲（はんい）で対応（たいおう）する（事業者（じぎょうしゃ）の場合は、対応（たいおう）するよう努力（どりょく）する）ことを定（さだ）めています。



「段差（だんさ）がある場合（ばあい）」はスロープ（すろーぷ）を置（お）いたり、「何を話（わ）しているか分（わ）からない場合（ばあい）」は手話（てわ）や筆談（ひつだん）をしたり、「漢字（かんじ）が読（よ）めない場合（ばあい）」はひらがな（ひらがな）で書（か）いたりするなど、色々（いろい）ろな方法（はうほう）が考（かんが）えられます。スロープ（すろーぷ）を置（お）くお金（かね）がない場合（ばあい）は、体（からだ）を支（さ）えて段差（だんさ）を越（こ）えることなども「合理的配慮（ごうりてきはいりよ）」のひとつ（ひとつ）です。

「バリア（ばりあ）」をなくすために、できること（できること）から始（は）めてみ（み）ませんか？

作成者（さくせいしゃ）： 静岡市（しずおかし） 障害福祉企画課（しょうがいふくしきかく）



(4) 意思疎通・意思決定の支援

法定サービス等	5
事業名称	担当課
成年後見制度利用支援事業	福祉総務課・障害福祉企画課 高齢者福祉課・精神保健福祉課

事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等により、お金や財産の管理や日常生活を行うことが難しい人が、支援者がいないことなどが理由で成年後見制度の利用ができない場合に、市長申立を適切に行い、制度の利用につなげます。また、利用につながった後に、利用者に資産がない場合は、制度を利用するために必要な成年後見人への報酬の助成を行い、継続して利用できるよう支援します。
------	--

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数(認知) (市が独自に設定)	40件	45件	48件	令和4年度までの実績等をもとに検討
市長申立件数(知的) (市が独自に設定)	2件	5件	6件	令和4年度までの実績等をもとに検討
市長申立件数(精神) (市が独自に設定)	6件	4件	5件	令和4年度までの実績等をもとに検討
報酬助成の実施 (市が独自に設定)	対象者拡大	実施	実施	実施

【現状の分析及び課題】

- ・成年後見制度を必要とする市民について適切に市長申立てを実施し、制度の利用につなげることができています。
- ・報酬助成については、令和元年度から助成の対象を拡大し、市長申立てに限らず資産のない制度利用者の成年後見人の報酬について助成を行っています。対象拡大により、事業費の増大が見込まれます。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・今後も、研修等により職員の資質向上に努め、適切に市長申立てや報酬の助成を実施していきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・基本目標① (1)障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- ・基本目標② (2)社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- ・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- ・SDGs関連ゴール② 10. 人や国の不平等をなくそう
- ・SDGs関連ターゲット 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況にかかわらず、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

法定サービス等	6
事業名称	担当課
成年後見制度法人後見支援事業	福祉総務課・障害福祉企画課 精神保健福祉課

事業概要	法人後見業務を行う人と法人後見支援員としての活動を希望する市民後見人候補者とのマッチング等を行い、人材の確保を通じて法人後見を支援します。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民後見人養成研修の実施 (市が独自に設定)	第1期市民後見養成研修(実務編)の実施	第2期市民後見人養成研修(実務編)の実施	第3期市民後見人養成研修の実施は市民後見人候補者数等実績をもとに検討	令和4年度と同様に令和4年度に基礎編が実施されれば実務編を実施
法人後見支援員となった市民後見人候補者の延べ人数 (市が独自に設定)	0人	5人	6人	7人

【現状の分析及び課題】

前計画期間では、第1期市民後見人養成研修を実施し、13名の市民後見人候補者を市の名簿に登録しました。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- 第2期市民後見人養成研修を実施します。
- 法人後見業務を行う者(現時点では市社会福祉協議会を想定)と市民後見人候補者とのマッチングを行います。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 基本目標① (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- 基本目標② (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- SDGs関連ゴール① 10. 人や国の不平等をなくそう
- SDGs関連ターゲット 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

成年後見支援センターをご存知ですか？

知的障がいなどにより判断能力が低下しても、
市民のみなさんが地域で安心して自分らしく生活が
営めるよう、成年後見支援センターでは以下のことを
行い成年後見制度の利用の支援をしています。
判断能力の低下による困りごとがありましたら、
本人、家族、支援者のどなたでも相談してください。
関係団体と連携し、本人の意思を尊重した制度利用が
できるよう支援をしていきます。



令和2年7月にオープンしました！

相談支援

○センター職員による相談支援を行います。

受付：月曜から金曜まで（祝日・年末年始を除く）の午前9時から午後5時まで

○司法相談員（弁護士又は司法書士）と福祉相談員（センター職員）による相談会を
各区分で毎月1回開催します（事前予約制）。

広報・研修

○市民向け講演会や関係者向けの研修会を開催します。

市民後見人の養成・支援

○本人にとって、より身近な立場で、本人の意思を尊重し寄り添った支援を行う市民に
よる後見人を養成するための研修を行います。

○成年後見支援センター

場所 葵区城内町1-1（静岡市中央福祉センター2階） 電話 275-0955

作成者： 静岡市 福祉総務課

ほうてい どう 法定サービス等	7
じぎょうめいしょう 事業名称	たんとうか 担当課
しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業	しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課 かくくしょうがいしゃしえんか 各区障害者支援課

じぎょうがいよう 事業概要	せんじんしゅわつうやくしゃ しちようしゃ はいち しやくしよ おとず ちようかく おんせいげんごきのう 専任手話通訳者を市庁舎に配置し、市役所に訪れた聴覚、音声言語機能に しょうがいのあるひと 障がいのある人がスムーズにコミュニケーションができるようにします。
------------------	---

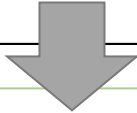
かつどうしひょう 活動指標	だい き 第5期	だい き もくひょうち 第6期 目標値		
	れいわがねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
せっちしゃすう 設置者数 (しが独自に設定)	にん 4人	にん 4人	にん 4人	にん 4人

げんじよう ぶんせきおよ くだい
【現状の分析及び課題】

ちようかく しょう ひと しえんたいせい じゅうじつ へいせい ねんど けいぞく かくくやくしよ しずおかちようしゃ
・聴覚に障がいのある人への支援体制の充実のため、平成27年度から継続して各区役所と静岡庁舎
に専任手話通訳者を配置することができています。

もくひょうたっせい けいかくじっしきかんちゆう とりくみ
【目標達成のための計画実施期間中における取組】

ひ つづ かくくやくしよ しずおかちようしゃ しょうがいふくしきかくか はいち けいぞく
・引き続き各区役所と静岡庁舎（障害福祉企画課）への配置を継続します。
しゅわつうやくしゃ かつどうかんきよう こうじよう じぎょうじっし かんけいきかん じようほうきようゆう けいぞく てきせつ じんいんはいち
・手話通訳者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続、適切な人員配置に
ついて検討していきます。



かんれん せいかしひょう とく かんれん きほんもくひょう 関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標	
きほんもくひょう ・基本目標①	(1) しょうがいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
きほんもくひょう ・基本目標②	(2) しゃかいせいかつ ばめん りよう 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、 しゃかいさんか しえん 社会参加を支援すること
きほんもくひょう ・基本目標③	(3) たよう たいおう ちいせいいかつ しえん 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
えずでいーじーざかんれん ・SDGs関連ゴール	3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	8
事業名称	担当課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	障害福祉企画課

事業概要	聴覚、音声言語障がいのためにコミュニケーションをとることに支障がある人が、スムーズにコミュニケーションを取ることができるように、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、会議や説明会等の内容がわかるようにしたり、通院するときや買い物をするときなど、日常生活を支援したりします。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請に対する派遣の割合 (市が独自に設定)	100%	100%	100%	100%

【現状の分析及び課題】

登録手話通訳者・登録要約筆記者の派遣申請があったもの全てに対して派遣することができており、聴覚障がいのある人の社会参加の促進につながっています。

【令和元年度実績：申請件数(派遣人数)】 手話：947件(1,084人)、要約筆記：51件(74人)

平成28年4月の「障害者差別解消法」施行以来、会議や説明会等における手話通訳者の配置についての認識は広がっていますが、今後は利用者への派遣にあわせ、同法の「合理的配慮」について一層の周知を図る必要があります。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

今後も引き続き派遣依頼があったもの全てに派遣をしていきます。

毎年12月に実施している「障害者週間」の広報・啓発活動などの機会を活用し、「障害者差別解消法」における「合理的配慮」の考え方を引き続き周知していきます。

手話通訳者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続していきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標①

(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること

基本目標②

(2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

基本目標③

(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

SDGs関連ゴール

3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	9
事業名称	担当課
専門性の高い意思疎通支援事業	障害福祉企画課

事業概要	専門性の高い技術を必要とする手話通訳者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣、失語症者向けの意思疎通支援者の養成を実施します。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者養成・研修事業	実施	実施	実施	実施
盲ろう者向け通訳兼介助者養成・研修事業	実施	実施	実施	実施
派遣利用延べ人数 (盲ろう者向け通訳兼介助者派遣事業)	749人	760人	760人	760人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	実施	実施	実施	実施

【現状の分析及び課題】

・手話通訳者養成・研修事業、盲ろう者向け通訳兼介助者養成・研修事業、盲ろう者向け通訳兼介助者派遣事業、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業について、静岡県、浜松市と三者で前計画の目標のとおり共同実施することが出来ています。
 【令和元年度派遣実績】386件(749人)、延べ利用時間1514時間15分

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・今後も、障がいのある人のニーズへの対応が可能となるように、静岡県、浜松市と三者で情報共有しながら実施していきます。



関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・基本目標① (1)障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- ・基本目標② (2)社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- ・基本目標② (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

市の事業				
事業名称	事業の内容			担当課
市民後見人養成研修事業	本人にとって、より身近な立場で、本人の意思を尊重し寄り添う支援を行う市民による後見人を養成するための研修を行います。			福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課
15	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	① 市民後見人養成研修の実施又は市民後見人候補者(研修修了者)の延べ人数 ② 家庭裁判所から市民後見人として選任された延べ人数	① 20人 ② 8人	・第2期市民後見人養成研修を実施します。 ・市民後見人候補者への活動支援を行います。 ・市民後見人候補者と被後見人のマッチングのための受任調整会議を実施します。	
事業名称	事業の内容			担当課
日常生活自立支援	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者や、自分でものごとを判断することが難しい人が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用などの援助を行います。			福祉総務課
16	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
事業契約件数	450件	静岡市日常生活自立支援事業補助金交付要綱に基づき、静岡社会福祉協議会に適切に補助金を交付します。 市社協は、契約締結審査会の実施、関係機関連絡調整会議の実施、生活支援員の研修を実施します。		

障がい者虐待への対応の流れ

通報相談受理

事実確認/緊急性の判断/対応の決定

モニタリング/終結/見守り



【窓口】

1. 障害者虐待防止センター
11か所
うち1か所は24時間365日

2. 各区福祉事務所
障害者支援課

1. 虐待コア会議

通報等の内容を検証し緊急性を判断
(通報から48時間以内に開催)

2. 訪問調査等

障がい者等の状況や事実関係の確認

3. ケース会議

必要に応じて警察・弁護士・医療機関等を追加

- (1) 虐待を受けた人へ支援
- (2) 養護者へ支援
- (3) 成年後見制度利用促進
- (4) 障がい者の保護

1. モニタリング

援助方針、支援内容、関係機関の役割等の見直し

2. 終結会議

再発する恐れがないこと、再発を予防するための対策等を確認し相談対応を終結

3. 見守り

地域で安心して生活できるよう関係機関が見守る

ぎやくたい ぼうし
(5) 虐待の防止

ほうてい サービス とう 法定サービス等	10
じぎょうめいしやう 事業名称	たんとうか 担当課
しょうがいしゃぎやくたいぼうし たいさくしえんじぎょう 障害者虐待防止対策支援事業	しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課 せいしんほけんふくしか 精神保健福祉課

じぎょうがいよう 事業概要	しょうがいのある人への虐待を未然に防いだり、早期に発見したり、迅速に対応し、その後の適切な支援につないだりするために、地域の関係機関や、地域住民の方等の支援体制を強化したり、協力する体制を整備します。
------------------	--

かつどうしひよう 活動指標	だい 5 第5期	だい 6 期 目標値 第6期 目標値		
	れいわがねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
ぎやくたいぼうし せう 虐待防止センター数 (市が独自に設定)	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
ぎやくたいいちじほ ごきやうていし せつすう 虐待一時保護協定施設数 (市が独自に設定)	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
ほうせい いどしやうち けんしやう 法制度周知のための研修 等の開催回数 (市が独自に設定)	0回 ※新型コロナウイルス感染症のた め中止。H30は2回開催	2回	2回	2回

【現状の分析及び課題】

- 虐待防止センター、虐待一時保護協定施設の適正な運営の継続が必要です。
- 迅速・適切な対応を行うために、虐待防止マニュアルの改訂が必要です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- 虐待の通報があった際に、迅速な対応がとれるよう、行政、虐待防止センター、虐待一時保護協定施設、その他関係機関等の連携体制を強化していくために、「自立支援協議会 権利擁護・虐待防止部会」にて支援体制について検討を行います。
- 虐待防止センターの周知のために、年1回「虐待防止センター一覧」を全事業所あてに配布します。

かんれん せい かしひよう とく かんれん きほんもくひよう
関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 基本目標
- SDGs関連ゴール①
- SDGs関連ゴール①

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- 3. すべての人に健康と福祉を
- 16. 平和と公正をすべての人に

- SDGs関連ターゲット 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

2 大分野2 地域生活支援 ～支え合う・つなぐ～

○地域で自分らしく暮らしたいというニーズに添えて、福祉・医療が充実してきたものの、発達障がい、難病、依存症、高次脳機能障がい、強度行動障がいなど、障がいの範囲が拡大・複雑化していることや、医療的ケアを必要とする人や重症心身障がい児者などへの対応が必要になるなど、障がいのある人に対する支援については、ますます多様なニーズに対応していく必要があります。

○これらを解決していくためには、相談支援体制の充実や地域生活支援拠点の機能拡充、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、地域移行・地域定着を推進するための支援、日常生活を支援するためのサービス、経済的な支援等を充実させていく必要があります。あわせて、これらの体制を確保するための人材の確保と資質の向上も重要です。

○また、障がいのある人を介助する人は、60代以上の方が全体の44.8%を占めており、特に、精神障がいのある人を介助する60代以上の方は、52.7%となっています。障がいのある人を高齢の親が支援する「老障介護」の状態になっているケースも増加しています。また、アンケート調査では、日常生活で困っていることとして、「将来の生活に不安がある」を挙げる人も多くみられます。

○こういった老障介護の問題の解決や、将来の生活への不安を解消するため、適切なサービスや制度につないでいくための体制の構築や障害福祉サービス事業所等の確保を進めていきます。

「地域生活支援」分野における施策の柱

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域移行を推進するための支援
- (3) 日常生活を支援するためのサービスの充実
- (4) 経済的な支援の充実
- (5) 人材の確保と資質の向上
- (6) 将来の生活を考えるための支援 【新設】

◇大分野2 全体に係る事業

法定サービス等	11
事業名称	担当課
地域生活支援拠点等の機能拡充	障害福祉企画課

事業概要	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため、5つの機能（「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会」、「専門性」、「地域の体制作り」）を持つネットワークを構築します。
------	--

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置	設置	設置	設置	設置
運用状況の 検証・検討回数/年	2回	2回	2回	2回
コーディネーター配置 人数	2人	2人	2人	2人

【現状の分析及び課題】

<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が地域で暮らすため、通所、短期入所、ヘルパー事業等在宅サービスの人材養成や事業所間の連携を進める必要があります。 各関係機関において、コーディネーターの役割の認識や拠点の面的整備における当事者意識が十分でないという課題があります。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

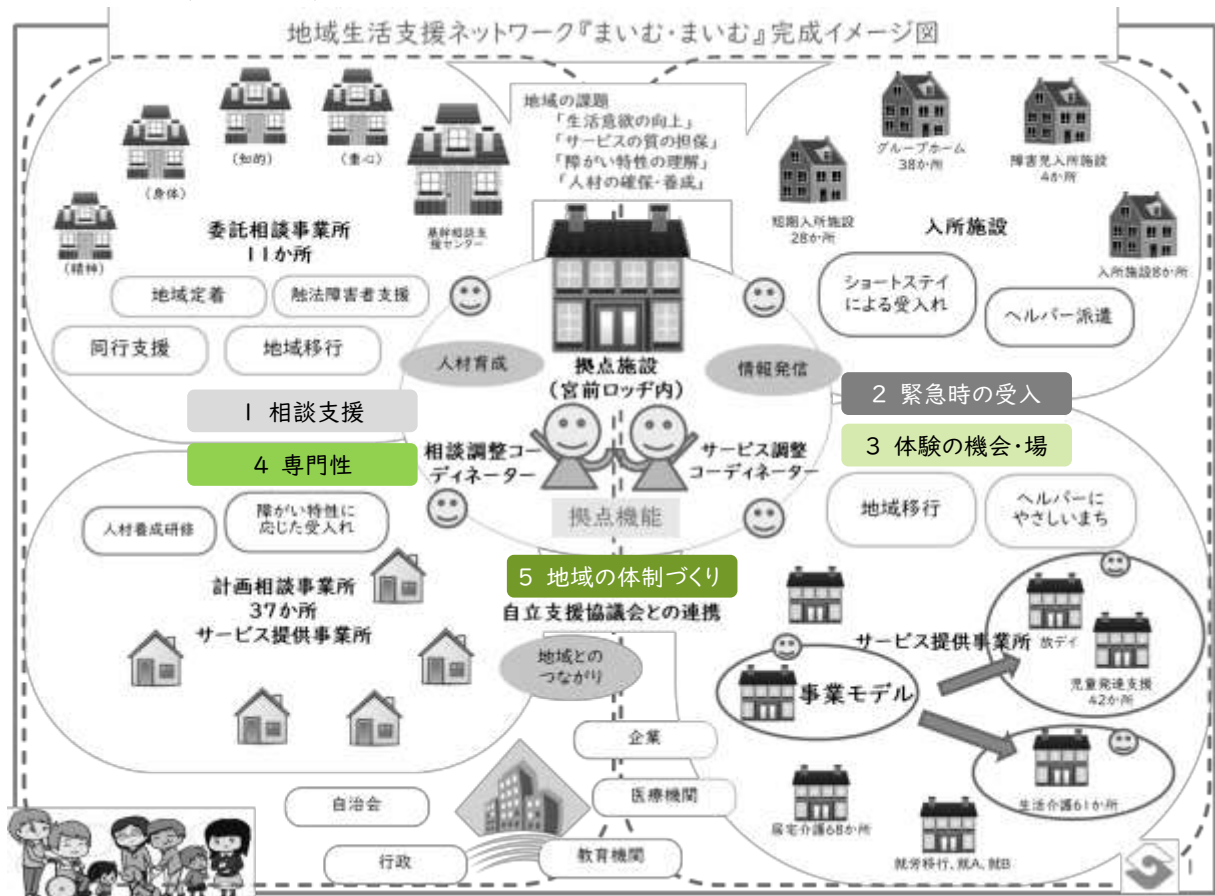
<ul style="list-style-type: none"> 「専門的」機能として、強度行動障がい児者や医療的ケア児などに対する専門的な支援を行うことのできる人材育成を強化していきます。 短期入所の受入を行う事業所において、緊急受入の好事例の共有や体験利用の促進により、緊急受入に対応できる事業所数を増加させていきます。 各関係機関へ地域生活支援ネットワークとコーディネーターに関する周知、協力依頼を行います。
--

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・成果指標①
 - ・成果指標②
 - ・基本目標
 - ・SDGs関連ゴール
- 3-(1)拠点の整備箇所数
- 3-(2)運用状況の検証・検討
- (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
3. すべての人に健康と福祉を

ちいせいかつしえんきょてん めんてきせいび
地域生活支援拠点の「面的整備」について

拠点の機能を「相談支援」「緊急時の受入」「体験の機会・場」「専門性」「地域の体制づくり」の5つとし、拠点を中心に委託相談及び特定相談事業所、発達障がいや就労支援等に関する専門相談機関、各種障害福祉サービス事業所をネットワークで結び、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりを進めます。



相談支援

各相談支援事業所を中心に、困難事例の円滑な対応に向けたネットワークづくりと人材養成を行います。

緊急時の受入

「予防」と「緊急時の対応・受入」により、障がいのある方が地域で安心して生活できる環境を整えます。

体験の機会・場

本人が望む環境で暮らせる地域づくりのため、各事業所、関係機関の情報収集・提供・管理、人材養成などを行います。

専門性

医療的ケアが必要な者や、行動障がいや有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

法定サービス等	12
事業名称	担当課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	精神保健福祉課

事業概要	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができ るよう、保健、医療及び福祉関係者等による包括的な支援体制の構築を図ります。
------	--

活動指標	第5期	第6期 目標値			
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の設置	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み	
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催回数	2回	2回	2回	2回	
保健、医療 及び福祉関 係者による 協議の場へ の関係者の 参加者数	保健	0人	0人	0人	0人
	医療(精神科)	4人	4人	4人	4人
	医療(精神科以外)	0人	0人	0人	1人
	福祉	5人	5人	5人	5人
	介護	1人	1人	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人	1人
	家族	1人	1人	1人	1人
	その他(内容:法律家)	1人	1人	1人	1人
その他(内容:行政機関)	2人	2人	2人	2人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の 場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	2回	

【現状の分析及び課題】

・入院後の退院率については高い水準で推移していますが、長期入院患者の地域移行・地域定着を推進
していくため、必要な体制整備について引き続き関係機関との協議が必要です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・地域移行支援部会において、地域移行の推進に係る課題や手法など官民協働で協議を行い、医療と福
祉、行政が連携した地域移行支援体制の構築に取り組んでいきます。

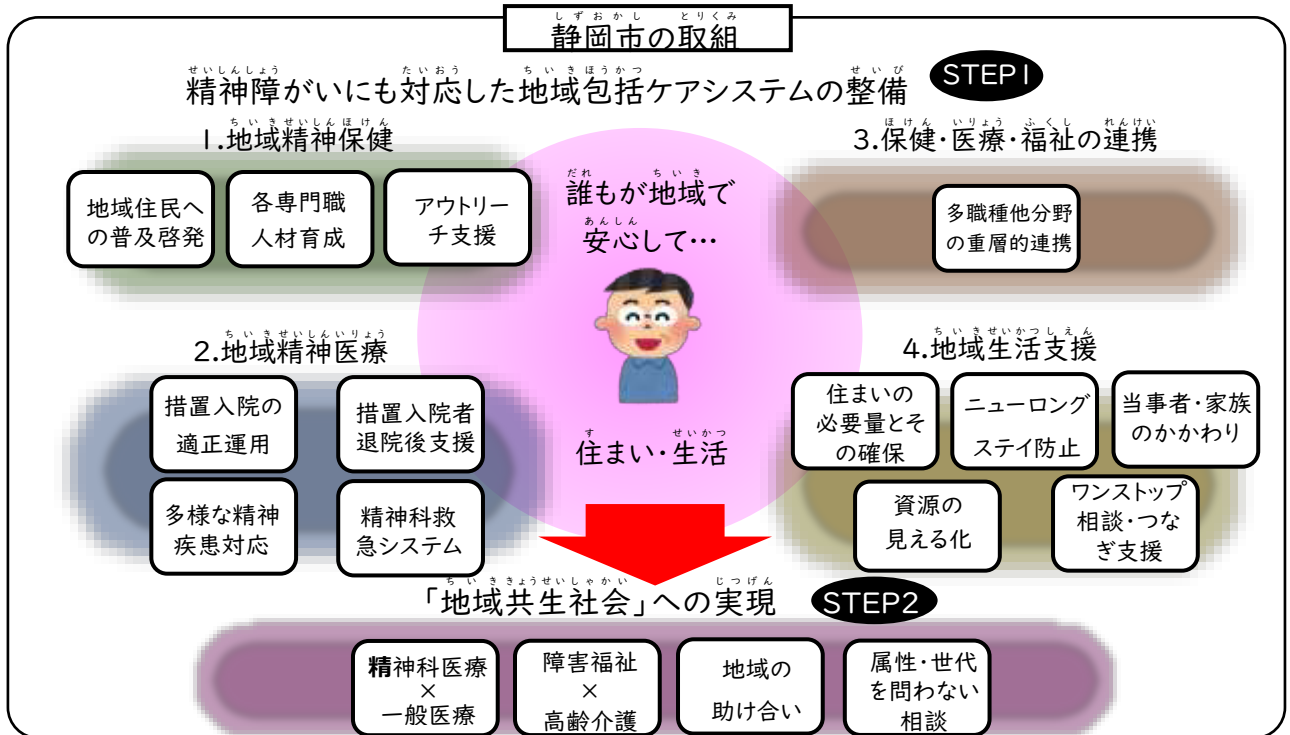
関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

- ・成果指標① 2-(1)入院後3か月以内に退院できる人の割合
- ・成果指標② 2-(2)入院後6か月以内に退院できる人の割合
- ・成果指標③ 2-(3)入院後1年以内に退院できる人の割合
- ・成果指標④ 2-(4)精神科病床における1年以上長期入院者数
- ・成果指標⑤ 【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- ・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- ・SDGs関連ゴール② 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精
神保健及び福祉を促進する。

◆精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域住民の助けあいが包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備（STEP1：R3～R5年度）をしながら、将来的に精神障がい者への支援に限らない「地域共生社会」の実現（STEP2：R6年度以降）を目指します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備 STEP1

成果目標	対策	対象	協議の場	
精神障害者の精神 病床から退院後1年 以内の地域における 平均生活日数 316日以上 精神病床の1年以上の 入院患者数の 減少 (計測中) 精神科病床の退院率 3か月後 69% 6か月後 86% 1年後 92%	1.地域精神保健 (1) 地域住民への普及啓発 (2) 各専門職の人材育成 (3) アウトリーチ支援	・地域住民、民生委員等 ・医療従事者、福祉、介護 支援者等	・精神保健福祉審議会 ・精神障害者地域 連携協議会(代表者 会議、実務者会議)	
	2.地域精神医療 (1) 精神科救急システム体制整備 (2) 措置入院の適正な運用 (3) 措置入院者の退院後支援 (4) 多様な精神疾患への対応	・中重度精神障害者 ・治療中断者、未治療者、身体 合併症者 ・精神科病院、精神科診療所、 警察署、検察、行政機関		
	3.保健・医療・福祉の連携 (1) 各関係者による重層的連携	・精神保健医療、一般医療、 障害福祉、介護等の関係者		・障害者自立支援協 議会 ・地域移行支援部会
	4.地域生活支援体制 (1) ワンストップ相談・つなぎ支援 (2) 資源の見える化 (3) 住まいの必要量とその確保 (4) ニューロングステイの防止 (5) 当事者や家族のかかわり	・長期入院者(65歳以上・未 満) ・治療中断者、未治療者(ひき こもり含)、身体合併症者 ・精神科医療、身体科医療、 障害福祉、介護等の関係者 ・ピアサポーター、家族		・ワーキンググループ



ほうていとう 法定サービス等	13
じぎょうめいしやう 事業名称	たんとうか 担当課
しょうがいふくしとうかかかくしけんしやうかつやうししよくいんじんざいいくせい 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による市職員の人材育成	しょうがいしやしえんすいしんか 障害者支援推進課 しょうがいふくしきかくかほか 障害福祉企画課 他

じぎょうがいよう 事業概要	しずおかけんじっしけんしやうししよくいんさんかせんもんちしきもししよくいん 静岡県が実施する研修に、市職員が参加することで、専門知識を持つ市職員を増やしていきます。
------------------	---

かつどうしひやう 活動指標	だいごき 第5期	だいごきもくひやうち 第6期 目標値		
	れいわねんどじっせき 令和元年度実績	れいわねんど 令和3年度	れいわねんど 令和4年度	れいわねんど 令和5年度
そうだんしえんじやうじしやしよにんしやけんしやうししよくいんさんかになんずう 相談支援従事者初任者研修の市職員参加人数	0人	1人	1人	1人
しょうがいしえんくぶんにていちょうきいんけんしやうししよくいんさんかになんずう 障害支援区分認定調査員研修の市職員参加人数	8人	8人	8人	8人

【現状の分析及び課題】

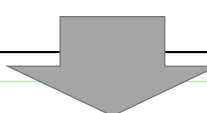
しょうがいしえんくぶんにていちょうきいんけんしやうまいとししよくいんさんかそうだんしえんじやうじしやしよにんしやけんしやう
・障害支援区分認定調査員研修には、毎年市職員が参加していますが、相談支援従事者初任者研修には、
げんざいししよくいんさんか
現在市職員からの参加者はいません。

ぶんやかんれんじぎょうしよくいんちしきたてわてきかだい
・いろいろな分野にまたがる関連事業について、職員の知識が縦割的になってしまうことが課題です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

しょうがいしえんくぶんにていちょうきいんけんしやうくわそうだんしえんじやうじしやしよにんしやけんしやうまいとしひとりいじやうししよくいん
・障害支援区分認定調査員研修に加え、相談支援従事者初任者研修についても、毎年1人以上の市職員
さんかおこな
の参加を行います。

しょうがいしえんくぶんにていちょうきいんけんしやうそうだんしえんじやうじしやしよにんしやけんしやういがいけんしやうせつきよくてきさんかかんきやう
・障害支援区分認定調査員研修、相談支援従事者初任者研修以外の研修にも積極的に参加する環境を
こうちく
構築していきます。



かんれんせいしひやうとくかんれんきほんもくひやう
関連する成果指標・特に関連する基本目標

- せいしひやう
・成果指標
- きほんもくひやう
・基本目標
- えすでいーじーずかんれん
・SDGs関連ゴール

しつこうじやうほかとりくみかかたいせいこうちく
7 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

たやうたいおうちちいきせいかつしえん
(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

ひとけんこうふくし
3. すべての人に健康と福祉を

ほうていとう 法定サービス等	14
じぎょうめいしやう 事業名称	たんとうか 担当課
しょうがいふくし 障害福祉サービス事業所等指導監査等実施事業	
しょうがいしゃしえんすいしんか 障害者支援推進課	

じぎょうがいよう 事業概要	していしょうがいふくし 指定障害福祉サービス事業所等の適切な運営の実現を図るため、指導監査を行い、その結果について、しずおかけんやしまつしきやうゆう 静岡県や浜松市と共有するための連絡会を開催します。 また、しんさしほらいじむ 審査支払事務の効率的・効果的な実施に向け、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析内容や審査支払事務における課題等について事業所やかんけいじちたいとう 関係自治体等と共有します。
------------------	---

かつどうしひやう 活動指標	だいご 第5期	だいごきもくひやうち 第6期 目標値		
	れいわがねんどじっせき 令和元年度実績	れいわがねんど 令和3年度	れいわがねんど 令和4年度	れいわがねんど 令和5年度
けんせいれいし 県・2政令市による じやうほうきやうゆうじっしかいすう 情報共有実施回数/年	0回	1回	1回	1回
けんせいれいし 県・2政令市による障害者 じりつしえんしんさしほらいとう 自立支援審査支払等シ テムによる審査結果の共 うゆうかいすう 有回数/年	0回	1回	1回	1回

【現状の分析及び課題】

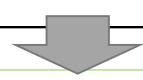
しずおかけん、しまつし、しずおかし
静岡県、浜松市、静岡市の3者により、年に3回、連絡会を開催し、事業者の指定と指導、審査支払事務について、課題や解決策などの情報交換を行っていますが、それぞれの指導監査結果の状況については、共有できていないことが課題です。

また、事業者向けに行われる年に1回の集団指導では、審査支払事務の課題等について、共有を行っているものの、審査支払事務における全ての課題を十分に共有できていないことが課題です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

ぎやうせい
行政の連絡会では、これまで行ってきた情報交換に加え、それぞれの指導監査結果についても情報共有を行うために、必要な連絡・調整を行っていきます。

じぎょうしやむ
事業所向け集団指導では、審査支払事務における課題を共有し、効率的・効果的な実施に向けて取り組んでいきます。



かんれん
関連する成果指標・特に関連する基本目標

- せいかしひやう
成果指標
- きほんもくひやう
基本目標
- えすでいーじやかんれん
SDGs関連ゴール

しつこうじやうはか
7 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

たよう
(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

ひとけんこうふくし
3. すべての人に健康と福祉を

そうだんし えんたいせい じゅうじつ
(1) 相談支援体制の充実

ほうてい とう 法定サービス等	15
じぎょうめいしやう 事業名称	たんとうか 担当課
しょうがいしゃ そうだんし えんじぎょう 障害者相談支援事業	しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課

じぎょうがいよう 事業概要	しょうがいのある人が、障がいの種類にかかわらず、持っている能力や適性にあわせて、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその関係者からの相談に応じて必要な情報を提供したり、助言をしたりして支援を行います。また、関係機関との連絡調整や、地域連携システム(ネットワーク)を構築するための会議を開催します。
------------------	---

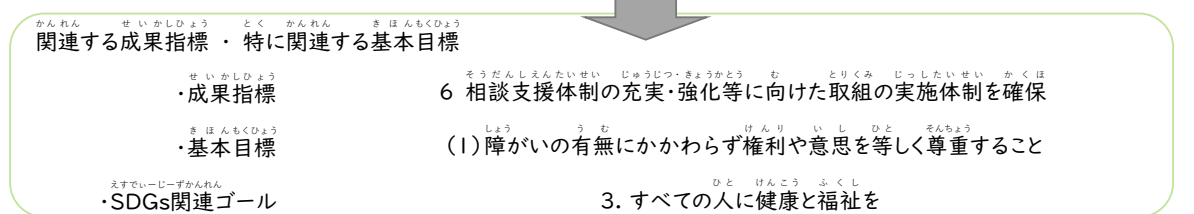
活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いたくそうだんし えんじぎょうしよ 委託相談支援事業所 設置箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
きかんそうだんし えん 基幹相談支援センター 設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
ちいき そうだんし えんじぎょうしや たい 地域の相談支援事業者に対 する訪問等による専門的な指 導・助言件数	159件	160件	184件	208件
ちいき そうだんし えんじぎょうしや じんざい 地域の相談支援事業者の人材 育成のために行う支援件数	37件	36件	39件	42件
ちいき そうだんし えんきかん との 連 地域の相談支援機関との連 携強化の取組実施回数	57件	65件	76件	89件

【現状の分析及び課題】

<p>かいけつ むづか じれい ・解決が難しい事例についての相談が年々増加している上に、緊急時の対応や深夜、早朝など時間に関係なく支援を行うことも必要となっており、業務量と報酬が見合っていないことと人員不足が顕著になっています。</p> <p>もんだいい か せうだん かせい せい かつ こんなん ・8050問題に係る相談、家庭での生活が困難であるが入所施設等の福祉サービスの対応も困難な相談、触法障がい者を中心に金銭的なトラブルに関する相談が増加しています。</p>

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

<p>げんざい そうだんし えんじぎょうむないよう せいし しん ひつよう ぶぶん じゅうてんてき とく ・現在の相談支援業務内容を精査し、真に必要な部分に重点的に取り組んでもらうための検討を行います。</p> <p>かくいたくそうだんし えんじぎょうしよ はいち ぎょうむないよう みなお げんとう ・各委託相談支援事業所の配置や業務内容の見直しについて検討します。</p> <p>ちいき ほうかつし えん れんけい もんだい きょうどう とく ・地域包括支援センターと連携し、8050問題に協働で取り組むための体制整備を行います。</p>



ほうてい サービス等 法定サービス等	16
じぎょうめいしょう 事業名称	たんとうか 担当課
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょうがいしゃしえんすいしんか 障害者支援推進課 しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課

じぎょうがいよう 事業概要	しょうがいふくし ちいきそうだんしえん りよう すべ しょう ひと たいしょう 障害福祉サービスや地域相談支援を利用する全ての障がいのある人を対象に、サービ スを利用するときに必要な「サービス等利用計画」を策定したり、サービス等の利用状況 を検証したり、計画の見直しや、サービス事業所等との連絡や調整を行います。
------------------	---

かつどうしひょう 活動指標	だいご 第5期	だいごかつどうしひょう 第6期活動指標		
	れいわがねんどじっせき 令和元年度実績	れいわねんど 令和3年度	れいわねんど 令和4年度	れいわねんど 令和5年度
りようしゃすう 利用者数	4,265人	4,525人	4,661人	4,801人
そうだんしえんせんもんいんすう 相談支援専門員数 (市が独自に設定)	71人	117人	120人	124人

げんじょう ぶんせきおよ くだい
【現状の分析及び課題】

しょうがいふくし りよう ひと ふ しきせうけつていしゃすう ぞうか ・障害福祉サービスを利用する人が増え、支給決定者数が増加していることから、計画相談の利用者 数は大幅に増加傾向にあります。それに伴い、相談支援専門員の人材確保が課題となっています。
けいかくそうだん りよう そうだんしえんせんもんいん み のぞ ・計画相談を利用したくても相談支援専門員が見つからないことなどによる望まないセルフプランの 増加が課題となっています。

かつどうしひょうたっせい けいかくじっしきかんちゅう とりくみ
【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい そうだんしえんぶかい ちゅうしん たいおうさく きょうぎ ・障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、対応策について協議します。
そうだんしえんじぎょうしよ しんきかいせつ まぼう じぎょうしゃとう そうだん せっきょくてき おう しんきかいせつ む ・相談支援事業所の新規開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じるなど、新規開設に向けた 対応を継続していきます。

かんれん せいかしひょう とく かんれん きほんもくひょう
関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

- せいかしひょう
・成果指標 6 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
- きほんもくひょう
・基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- えすでいーじーかんれん
・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

ほうてい とう 法定サービス等	17
じぎょうめいしやう 事業名称	たんとうか 担当課
しょうがい じ そうだん し えん 障害児相談支援	しょうがいしゃしえんすいしんか 障害者支援推進課 しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課

じぎょうがいよう 事業概要	<p>サービスを利用する児童の心と身体^{りよう じどう こころ からだ じょうきやう}の状況や、その他の事情^{た じじょう ぶ}を踏まえて、利用^{りよう}する障害児通所支援^{しょうがい じつうしよしえん しゆるい}の種類や内容^{ないようとう きさい}等を記載した「障害児支援利用計画^{しょうがい じしえんりようけいかく}」の作成^{さくせい}や、サービス事業所等^{じぎょうしやとう}との連絡調整^{れんらくちやうせい}を行います。また、モニタリング期^{おこな}間ごとに「障害児支援利用計画^{しょうがい じしえんりようけいかく}」の評価^{ひやうか}を行います。</p>
------------------	---

かつどうしひやう 活動指標	だい 5 第5期	だい 6 かつどうしひやう 第6期活動指標		
	れいわがねんどじつせき 令和元年度実績	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
りようしやすう 利用者数	1,756人	2,613人	3,188人	3,889人
そうだんし えんせんもんいんすう 相談支援専門員数 (市が独自に設定)	52人	67人	82人	100人

げんじやう ぶんせきおよ かい
【現状の分析及び課題】

しょうがい じつうしよ しやうがいふくし りよう ひと ぶん しきやうけつていしやすう そうか
・障害児通所サービスや障害福祉サービスを利用する人が増え、支給決定者数が増加していること
から、計画相談の利用者数は大幅に増加傾向にあります。それに伴い、相談支援専門員の人材確保
が課題となっています。

けいかくそうだん りよう そうだんし えんせんもんいん み のぞ
・計画相談を利用したくても相談支援専門員が見つからないことなどによる望まないセルフプランの
増加も課題となっています。

かつどうしひやうたっせい けいかくじつ しきかんちゆう とりくみ
【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

しょうがいしゃじりつし えんきやうぎかい そうだんし えんぶ かい ちゆうしん たいおうさく きやうぎ
・障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、対応策について協議します。

そうだんしえんじぎやうしよ しんきかいせつ きぼう じぎょうしやとう そうだん せつきよくてき おう しんきかいせつ む
・相談支援事業所の新規開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じるなど、新規開設に向けた
対応を継続します。



かんれん せいかしひやう とく かんれん きほんもくひやう 関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標	
せいかしひやう ・成果指標	6 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
きほんもくひやう ・基本目標	(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
えすでいーじーずかんれん ・SDGs関連ゴール	3. すべての人に健康と福祉を

さまざまな相談支援

さまざまな相談支援は、階層的にそれぞれの役割を担い、障がいのある人を支えています。

【第3層】

地域における相談支援体制の整備
や社会資源の開発など

【主な担い手】

基幹相談支援センター
地域(自立支援)協議会

- ・総合的・専門的な相談の実施
- ・地域の相談支援体制強化の取組
- ・地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成
- ・地域の相談機関との連携強化
- ・地域移行・地域定着の促進の取組
- ・権利擁護・虐待の防止

【第2層】

一般的な相談支援

【主な担い手】

市町村相談支援事業
(委託相談支援事業所)

- ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介

【第1層】

基本相談支援を基盤とした
計画相談支援

【主な担い手】

指定特定相談支援事業等
(計画相談・障害児計画相談)

- ・基本相談支援
- ・計画相談支援等
- ・サービス利用支援・継続サービス利用支援等

ほうていとう 法定サービス等	18
じぎょうめいしやう 事業名称	たんとうか 担当課
はったつしやうがいしやしえんちいききやうぎかい うんえい 発達障害者支援地域協議会の運営	
しやうがいふくしきかくか 障害福祉企画課	

じぎやうがいやう 事業概要	はったつしやう しやうがい じしや 発達障害のある障がい児者へのライフステージに応じた一貫した支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が連携の緊密化を図り、体制の整備について協議を行います。また、発達障害者支援センターの活動状況について検証を行います。
------------------	--

かつどうしひやう 活動指標	だい き 第5期	だい き もくひやうち 第6期 目標値		
	れいわがねんどじつせき 令和元年度実績	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
かいさいかいすう 開催回数	かい 2回	かい 2回	かい 2回	かい 2回

げんじやう ぶんせきおよ かい
【現状の分析及び課題】

しずおかしはったつしやうがいしやしえんちいききやうぎかい
静岡市発達障害者支援センターの活動状況が検証されることにより支援体制がブラッシュアップされています。令和2年度は「すくすくファイル」と「サポートファイル」の改訂を軸に教育と福祉の連携について協議された。今後も幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制について協議を重ねていく必要があります。

もくひやうたっせい けいかくじっしきかんちやう とりくみ
【目標達成のための計画実施期間中における取組】

しずおかしはったつしやうがいしやしえんちいききやうぎかい
静岡市発達障害者支援センターの活動状況について、「静岡市発達障害者支援地域協議会」が検証する。
とくべつしえんれんけいききやうぎかい れんけい きやういく ふくし れんけい げんとう
特別支援連携協議会と連携し、教育と福祉の連携について検討する。

かんれん せいかしひやう とく かんれん きほんもくひやう
関連する成果指標・特に関連する基本目標

- せいかしひやう
・成果指標
- きほんもくひやう
・基本目標
- えすでいーじーずかんれん
・SDGs関連ゴール

そうだんしえんたいせい じやうじつ・きやうかとう む とりくみ じっしなたいせい かくほ
3 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

しやう うむ げんり いし ひと そんちやう
(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること

ひと げんこう ふくし
3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	19
事業名称	担当課
発達障害者支援センターの運営	
障害福祉企画課	

事業概要	発達障がいのある障がい児者やその家族からの相談に応じて、指導や助言を行ったり、関係機関と連携して支援を行ったりする「発達障害者支援センター」を運営します。また、発達障がいへの理解促進や関係機関へのコンサルテーション(助言)を行うことで、地域の支援力の向上や緊密な連携による支援体制の構築を目指します。
------	--

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(延べ)	2,932件	2,764件	2,684件	2,606件
関係機関コンサルテーション(助言)件数	173件	184件	197件	210件
市民及び外部機関向け講座開催回数(うち成人期向け講座開催回数)	164回	205回 (うち20回)	213回 (うち20回)	221回 (うち20回)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数【新】	321人	321人	321人	321人
ペアレントメンターの人数【新】	79人	85人	88人	91人
ピアサポートの活動への参加人数【新】	15人	15人	15人	15人

【現状の分析及び課題】

- 相談業務の対象が個人から支援者に変ってきており、支援者の養成によりセンターの相談に結び付く前に課題が解消されることが増えています。
- 問題が複雑化している相談が増え、1件あたりの電話対応に係る時間が長くなっています。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- 発達障がいのある人に対する総合的な支援を行う拠点として、子どもから成人までライフステージにあわせて、関係機関との連携を強化していきます。
- 居場所づくりのためのピアサポート活動に対しアドバイスや研修会を実施し、成人期の発達障がい者を支援します。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

市の事業					
事業名称		事業の内容		担当課	
17	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動		見守りが必要な方への訪問活動、相談支援などを行います。		福祉総務課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	相談・支援件数(障がいのある人に関すること)	1,350件	① 民生委員・児童委員及び主任児童委員に対する活動負担減の取組の実施 ② 委員充足率の向上		
事業名称		事業の内容		担当課	
18	うつ病対策事業		精神障がいへの対応や自殺予防等を進めるため、メンタルヘルス全般に関する電話相談を実施します。		こころの健康センター
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	①週5日実施 ②9月の自殺予防週間における受付時間の拡大	①週5日実施(13時～16時) ②9月自殺予防週間において、5日間、午前中3時間の受付時間の拡大	相談員全員が集まる定例会を計画的に開催し、困難ケースの適切な対応方法等について共有するとともに相談員の資質向上を図ります。		
事業名称		事業の内容		担当課	
19	障害者相談員設置事業(身体・知的)		身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、障がい当事者等が相談員として相談事業を行うほか、関係機関の事業への協力や、障がいへの理解促進のための活動をします。		障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	相談対応率(関係機関への紹介を含む)	100%	障害者相談員研修会の内容を充実させます。		
事業名称		事業の内容		担当課	
20	精神障害者家族等相談員相談事業		精神障がい者とその家族からの相談に対して、同じ当事者家族という立場で相談を行います。		精神保健福祉課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	家族会の家族相談員による相談事業の実施	214件	当事者団体に対し補助金を交付し、家族会による家族相談の活動を支援します。		
事業名称		事業の内容		担当課	
21	精神保健福祉相談事業		保健所や区役所にて、精神科医師による相談事業を行います。		精神保健福祉課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	精神科医師による定例相談の実施	各区にて毎月1回実施	①「精神保健福祉のしおり」等により、事業周知するほか、電話相談時に窓口の案内を行います。 ②精神保健福祉に関することについて、受診勧奨及び家族問題の調整等を行い、当事者やその家族の医療相談窓口として機能します。		

市の事業				
事業名称	事業の内容		担当課	
22	<p>難病患者地域支援対策事業</p>	<p>在宅の難病患者及びその家族の療養生活の支援を行うため、保健師等が自宅を訪問し、日常生活についての相談や情報提供を行います。また、その支援について医師、事業者等で構成する評価委員会において検討します。</p>		保健予防課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	
	<p>難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業の開催回数</p>	3回	<p>評価委員会を実施し、訪問支援について専門分野の意見や課題等の提案を受け、個別の支援計画の策定、評価を行います。</p> 	
事業名称	事業の内容		担当課	
<p>【新規掲載】 依存症 対策事業</p>	<p>①依存症家族教室…依存症当事者の家族を対象に、家族のコミュニケーションスキルの向上を図るための教室を開催します。</p> <p>②アルコール問題等スキルアップセミナー…地域の支援者の依存症関連問題への対応力の向上を図るために、断酒会と協働してセミナーを開催します。</p> <p>③ギャンブル依存症回復プログラム(リカバリー・チャンネル)…ギャンブル依存の当事者を対象に、個別面談や集団プログラムによる回復プログラムを行います。</p> <p>④依存症問題研修会…地域の支援者を対象に、依存症への理解や対応方法を深めることを目的として、専門家による研修会を開催します。</p> <p>⑤依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を行います。</p>		<p>こころの健康センター 精神保健福祉課</p>	
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	
23	<p>①家族教室の実施回数</p> <p>②セミナーの実施回数</p> <p>③プログラムの実施回数</p> <p>④研修会の開催回数</p> <p>⑤依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備箇所数</p>	<p>①4回×2クール</p> <p>②10回</p> <p>③個人個別2回、集団5回</p> <p>④2回</p> <p>⑤2箇所</p>	<p>①家族のコミュニケーションスキルプログラム(クラブ)を中心とした内容で、依存症当事者を持つ家族が当事者に対しどのように対応したらよいかを学ぶ場を提供します。</p> <p>②自助グループである断酒会の定例会の見学(前半)と、講義とワークを中心とした勉強会、困難事例の多職種による相談会、断酒会の訪問支援事例の報告会(後半)とで構成するセミナーを開催します。</p> <p>③認知行動療法に基づく集団療法と個人面接を通して、ギャンブル依存症当事者の回復を図るプログラムを実施します。</p> <p>④講師を早期に確保し、チラシやホームページにより積極的に研修の周知を行います。また、講師との打合せを重ね、受講生が理解しやすい内容にします。</p> <p>⑤ 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定し、静岡県と連携して人材育成や普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を推進します。</p> 	

『この人…依存症?』にお答えします。

依存症とは、ある特定の物資(アルコール、薬物など)や行為(ギャンブルなど)へのコントロールが効かない状態のことです。最初は適度に利用していたはずが、繰り返すうちに「やめたいのに、やめられない状態」に進行し、その結果、自分の大切にしてきた家族や仕事、趣味よりもはるかにその依存対象を優先してしまう状態に陥ってしまうのです。



依存症は、脳がどうしてもその行為をさせようとしてしまう「脳の病気」なので、強い気持ちや意志だけでコントロールできている状態に戻ることはできません。しかし、『回復』は可能です!そのためには、本人や家族が自助グループや医療機関などさまざまな支援につながる事が大切です。

アルコール、ギャンブル、薬物などに頼る必要のない、大切なものを大切にできる新しい生活スタイルを手に入れましょう♪

作成者: 静岡市 こころの健康センター

～「家族のための依存症教室」より～

それぞれの共通項はなんでしょう

①効果的でない行動



怒る 脅し
説得 非難
大声 懇願

②効果のある行動



心配や懸念を伝える
話を冷静に聞く
私の意見を述べる

困った相手に変化をもたらしたい時にとる行動は、上記のような二つのパターンに分けられます。

①は「相手をコントロールしようとしている」、一方で②は「相手をコントロールしていない」ことが共通項となります。

大切な相手であればあるほど、①の行動をとりがちになってしまうのが人間というものなのです。

でも、少し視点を変えて②の行動をとってみると、よい変化が生まれるかもしれません。

静岡市こころの健康センターでは、上記のようなコミュニケーショントレーニング(CRAFT)を

皆で勉強しながら、家族同士の交流の場を提供しています。

(2) 地域移行を推進するための支援

法定サービス等	20
事業名称	担当課
施設入所支援	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	介護が必要な人や、施設への通所が困難な人で、生活介護や自立訓練、就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
------	--

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	573人	567人	565人	563人
事業所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
定員数	501人	501人	501人	501人

【現状の分析及び課題】

市内事業所全体の定員数に対して、多くの施設でほぼ満床の状態が続いています。住み慣れた地域での生活を支援していくという本計画の基本目標を踏まえ、新たな入所施設の開設や増床以外の方法で、多くの入所待機者がいる現状を改善していく必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

グループホームなどの入所施設以外の選択肢の活用を検討するなどして、特に重度の障がいのある人など、本当にサービスが必要な人が待機することなく施設に入所することが出来るような体制を進めていきます。

多くの重度の障がいのある人の生活の場である入所施設について、新型コロナウイルス感染症や災害時の対策など、必要な支援を行っていきます。

関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

- 成果指標①
- 成果指標②
- SDGs関連ゴール

- 1-(2)入所施設を利用する人の減少数
- 1-(1)入所施設から地域での生活に移行する人数
- 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	21
事業名称	担当課
地域移行支援	障害者支援推進課

事業概要	障害者支援施設や児童福祉施設の入所者や、精神科病院に入院している人等を対象として、住まいを確保することや、地域での生活に移行するための相談などを行います。
------	---

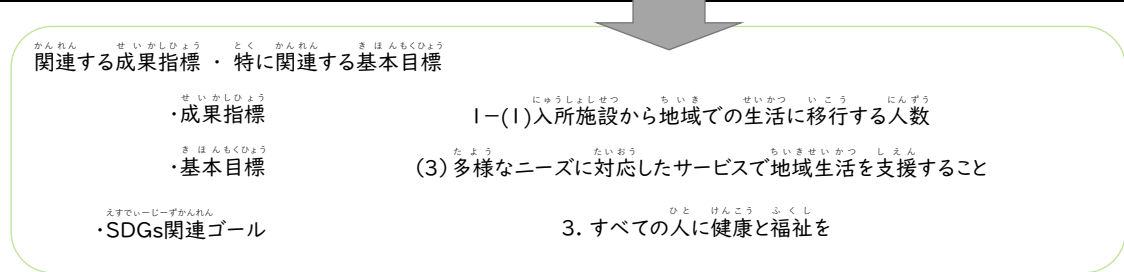
活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	1人	1人	1人
うち精神障がい者数	1人	1人	1人	1人
事業所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

【現状の分析及び課題】

現在は支給決定者数が少なく、利用者数も横ばいで推移しています。サービス利用の実態等を把握する必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

適正なサービス提供ができるよう、引き続きサービス利用の実態把握に努めていきます。



法定サービス等	22
事業名称	担当課
地域定着支援	障害者支援推進課

事業概要	<p>居宅において単身で生活している障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象として、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。</p>
------	---

活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	6人	5人	5人	5人
うち精神障がい者数	2人	2人	2人	2人
事業所数	9箇所	8箇所	8箇所	8箇所

【現状の分析及び課題】

・支給決定に対する利用率は100%であるものの、地域移行者が生活するためのフォロー（相談・連絡）体制の構築は、特定相談、委託相談事業で対応することが多く、地域定着支援のサービス利用につながるケースは少ないため、今後の利用者数の減少が想定されます。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・適正なサービス提供ができるよう、引き続きサービス利用の実態把握に努めます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 成果指標① 1-(1)入所施設から地域での生活に移行する人数
- 成果指標② (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	23
事業名称	担当課
自立生活援助	障害者支援推進課

事業概要	入所施設やグループホームから出て、一人暮らしをする障がいのある人等に対し、居宅を訪問して生活状況などの確認と必要な助言や調整を行う。
------	--

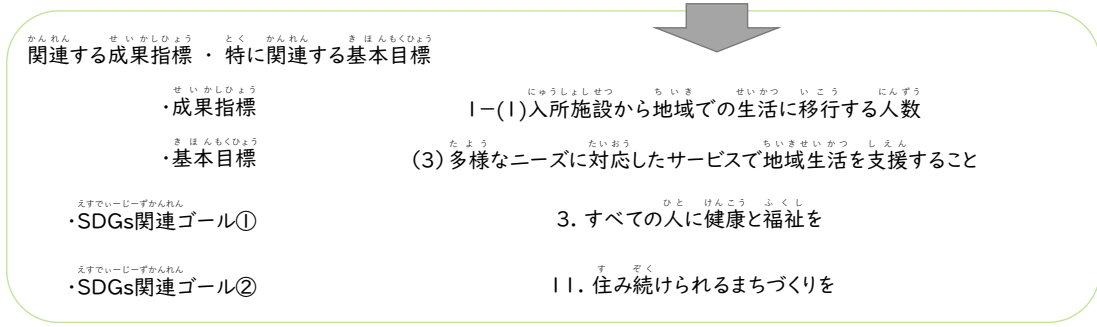
活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	—	1人	2人	3人
うち精神障がい者数	—	—	1人	1人
事業所数	0箇所	1箇所	2箇所	3箇所

【現状の分析及び課題】

平成30年度に新設されたサービスであり、障がいのある人の一人暮らしを支え、障がいのある人の地域での生活を支援するためのサービスですが、現在、本市では利用実績がないことが課題です。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

障がいのある人の一人暮らしを支え、地域での生活を支援するためのサービスとして、3区に1事業所ずつの整備を見込み、新規参入しやすい環境づくりのため、新規開設を希望する事業者の相談に積極的に応じていきます。



市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
24	退院後支援事業		措置入院患者等の退院後の地域生活を支援します。	精神保健福祉課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①地域連携協議会の開催 ②退院後支援計画の作成	①1回開催 ②100%	医療機関等と連携し、措置入院者の退院後支援を行うとともに、精神障がい者を地域で支えるための体制整備について、警察・地域の関係機関等と継続的に協議を行います。	
25	【新規掲載】 精神障がい者地域移行支援事業		精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、協議会の開催、同じ障がいがある人を自分の経験に基づいて支援するピアサポーターの育成などを行います。	精神保健福祉課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①地域移行支援部会の開催 ②ピアサポーター養成研修の開催	①2回 ②2回	地域移行の推進に係る課題や手法など官民共同で協議を行い、医療と福祉、行政が連携した地域移行体制の構築に取り組みしていきます。併せて、精神障がいのある人が地域で安心して生活できるようピアサポーターの養成に取り組みます。	
26	難病患者等介護家族リフレッシュ事業		医療的ケアが必要な難病患者等を常時介護する家族の負担を軽減するため、医療的ケアを行う訪問看護師を派遣します。	保健予防課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	委託事業所数	5事業所	利用者の希望するサービスが提供できるよう、現委託事業所数を維持するため、事業所への周知を行います。また、サービス提供事業所と年1回連絡会を開催します。	

(3) 日常生活を支援するためのサービスの充実

法定サービス等	24
事業名称	担当課
居宅介護	障害者支援推進課

事業概要	居宅において入浴・排泄等の介護、掃除・洗濯等の家事、その他生活全般にわたる援助を行います。
------	---

活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	863人 身体介護648人 家事援助391人	873人 身体介護660人 家事援助402人	878人 身体介護664人 家事援助402人	883人 身体介護668人 家事援助405人
累計利用時間数／月	14,771時間	19,995時間	21,584時間	23,300時間

【現状の分析及び課題】

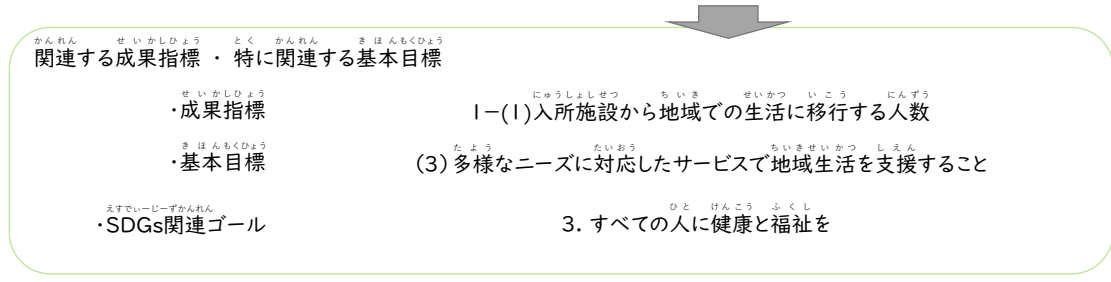
・利用者数、利用時間ともに増加傾向にあります。

・必要な事業所数を確保していくために、ヘルパー不足解消のための取組を推進していく必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・利用ニーズの拡大に対応できるよう、引き続きサービス利用の実態把握に努め、体制等を整えていきます。

・介護職員初任者研修受講就労助成金事業などを周知・活用し、ヘルパーの育成・増加を進めていきます。



法定サービス等	25
事業名称	担当課
重度訪問介護	障害者支援推進課

事業概要	重度の障がいのある人で、常時の介護を要する人について、居宅にて入浴・排泄等の介護や、掃除・洗濯等の家事、その他生活全般にわたる援助や移動中の介護を総合的に行います。
------	--

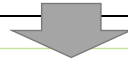
活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	53人	57人	60人	62人
累計利用時間数/月	11,805時間	12,246時間	12,472時間	12,703時間

【現状の分析及び課題】

<ul style="list-style-type: none"> 利用者数については、年2～3人程度の増加傾向を示しており、それに伴い利用時間も増加しています。 利用者のニーズの多様化に対し、介護職員の確保が難しく、安定的なサービス提供に課題があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

<ul style="list-style-type: none"> 利用者の増加が見込まれるのに対し、安定的なサービス提供ができるよう、サービス利用の実態把握に努めます。 介護職員初任者研修受講就労助成金事業などを周知・活用し、ヘルパーの育成・増加を進めていきます。
--



関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標	1-(1)入所施設から地域での生活に移行する人数 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
・成果指標 ・基本目標 ・SDGs関連ゴール	3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	26
事業名称	担当課
生活介護	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	常に介護が必要な人に対し、施設において入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動や生産活動の機会を提供します。
------	--

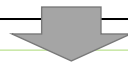
活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,384人	1,470人	1,515人	1,561人
累計利用日数/月	27,378日	30,223日	31,148日	32,094日
事業所数	51箇所	62箇所	63箇所	64箇所

【現状の分析及び課題】

・利用者数、利用日数ともに増加傾向であり、今後も増加することが予想されます。平均障害支援区分が5以上になると職員配置の大幅な増員が求められることなどにより、事業所の経営が難しくなっているため、重症心身障がいや強度行動障がいに対応できる事業所の確保が課題です。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・重度の障がいがある人に対応できる事業所の新規開設を希望する事業者の相談に積極的に応じます。
・強度行動障がい者支援施設サポート事業の活用などにより、施設の受入れ体制を強化していきます。



関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・成果指標 1-(1)入所施設から地域での生活に移行する人数
- ・基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- ・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	27
事業名称	担当課
自立訓練(機能訓練)	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の向上のため、リハビリテーションなどの必要な訓練を行います。
------	---

活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	24人	33人	40人	49人
累計利用日数/月	248日	325日	394日	483日
事業所数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【現状の分析及び課題】

・利用者数、利用時間ともに増加傾向にあります。専門的な設備や職員によるサービス提供の必要性が高いため、公設施設での当該サービスの提供を継続する必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・公設施設である「静岡市心身障害者ケアセンター」において、指定管理者と連携しながら、利用率やサービス内容の向上に向けた取組を進めています。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・成果指標 1-(1)入所施設から地域での生活に移行する人数
- ・基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- ・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	28
事業名称	担当課
自立訓練(生活訓練)	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために、入浴、排せつ、食事等の必要な訓練を行う。
------	---

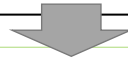
活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	40人	37人	37人	37人
累計利用日数/月	484日	482日	482日	482日
事業所数	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所

【現状の分析及び課題】

・利用者数、利用時間ともに減少傾向にあります。専門的な設備や職員によるサービス提供の必要性は高いため、公設施設等での当該サービスの提供を継続する必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・利用者数、利用時間数は減少傾向ではありますが、地域での自立した生活を支援していくサービスのひとつとして、公設施設である「静岡市心身障害者ケアセンター」において、指定管理者と連携しながら、利用率やサービス内容の向上に向けた取組を進めていきます。



関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・成果指標 1-(1)入所施設から地域での生活に移行する人数
- ・基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- ・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	29
事業名称	担当課
短期入所(福祉型)	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	<p>普段は自宅等で生活している人が、介護を行う人の疾病等の理由により短期間の施設への入所を必要とするときに、障害者支援施設等で、必要な介護等の支援を行います。</p>
------	--

活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	183人 (うち児童15人)	303人 (うち児童24人)	321人 (うち児童26人)	340人 (うち児童27人)
累計利用日数/月	938日	1,439日	1,525日	1,615日
事業所数	23箇所	35箇所	44箇所	54箇所

【現状の分析及び課題】

<ul style="list-style-type: none"> 利用者数は増加傾向にあり、今後も利用ニーズは拡大していくと予想されます。 多様な障がい特性に対応できる体制の整備が課題であり、併せて、緊急時の利用の受け入れを調整する機能が必要です。
--

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

<ul style="list-style-type: none"> 障がい児の受け入れを可能とする事業所が少ないため、障がい児に対応できる体制整備を進めていきます。 短期入所サービス事業所や短期入所の併設が義務付けられている日中サービス支援型グループホームなどに社会福祉施設等整備事業費補助金を交付することで、短期入所の受け皿を増加していきます。 地域生活支援ネットワーク事業(まいむ・まいむ)の機能を強化することで、緊急時でも短期入所が利用しやすい体制を構築していきます。 短期入所利用時に健康診断書の様式を統一するなど、手続きの簡素化を検討していきます。
--

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	30
事業名称	担当課
短期入所(医療型)	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	<p>普段は自宅等で生活している人が、介護を行う人の疾病等の理由により短期間の施設への入所を必要とするときに、障害者支援施設(医療法に規定する病院)等で、必要な介護等の支援を行います。</p>
------	--

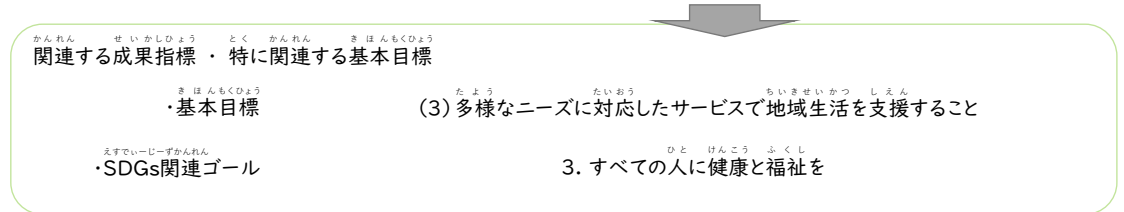
活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	50人 (うち児童22人)	72人 (うち児童31人)	73人 (うち児童32人)	74人 (うち児童33人)
累計利用日数/月	207日	295日	299日	303日
事業所数	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所

【現状の分析及び課題】

<ul style="list-style-type: none"> 利用者数、利用時間ともに減少傾向にあります。 医療的ケアが必要な重症心身障がい者(加齢児)が利用できる短期入所先は依然として不足しており、介護者の負担を軽減する上でも大きな課題となっています。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

<ul style="list-style-type: none"> 必要な人に支援がいきわたるよう、ニーズの把握に努めていきます。 地域生活支援ネットワーク事業(まいむ・まいむ)の機能を強化することや医療的ケア児等コーディネーターを活用することで、緊急時でも短期入所が利用しやすい体制を構築していきます。 短期入所利用時に健康診断書の様式を統一するなど、手続きの簡素化を検討していきます。
--



法定サービス等	31
事業名称	担当課
訪問入浴サービス	障害福祉企画課

事業概要	身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人に、入浴支援を行います。
------	--

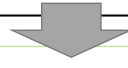
活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録利用者数	62人	63人	64人	65人

【現状の分析及び課題】

<ul style="list-style-type: none"> 利用者数も年々増加傾向にあり、安定してサービスを提供できています。 年間利用上限回数が96回では少ないという利用者の声があり、増加を検討する必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

<ul style="list-style-type: none"> 登録利用者へ利用回数の上限についてのアンケートを行い、結果を踏まえて回数の増加を検討していきます。



<p>関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を
--

法定サービス等	32
事業名称	担当課
障害支援区分認定等事務	障害者支援推進課 各区障害者支援課

事業概要	<p>障がいのさまざまな特性やその他の心や身体の状態に応じてその人に必要な支援の度合いを示す「障害支援区分」の認定に係る審査や判定を行います。また、適切に審査や判定が行われるよう、審査会委員に対する研修を行います。</p>
------	---

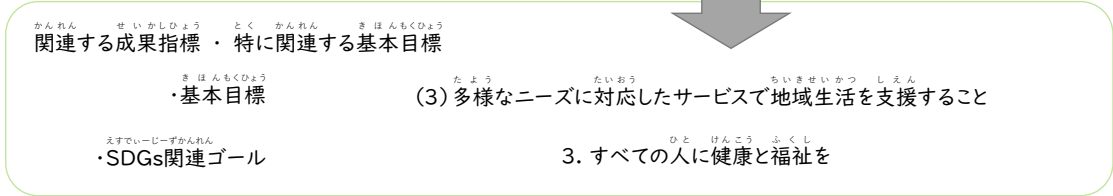
活動指標	第5期	第6期活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,101人	1,627人	1,200人	1,289人
開催回数	41回	54回	40回	43回

【現状の分析及び課題】

- ・審査会委員に研修等への参加を促し、審査方法等の理解の促進や、審査委員の資質の向上を更に図る必要があります。
- ・調査員に研修を行い、知識の平準化を図る必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・今後も継続して調査員を対象とした研修を行い、調査員による適正な調査や資料の作成ができる体制づくりを進めていきます。
- ・審査会委員については、県主催の審査会委員研修への参加を促し、審議内容の均一性を図ります。



法定サービス等	33
事業名称	担当課
視覚障がい者の理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業	地域リハビリテーション推進センター 障害福祉企画課

事業概要	視覚障がいへの理解や支援が深まるように、研修会を開催したり、歩行訓練を行ったり、支援ネットワーク促進の働きかけをしたりすることで、適切な支援に繋がります。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援者向け研修開催 (市が独自に設定)	1回	1回	1回	1回
歩行訓練事業満足度 (市が独自に設定)	—	50%	60%	70%

【現状の分析及び課題】

・静岡市においては、視覚障がいに関する相談機関やサービスが不足しており、適切な支援が行き届いていない状態であるため、今後の市の視覚障がい支援のあり方について体制を構築していく必要があります。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・関係機関との連携・ネットワークの推進・構築に取り組みます。
 ・地域における専門機関や支援者の育成の必要性や、関連する障害福祉サービスを含めた視覚障がいのある人への支援の在り方について検討し、支援体制の充実を図っていきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

3. すべての人に健康と福祉を

10. 人や国の不平等をなくそう

10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
27	ライフサポート事業	既存の通所施設等を活用し、宿泊または日帰りショートステイを実施した事業所に対し補助金を交付します。	障害者支援推進課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	補助金交付事業所数	5事業所維持	引き続き、事業所数を維持し、事業を継続します。
28	補装具の適切かつ継続的な使用に向けた支援	補装具判定機能の充実と、補装具完成時の画像確認による補装具支給後の実態把握を行い、補装具の適切かつ継続的な使用を行うことができるように、支援体制の充実を図ります。	地域リハビリテーション推進センター
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	補装具完成画像の確認の確実な実施(確認件数)	290件	補装具事業者や医療機関向けに周知を徹底するために、補装具支給ガイドの作成や配布を実施していきます。
29	ふれあい収集の実施	障がいのある人等の日常生活における負担を軽減するため、戸別に屋内から不燃・粗大ごみの運び出し及び収集を行います。	収集業務課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	ふれあい収集の実施件数(障がいのある人以外の高齢者を含む)	1,100件	出前講座や廃棄物減量等推進員勉強会などで、ふれあい収集制度の周知を行います。
30	【新規掲載】ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	①ヘルプマークの窓口配布件数(R3からの累計)		①各区役所障害者支援課窓口等で、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布を行います。
	②ヘルプカードの窓口配布件数(R3からの累計)	①1,500件 ②1,200件	②ホームページ等を活用し、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知を行います。
	③ヘルプマークを知っている人の割合(障がいのある人)	③55%	
	④ヘルプマークを知っている人の割合(障がいのない人)	④55%	

『ヘルプマーク』・『ヘルプカード』をご存知ですか？

「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークです。手荷物などにこのマークをつけることで、ぱっとみただけで、支援が必要であることがわかるようになっています。このマークを見かけたら、電車やバスで席を譲る、困っているようなら声をかけるなど、是非、思いやりのある行動をお願いします。



では、「ヘルプカード」とはどんなものでしょうか？「ヘルプカード」は、自身の名前、障がいや病名、連絡先などを必要に応じて書き込むことができ、いざというときに必要な支援を受けるのに役立つものになっています。ヘルプマークのようにぱっと見てわかるものではありませんが、2つを組み合わせることで、いろいろな場面で障がいのある人の役に立つことが期待されています。

実は・・・

「ヘルプマーク」は国内共通のデザインのものが使われていますが、「ヘルプカード」は、市町村が独自に策定しているため、それぞれデザインがちょっとずつ違ってきます♪

静岡市版ヘルプカードでは、市内3区のキャラクター「あおいくん」「トロベー」「シズラ」がそれぞれデザインされた3種をご用意しています。多くの自治体がホームページで「ヘルプカード」のデザインを公表していますので、いろいろな自治体のヘルプカードを見比べてみるのも、面白いかもしれません。静岡市でも、ヘルプカードを静岡市ホームページからダウンロードすることができます。

また、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3～5年度）わかりやすい版」には切り取ってヘルプカードとして使うことができるページもあります。

作成者： 静岡市 障害福祉企画課

(4) 経済的な支援の充実

法定サービス等	34
事業名称	担当課
日常生活用具助成事業	障害者支援推進課

事業概要	障がいのある人が円滑な日常生活を営めるように、障がいの種類や程度に応じた日常生活を支援する用具の購入費を助成します。
------	--

活動指標 (支給件数)	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	105件	108件	108件	108件
自立生活支援用具	570件	686件	686件	686件
在宅療養等支援用具	131件	126件	126件	126件
情報・意思疎通支援用具	479件	435件	435件	435件
排泄管理支援用具	32,518件	27,398件	27,398件	27,398件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	16件	17件	17件	17件

【現状の分析及び課題】

- ・いろいろな技術の開発が進んでいることで、制度の対象となる用具の品目も増加してきています。
- ・今後の課題として、各種団体から要望のある用具について、国と県のガイドラインを参考に、支援用具としての安全性などを確認し、助成の対象を検討していく必要があります。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・対象品目の追加について、当事者や開発メーカーへのヒアリングを実施し、検討していきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
31	事業名称	各種手当の給付	
	事業名称	精神又は身体に重度の障がいのある人に、手当(障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当)を支給することにより、生活の向上と福祉の増進を図ります。	
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
実施	実施	適切な各種手当の給付を行います。	SDGs関連ゴール 
32	事業名称	心身障がいのある人を扶養する保護者が毎月掛金を支払うことで、保護者が亡くなった場合等に、障がいのある人が終身一定の年金を受け取ることができる任意加入の制度を実施します。	
	事業名称	心身障がいのある人を扶養する保護者が毎月掛金を支払うことで、保護者が亡くなった場合等に、障がいのある人が終身一定の年金を受け取ることができる任意加入の制度を実施します。	
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
実施	実施	①加入の申請を受け付けます。 ②加入者から掛金を収納します。 ③年金受給権者へ年金の支払いを実施します。	SDGs関連ゴール 
33	事業名称	身体に障がいのある人の失われた機能等を補い、日常生活を過ごすため、障がいに適した用具の購入、修理又は貸付の費用を助成します。	
	事業名称	身体に障がいのある人の失われた機能等を補い、日常生活を過ごすため、障がいに適した用具の購入、修理又は貸付の費用を助成します。	
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
実施	実施	適切な助成費の給付を行います。	SDGs関連ゴール 
34	事業名称	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。	
	事業名称	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。	
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
支給件数	12件	制度の周知を行います。	SDGs関連ゴール 
35	事業名称	紙おむつ券を交付し、障がいのある人等の経済的負担を軽減します。	
	事業名称	紙おむつ券を交付し、障がいのある人等の経済的負担を軽減します。	
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
実施	実施	①助成対象者から交付申請があった場合に速やかに紙おむつ券を交付します。 ②利用者が使用した紙おむつ券に係る扶助費を遅滞なく支払います。	SDGs関連ゴール 

(5) 人材の確保と資質の向上

法定サービス等	35
事業名称	担当課
発達障害者家族支援体制整備事業	
障害福祉企画課	

事業概要	発達障がい児者への相談や助言を家族等の立場で行う「ペアレントメンター」等の養成や、学校や事業所を訪問して発達障がいのある人を支援する人の資質向上の取組を行うほか、障がい児者やその家族の支援を関係機関と連携して行います。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントメンター・地域サポーター養成研修実施回数 (市が独自に設定)	6回	6回	6回	6回
学校・事業所等訪問支援箇所数 (市が独自に設定)	33箇所	40箇所	43箇所	46箇所

【現状の分析及び課題】

学校や事業所等に訪問して行う支援サポートコーチ巡回相談やペアレントメンター養成研修により、支援者への支援が適切に行われています。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

支援サポートコーチ巡回相談の箇所数を増加し、更なる支援者の対応力向上を進め、発達の気になる子や発達障がい児者への支援体制を強化していきます。
巡回先が偏ることがないように、園長会や校長会等を利用し広く周知を図っていきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を

SDGs関連ゴール② 4. 質の高い教育をみんなに

SDGs関連ターゲット 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

法定サービス等	36
事業名称	担当課
重症心身障がい児(者)を支援する人材の確保・養成	障害福祉企画課

事業概要	看護専門学校や福祉大学の学生、小中学生、一般市民などを対象に、重症心身障がい児(者)とのふれあいや出前講座を行い、障がい児者への理解を深め、障がい児者の目線で支援できる人材を増やします。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (市が独自に設定)	8回	8回	8回	8回

【現状の分析及び課題】

障がい児者を支援できる人材の実質的な増加を図るため、必要に応じた講座内容の刷新が必要です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

委託団体が立ち上げた生活介護事業所での経験やノウハウを生かし、講座内容の更なる充実を図ります。



関連する成果指標・特に関連する基本目標	
・基本目標	(3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
・SDGs関連ゴール	3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	37
事業名称	担当課
強度行動障がい者支援施設サポート事業	
障害福祉企画課	

事業概要	強度行動障がいのある人を現に受け入れている入所施設や通所施設において、専門家から実践による支援へのアドバイスやサポートを受け、地域における支援技術の向上と入所施設と通所施設が連携した支援体制を構築します。
------	--

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所施設派遣回数 (市が独自に設定)	30回	24回	24回	24回
入所施設派遣回数 (市が独自に設定)	6回	6回	6回	6回

【現状の分析及び課題】

・入所施設派遣は、平成29年度から事業を続けており、支援力の大きな向上が見られています。
 ・通所施設サポートでは、アドバイザー2人を通所施設に派遣してサポートを実施しており、事業を実施した通所施設からは、「支援体制を見直すきっかけになった」との感想が得られています。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・入所施設、通所施設におけるさらなる人材育成を進めるため、事例検証会等で事業の内容や成果を市内事業所に周知、共有していきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

・基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
36	難病患者等ヘルパー養成事業		難病患者等の多様化するニーズに対応した、適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識・技術を有するホームヘルパーを養成するため、厚生労働省が定めるカリキュラムを基本とした研修を行います。	保健予防課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	研修受講者の内容理解度(研修アンケートによる)	80%	ヘルパー事業所、居宅介護支援事業所に対し、研修の周知を継続して行っていきます。	
事業名称		事業の内容		担当課
37	移動支援事業従事者養成研修		知的障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出のための支援の担い手を養成する研修を開催します。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	養成研修の実施	2回	①学生の参加を募るため、市内大学に対し、出前講座による周知について検討します。 ②より幅広いネットワークを駆使して講師の選任、受講生の確保を行うことができるよう、内容の変更を検討します。	
事業名称		事業の内容		担当課
38	介護職員初任者研修受講就労助成金		質の高い介護人材の確保と介護施設・障害者施設等への定着促進を図るため、「介護職員初任者研修」を修了し、3か月以上、市内の介護施設等に就労した者に研修受講費用の一部を助成します。	障害者支援推進課(介護保険課)
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施	居宅介護事業所等に対し、助成制度の周知を行います。	

(6) 将来の生活を考えるための支援【新設】

大分野2より再掲

事業名称	担当課
地域生活支援拠点等の機能拡充	障害福祉企画課
事業概要	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため、5つの機能（「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会」、「専門性」、「地域の体制作り」）を持つネットワークを構築します。

大分野2より再掲

事業名称	担当課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	精神保健福祉課
事業概要	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者等による包括的な支援体制の構築を図ります。

大分野2(1)より再掲

事業名称	担当課
障害者相談支援事業	障害福祉企画課
事業概要	障がいのある人が、障がいの種類にかかわらず、持っている能力や適性にあわせて、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその関係者からの相談に応じて必要な情報を提供したり、助言をしたりして支援を行います。また、関係機関との連絡調整や、地域連携システム（ネットワーク）を構築するための会議を開催します。

大分野1(4)より再掲

事業名称	担当課
成年後見制度利用支援事業	福祉総務課・障害福祉企画課 高齢者福祉課・精神保健福祉課
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等により、お金や財産の管理や日常生活を行うことが難しい人が、支援者がいないことが理由で成年後見制度の利用ができない場合に、市長申立を適切に行い、制度の利用につなげます。また、利用につながった後に、利用者に資産がない場合は、制度を利用するために必要な成年後見人への報酬の助成を行い、継続して利用できるよう支援します。

大分野1(4)より再掲

事業名称	担当課
成年後見制度法人後見支援事業	福祉総務課・障害福祉企画課 精神保健福祉課
事業概要	法人後見業務を行う人と法人後見支援員としての活動を希望する市民後見人候補者とのマッチング等を行い、人材の確保を通じて法人後見を支援します。

大分野2(2)より再掲

事業名称	担当課
地域定着支援	障害者支援推進課
事業概要	居宅において単身で生活している障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象として、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。

大分野2(3)より再掲

事業名称	担当課
自立訓練（生活訓練）	障害者支援推進課 障害福祉企画課
事業概要	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために、入浴、排せつ、食事等の必要な訓練を行う。

市の事業		
事業名称	事業の内容	担当課
15 【再】 市民後見人養成研修事業	本人にとって、より身近な立場で、本人の意思を尊重し寄り添う支援を行う市民による後見人を養成するための研修を行います。	福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課
16 【再】 【大分野1(4)より再掲】 日常生活自立支援	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者や、自分でものごとを判断することが難しい人が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用などの援助を行います。	福祉総務課
25 【再】 【大分野2(2)より再掲】 精神障がい者地域移行支援事業	精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、協議会の開催、同じ障がいのある人を自分の経験に基づいて支援するピアサポーターの育成などを行います。	精神保健福祉課

共生型サービスについて

障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするため、また、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うための制度です。

具体的には、障がい福祉または介護保険のいずれかの制度における指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなるようにする「指定の特例」のことで、

事業所は、地域の障がいのある人や高齢者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することになります。

【共生型サービスの対象となるサービス】

	障害福祉サービス等		介護保険サービス
訪問系サービス	①居宅介護 ②重度訪問介護	⇔	訪問介護
通所系サービス	③生活介護 ④自立訓練 ⑤児童発達支援 ⑥放課後等デイサービス	⇔	通所介護 ※1 地域密着型を含む ※2 療養通所介護の場合は自立訓練を除く
ショートステイ	⑦短期入所	⇔	短期入所生活介護 (予防を含む)
一体型のサービス	上記①～⑦のサービス	←	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)

3 大分野3 医療・保健 ～健康を保つ～

- 障がいの重症化や複雑化、二次障がいの発症等を予防するために、障がいの特性に応じた医療やリハビリテーションを適切に提供する体制を整えていきます。
- また、発達障がいがある人が適切な診療を受けることができるように、地域のかかりつけ医等に向けて研修を行い、発達障がいに対応できる地域の医療体制を整えます。
- 身体障がいのうち内部障がいや、精神障がいのある人など、医療が必要不可欠で定期的に受診しなければならない人で、医療費が高額になってしまう場合は、医療費負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるための医療費助成等を行います。

「医療・保健」分野における施策の柱

- (1) 障がいに配慮した地域医療の提供
- (2) リハビリテーション支援の推進
- (3) 医療費助成の実施

(1) 障がい者に配慮した地域医療の提供

法定サービス等	38
事業名称	担当課
かかりつけ医等発達障害対応力研修講座	障害福祉企画課

事業概要	発達障がいがある人が日頃から受診する診療所の主治医等に向けて、国の研修内容を踏まえた研修を行うことで、発達障がいがある人が適切な診療を受けるための環境を整備していきます。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修実施回数 (市が独自に設定)	3回	3回	3回	3回

【現状の分析及び課題】

<ul style="list-style-type: none"> 医師が参加しやすいように、平日夜間に開催しています。 受講者アンケートの回答では、研修内容に「満足している」が8割を超えています。
--

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

<ul style="list-style-type: none"> 医師会のほか、歯科医師会や薬剤師会等へも周知を行い、さまざまな分野の医師の受講につなげていきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- 基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

SDGs関連ゴール

3. すべての人に健康と福祉を

SDGs関連ターゲット 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。

法定サービス等	39
事業名称	担当課
療養介護	障害者支援推進課

事業概要	医療の必要な障がい児者で常に介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	107人	107人	107人	107人
事業所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
定員数	280人	280人	280人	280人

【現状の分析及び課題】

・利用者数は横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと考えられます。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・今後も、重症心身障がい児施設等に入所している障がいのある児童が、18歳になった際に、療養介護にスムーズに移行するため、同施設による療養介護の提供を引き続き受けられるよう、障害区分認定調査や支給決定等のサービスを利用するための必要な手続きを、児童相談所と各福祉事務所が連携し、円滑に進めていきます。



関連する成果指標・特に関連する基本目標	
・基本目標	(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
・SDGs関連ゴール	3. すべての人に健康と福祉を

市の事業														
事業名称	事業の内容	担当課												
障がい者歯科保健推進事業	障がいのある人が歯や口のことで困ることなく健やかに暮らせるように、歯科診療を行ったり、事業所などを訪問しかかりつけ歯科医を持つよう説明したり、研修会を開催したりします。	健康づくり推進課												
39	<table border="1"> <tr> <th>事業目標(指標)</th> <th>R5目標値</th> <th>目標達成のための計画期間中の取組</th> </tr> <tr> <td>①初診予約の年間平均待ち期間の短縮 ②かかりつけ歯科医保持率の維持 ③研修会参加者の増加</td> <td>①25日以内 ②60% ③延べ200人</td> <td>①地域でかかりつけ歯科医を持つ仕組みを整備します。 ②事業所訪問時にかかりつけ歯科医の必要性を周知します。 ③研修会開催にあたり、関係機関と連携し参加を依頼します。</td> </tr> </table>	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	①初診予約の年間平均待ち期間の短縮 ②かかりつけ歯科医保持率の維持 ③研修会参加者の増加	①25日以内 ②60% ③延べ200人	①地域でかかりつけ歯科医を持つ仕組みを整備します。 ②事業所訪問時にかかりつけ歯科医の必要性を周知します。 ③研修会開催にあたり、関係機関と連携し参加を依頼します。	SDGs関連ゴール						
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組												
①初診予約の年間平均待ち期間の短縮 ②かかりつけ歯科医保持率の維持 ③研修会参加者の増加	①25日以内 ②60% ③延べ200人	①地域でかかりつけ歯科医を持つ仕組みを整備します。 ②事業所訪問時にかかりつけ歯科医の必要性を周知します。 ③研修会開催にあたり、関係機関と連携し参加を依頼します。												
40	<table border="1"> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業の内容</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>【新規掲載】 障がい者歯科保健推進会議の運営</td> <td>障がいのある人に関係する機関や団体が、連携を深めたり情報を伝え合いながら、歯や口の健康づくりについて話し合いを行います。</td> <td>健康づくり推進課</td> </tr> <tr> <th>事業目標(指標)</th> <th>R5目標値</th> <th>目標達成のための計画期間中の取組</th> </tr> <tr> <td>障がい者歯科医療・保健についての協議の実施</td> <td>2回以上</td> <td>障がい者歯科保健推進事業が円滑に実施されるための連携や情報共有を行います。</td> </tr> </table>	事業名称	事業の内容	担当課	【新規掲載】 障がい者歯科保健推進会議の運営	障がいのある人に関係する機関や団体が、連携を深めたり情報を伝え合いながら、歯や口の健康づくりについて話し合いを行います。	健康づくり推進課	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	障がい者歯科医療・保健についての協議の実施	2回以上	障がい者歯科保健推進事業が円滑に実施されるための連携や情報共有を行います。	SDGs関連ゴール
事業名称	事業の内容	担当課												
【新規掲載】 障がい者歯科保健推進会議の運営	障がいのある人に関係する機関や団体が、連携を深めたり情報を伝え合いながら、歯や口の健康づくりについて話し合いを行います。	健康づくり推進課												
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組												
障がい者歯科医療・保健についての協議の実施	2回以上	障がい者歯科保健推進事業が円滑に実施されるための連携や情報共有を行います。												
41	<table border="1"> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業の内容</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>精神科救急医療体制整備事業</td> <td>休日・夜間等における精神科救急医療体制の確保を行います。</td> <td>精神保健福祉課</td> </tr> <tr> <th>事業目標(指標)</th> <th>R5目標値</th> <th>目標達成のための計画期間中の取組</th> </tr> <tr> <td>24時間365日の救急医療体制確保</td> <td>確保</td> <td>医療確保、情報センター、医療相談、身体合併対応の4事業を委託契約により実施し、市民に対する救急医療の提供を行います。</td> </tr> </table>	事業名称	事業の内容	担当課	精神科救急医療体制整備事業	休日・夜間等における精神科救急医療体制の確保を行います。	精神保健福祉課	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	24時間365日の救急医療体制確保	確保	医療確保、情報センター、医療相談、身体合併対応の4事業を委託契約により実施し、市民に対する救急医療の提供を行います。	SDGs関連ゴール
事業名称	事業の内容	担当課												
精神科救急医療体制整備事業	休日・夜間等における精神科救急医療体制の確保を行います。	精神保健福祉課												
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組												
24時間365日の救急医療体制確保	確保	医療確保、情報センター、医療相談、身体合併対応の4事業を委託契約により実施し、市民に対する救急医療の提供を行います。												
42	<table border="1"> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業の内容</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>難病患者等医療相談事業</td> <td>難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します。</td> <td>保健予防課</td> </tr> <tr> <th>事業目標(指標)</th> <th>R5目標値</th> <th>目標達成のための計画期間中の取組</th> </tr> <tr> <td>医療相談会の開催回数</td> <td>3回</td> <td>①市内の患者団体に対し、静岡市難病相談支援センターを通じて、相談会の周知を行います。 ②申請窓口、訪問事業を通して、相談会について周知します。</td> </tr> </table>	事業名称	事業の内容	担当課	難病患者等医療相談事業	難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します。	保健予防課	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	医療相談会の開催回数	3回	①市内の患者団体に対し、静岡市難病相談支援センターを通じて、相談会の周知を行います。 ②申請窓口、訪問事業を通して、相談会について周知します。	SDGs関連ゴール
事業名称	事業の内容	担当課												
難病患者等医療相談事業	難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します。	保健予防課												
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組												
医療相談会の開催回数	3回	①市内の患者団体に対し、静岡市難病相談支援センターを通じて、相談会の周知を行います。 ②申請窓口、訪問事業を通して、相談会について周知します。												

障害者歯科保健センター（歯と口の健康支援センター）

をご存知ですか？

「障害者歯科保健センター」は、障がいのある人が歯と口のことで困ることがなく健やかに暮らせるまちを目指して平成17年に開設しました。一般の歯科医院では治療が難しい人の歯科治療（全身麻酔をかけて行うこともあります）や、食べ方に困っている人の相談を受けています。



その他にも、障害福祉サービス事業所等での歯科健診や歯科保健活動、支援者向けの研修会、関係者との会議等、障がいのある人の歯と口の健康に関するさまざまな取り組みを行っています。歯と口の心配ごとなどありましたら、いつでもご相談ください。

～かかりつけ歯科医を持ちましょう！～

定期的にかかりつけ歯科医に受診できていると、何かあってもすぐに対応してくれると何でも相談できます。困ってから探すのではなく普段から定期的に診てもらえる歯科医があると良いですね。

作成者： 静岡市 健康づくり推進課

地域リハビリテーション推進センター（リハ・パークしずおか）

をご存知ですか？

障がいのあるなしや年齢等にかかわらず、全ての人が、住みなれた地域で自分らしく生活できるように、地域リハビリテーション推進センターでは、次のようなことを行っています。お気軽に、ご利用、ご相談ください。

①福祉用具の展示

施設に展示してある車椅子やベッド、歩行器、杖等の福祉用具を実際に試すことができます。（福祉用具の販売はしていません。）

②住宅改修の体験（電話予約をお願いします。）

お風呂等の手すりの位置を使いやすい高さに変えて確かめたり、過ごしやすいキッチン周りの体験もできます。簡易体験（シミュレーション）室はご自由に見学できます。

③障がいなどについての相談

理学療法士、作業療法士、心理判定員、保健師、ケースワーカー等の職員が専門的な立場で、障がい、介護予防、福祉用具、リハビリ等のご相談に対応しています。

○地域リハビリテーション推進センター

場所 葵区域東町24-1（城東保健福祉エリア内 保健福祉複合棟2階）電話 054-249-3182



作成者： 静岡市 地域リハビリテーション推進センター



(2)リハビリテーション支援の推進

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
43	事業名称 地域リハビリテーションの普及・啓発事業	事業の内容 地域におけるリハビリテーションを推進し、自立生活を支援するため、講座や講演会の開催、福祉用具の展示や施設見学の実施等の普及・啓発活動を行います。	担当課 地域リハビリテーション推進センター
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	①主催講座開催回数 ②アンケートによる講座(市民向け・専門職向け講座)理解度	①主催講座 13回 ②理解度 90%	目標達成のための計画期間中の取組 常に、健康や介護に関する新しい情報を取り入れ、講座内容の充実に取り組みます。
44	事業名称 うつ病回復プログラム事業	事業の内容 長期間うつ病で治療中の方を対象に、集団認知行動療法を中心としたうつ病回復プログラムを実施し、うつ病状態からの回復を図ります。	担当課 こころの健康センター
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	参加者のうつ病評価尺度改善率	90%	目標達成のための計画期間中の取組 ①医療機関をはじめとする関係機関に対し、周知を行います。 ②認知行動療法についての周知啓発を行います。
45	事業名称 回復期リハビリテーション病棟の運営	事業の内容 脳卒中などの疾患のある人が生活に必要な動きができるように、入院による集中的なリハビリテーションを提供します。	担当課 清水病院医事課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	実施	実施	①対象疾患である患者及びご家族へ回復期リハビリ病棟の周知を行います。 ②患者様向けの説明資料を作成します。
46	事業名称 リハビリテーションに係る相談支援事業	事業の内容 地域リハビリテーションの推進を目的に、市民や専門職に対して、専門的な見地から効果的な相談支援を実施します。	担当課 地域リハビリテーション推進センター
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	障がい児・者に対する相談支援の継続実施	実施	関係会議や連絡会を通じて、関係機関と更なる連携をほか、効果的な相談支援体制を推進していきます。

(3) 医療費助成の実施

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
47	<p>事業名称</p> <p>自立支援医療費の支給</p>	<p>事業の内容</p> <p>身体・精神障がいのある人が、対象となる医療を指定医療機関等で受けた際の医療費を助成します。</p>	<p>担当課</p> <p>障害者支援推進課 保健予防課</p>
	<p>事業目標(指標)</p> <p>R5目標値</p>	<p>目標達成のための計画期間中の取組</p> <p>①公費の適正な支払いを実施します。 ②自立支援医療の適否の審査のため、レセプト点検を実施します。</p>	<p>SDGs関連ゴール</p> 
	<p>実施</p>		
48	<p>事業名称</p> <p>重度心身障害者医療費助成事業</p>	<p>事業の内容</p> <p>疾病等により医療機関で治療した場合に、医療費保険診療にかかる自己負担額及び訪問看護基本料を助成します。</p>	<p>担当課</p> <p>障害者支援推進課 精神保健福祉課</p>
	<p>事業目標(指標)</p> <p>R5目標値</p>	<p>目標達成のための計画期間中の取組</p> <p>身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級更新者その他の対象者への受給者証を発送します。助成金支払事務を確実に執行し、受給者へ医療費助成金を支払います。</p>	<p>SDGs関連ゴール</p> 
	<p>実施</p>		
49	<p>事業名称</p> <p>精神障害者入院医療助成制度</p>	<p>事業の内容</p> <p>精神科病院の入院医療費の一部を助成します。</p>	<p>担当課</p> <p>精神保健福祉課</p>
	<p>事業目標(指標)</p> <p>R5目標値</p>	<p>目標達成のための計画期間中の取組</p> <p>「精神保健福祉のしおり」や市のホームページを通じて制度の周知を行います。</p>	<p>SDGs関連ゴール</p> 
	<p>実施</p>		
50	<p>事業名称</p> <p>特定医療費の支給</p>	<p>事業の内容</p> <p>難病患者の医療費を助成することにより、対象患者が良質かつ適切な医療を受けることができるよう支援します。</p>	<p>担当課</p> <p>保健予防課</p>
	<p>事業目標(指標)</p> <p>R5目標値</p>	<p>目標達成のための計画期間中の取組</p> <p>対象者の申請に基づき、審査等の公費負担業務を適正に実施します。</p>	<p>SDGs関連ゴール</p> 
	<p>申請に対する適正な事務処理の実施</p> <p>100%</p>		

4 大分野4 生活環境 ～暮らす～

- 「地域生活支援」分野の取組により障がいのある人が入所施設や病院から地域での生活に移行するためには、障がいのある人にとって自分らしい生活が実現できる環境を備えた居住の場を、地域に十分に確保しておく必要があります。
- また、障がいの有無にかかわらず地域の様々な場所に出かけられるよう、民間の公共交通機関等の協力を得ながら、まち全体のユニバーサルデザインやバリアフリーを推進するとともに、外出・移動の支援の利便性を高めることで、生活の豊かさの向上につなげます。
- あわせて、令和2年度の改正バリアフリー法を踏まえたすべての市民にとって暮らしやすいまちづくりについて、検討を進めていきます。

「生活環境」分野における施策の柱

- (1) 地域における住居の確保
- (2) 外出支援の充実
- (3) まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

(1)地域における住居の確保

法定サービス等	40
事業名称	担当課
共同生活援助	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	障がいのある人に対し、地域で共同生活をおくることができると住まいの場で、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	--

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	351人	484人	554人	626人
うち精神障がい者数	—	151人	180人	211人
事業所数	34箇所	43箇所	45箇所	49箇所
定員数	340人	555人	595人	645人

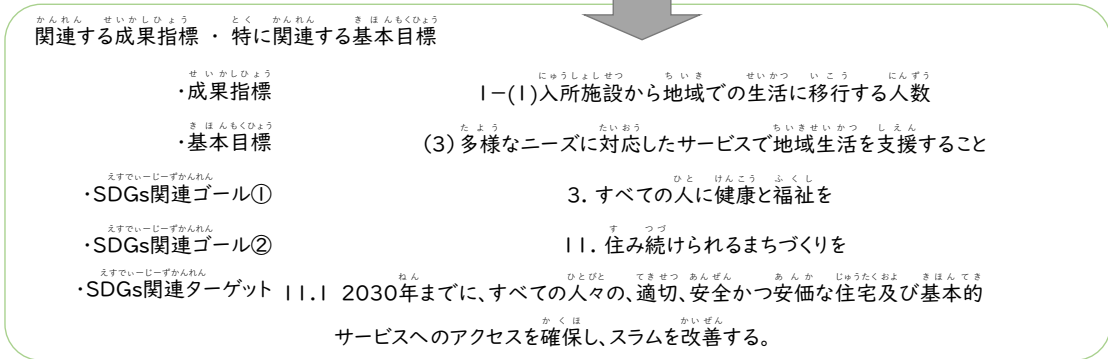
【現状の分析及び課題】

※数値は、日中サービス支援型を含みます

- ・利用者数が増加傾向にありますが、事業所数も増加しており、定員数に対する利用者数の割合も一定量を維持することができています。
- ・一方で、入所施設等からの地域移行の受け皿としての役割が期待され、また、現在、在宅で生活している障がいのある人についても、介護者の高齢化に伴いニーズが拡大しているため、今後も必要量を確保していく必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・新規事業所の施設整備のため、社会福祉施設等施設整備事業費補助金や、既存住宅の活用や、民間賃貸住宅の借り上げなど、社会資源を活用することにより、サービス提供量の確保につなげていきます。



法定サービス等	41
事業名称	担当課
共同生活援助（日中サービス支援型）	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	常に介護が必要な障がいのある人に対し、地域で共同生活をおくることができ る住まいの場で、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助など を行います。
------	---

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	80人	120人	160人
うち精神障がい者数	0人	21人	32人	43人
事業所数	1箇所	4箇所	6箇所	8箇所
定員数	20人	80人	120人	160人

【現状の分析及び課題】

・今後、新規事業所が開設されることで、利用者も増加していく見込みです。
 ・施設入所待機者を含め、現在は在宅で生活している障がいのある人についても、介護者の高齢化に伴
 いニーズが拡大しているため、今後も必要量を確保していく必要があります。また、入所施設等からの地
 域移行の受け皿としての役割も期待されます。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・新規事業所の施設整備のため、社会福祉施設等施設整備事業費補助金や、既存住宅の活用や、民間
 賃貸住宅の借り上げなど、社会資源を活用することにより、サービス提供量の確保につなげていきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

・成果指標 1-(1)入所施設から地域での生活に移行する人数

・基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を

・SDGs関連ゴール② 11. 住み続けられるまちづくりを

・SDGs関連ターゲット 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的
 サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

法定サービス等	42
事業名称	担当課
福祉ホーム運営補助	障害福祉企画課

事業概要	住居を必要とする障がいのある人に、低額な料金で住まいの場を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うことにより、障がいのある人の自立した地域生活を支援します。
------	--

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【現状の分析及び課題】

実施箇所数は、計画値を達成していますが、うち2施設は定員に余裕がある状態です。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

障がいのある人の自立した地域生活に対する支援を継続して行う中で、必要な方が福祉ホームを利用できるよう周知を図ります。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- SDGs関連ゴール② 11. 住み続けられるまちづくりを
- SDGs関連ターゲット 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
51	市営住宅への入居支援	<p>下記の対象世帯が市営住宅に申し込む際に、抽選番号を2つ付与し、入居の機会を増やします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から4級までの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・療育手帳AまたはBの方 	住宅政策課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	実施	<p>市営住宅の指定管理者の窓口にパンフレット等を配架し、制度の周知を行います。</p>	
52	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	<p>新たな住宅セーフティネット法に基づき賃貸住宅の登録を行い、住宅確保要配慮者に対して情報提供や入居の支援をすることで、賃貸住宅の供給を促進します。</p>	住宅政策課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	実施	<p>①セーフティネット住宅情報提供システムにおいて、登録住宅の情報を公開し周知を行います。</p> <p>②住宅政策課窓口においてパンフレット等を配架し、制度の周知を行います。</p>	
53	身体障害者住宅相談事業	<p>身体障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住宅改造に関する相談支援を実施します。</p>	障害者支援推進課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	相談件数	45件	 
54	重度身体障害者住宅改造費補助事業	<p>身体障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるよう、身体障がい者の住宅改造について補助金を交付します。</p>	障害者支援推進課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	実施	<p>申請に係る適正な審査及び補助金交付、支払いを実施します。</p>	 

(2)外出支援の充実

法定サービス等	43
事業名称	担当課
同行援護	障害者支援推進課

事業概要	視覚障がいにより、移動することがとても困難である障がいのある人等に対して、外出時の移動の支援や、排せつや食事の介護など、外出するときに必要な援助及び必要な情報の提供を行います。
------	--

活動指標	活動指標			
	第5期 令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	178人	211人	230人	251人
累計利用時間数/月	2,217時間	2,479時間	2,622時間	2,773時間

【現状の分析及び課題】

- ・支給決定者数及び利用者数が増加傾向にあります。
- ・令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が在宅していることが増え、年度末の利用時間数が減少したと考えられます。
- ・利用者のニーズの多様化に対し、介護職員の確保が難しく、安定的なサービス提供に課題があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・利用ニーズの多様化に対応できるよう、引き続きサービス利用の実態の把握に努め、体制等を整えていきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- ・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- ・SDGs関連ゴール② 11. 住み続けられるまちづくりを
- ・SDGs関連ターゲット 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

法定サービス等	44
事業名称	担当課
行動援護	障害者支援推進課

事業概要	知的障がい又は精神障がいにより、行動することがとても難しい障がいのある人等で、常に介護を必要とする人に対して、行動する際に危険を回避するために必要な援護や、外出するときや移動するときの介護や、食事の介護など、行動する際に必要な支援を行います。
------	---

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	5人	5人	5人	5人
累計利用時間数/月	161時間	140時間	131時間	122時間

【現状の分析及び課題】

利用者数が減少傾向を示しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出などが減少することから、今後、利用時間の減少が想定されます。

一方で、利用者の減少は、事業所の不足により、利用したくても利用できない人がいることも原因となっています。

業務の困難性等により職員の確保が難しく、新たな事業所の参入が期待できない状況であるため、強度行動障がい者、重度の視覚障がい者への訪問サービスの充実が課題となっています。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

事業所の新規開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じるなど、新規開設に向けた対応を継続していきます。

関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を

SDGs関連ゴール② 11. 住み続けられるまちづくりを

SDGs関連ターゲット 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

法定サービス等	45
事業名称	担当課
移動支援事業	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	屋外での移動が困難な身体・知的・精神障がいのある人の外出を支援し、自立生活及び社会参加を促進します。
------	--

活動指標	第6期 目標値			
	第5期 令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	660人	660人	673人	686人
累計利用時間数/月	6,642時間	6,642時間	6,908時間	7,184時間

【現状の分析及び課題】

- ・前計画期間では、特別な理由がある事例の通学時の利用について検討するため、「通学における移動支援個別検討会議」を開催しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が在宅にいることが増え、利用者数が減少することが予想されます。ウィズコロナでの生活スタイルに合わせた支援の在り方を検討する必要があります。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・ポストコロナ、アフターコロナを見据え、新しい利用方法として、グループ支援を追加し、利用方法の選択肢を増やしていきます。
- ・引き続き、移動支援事業の適正な利用方法について窓口を通して周知していきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

3. すべての人に健康と福祉を

11. 住み続けられるまちづくりを

SDGs関連ゴール①

SDGs関連ゴール②

SDGs関連ターゲット 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

法定サービス等	46
事業名称	担当課
自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業	障害者支援推進課

事業概要	身体障がいのある人の自立と社会参加促進を進めるため、運転免許を取得するために必要な費用の一部や運転する自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	7件	7件	7件	7件

【現状の分析及び課題】

・身体障がいのある人の自立と社会参加促進を進めるための事業ですが、実績は横ばいとなっています。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・身体障がいのある人の自立と社会参加促進を進めるため、運転免許取得費用の助成については新規免許取得者を対象に、自動車改造費用の助成については中途身体障がい者も含め、効果的な事業の周知を行います。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

3. すべての人に健康と福祉を

11. 住み続けられるまちづくりを

SDGs関連ゴール①

SDGs関連ゴール②

SDGs関連ターゲット 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
55	事業名称 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	事業の内容 在宅の重度心身障がいのある人の移動手段を確保し、生活圏の拡大及び社会参加の促進のため、タクシー利用料金の一部を助成します。 ○普通タクシー券24枚(1枚550円) ○車いす用タクシー券48枚(1枚500円)	担当課 障害者支援推進課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	請求に係る適正な審査及び助成金の支払いを実施します。
			SDGs関連ゴール
56	事業名称 精神障害者交通費助成事業	事業の内容 精神障がいのある人の社会参画を促進するため、電車・バスの交通費の一部を助成します。	担当課 精神保健福祉課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	「精神保健福祉のしおり」や市のホームページ等を通じて制度の周知を行います。
			SDGs関連ゴール

(3) まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
57	事業名称 バリアフリーの情報発信	事業の内容 施設のバリアフリー状況とバリアフリー等に関する啓発情報をホームページ「U/B.ぷら(ゆびぷら)」に掲載し、思いやりの心をもってお互いを尊重し、誰もが自由にあらゆる施設を利用するための情報発信を行います。	担当課 福祉総務課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	「U/B.ぷら(ゆびぷら)」掲載施設数の増加	10施設増加	市民や民間事業者に、ホームページ「U/B.ぷら(ゆびぷら)」の周知を行います。
			SDGs関連ゴール
58	事業名称 障がいに配慮した歩行空間の確保	事業の内容 障がいのある人など交通弱者の歩行空間を確保するため、歩道に放置された自転車の所有者への指導や撤去を実施します。	担当課 交通政策課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	歩道に放置された自転車の所有者への指導や撤去の実施	実施	計画的に、歩道に放置された自転車の所有者に対する指導と放置自転車の撤去を行います。
			SDGs関連ゴール

市の事業			
事業名称	事業の内容	担当課	
59	<p>事業名称 安全な歩道の整備</p> <p>事業目標(指標) R5目標値</p> <p>歩行空間(歩道・路肩カラー化等)の設置</p>	<p>事業の内容 障がいのある人等を含めた全ての道路利用者にとっての安全性・快適性向上のための歩道整備を進めています。</p> <p>目標達成のための計画期間中の取組 歩行空間(歩道・路肩カラー化等)の整備を実施します。</p>	<p>担当課 道路計画課 道路保全課</p> <p>SDGs関連ゴール</p> 
60	<p>事業名称 鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進</p> <p>事業目標(指標) R5目標値</p> <p>JR安倍川駅周辺、JR清水駅周辺、JR草薙駅周辺における主な生活関連経路のバリアフリー化率(整備延長÷計画延長10.77km×100)</p>	<p>事業の内容 バリアフリー基本構想に基づき、駅周辺地区の道路のバリアフリー化を進めています。</p> <p>目標達成のための計画期間中の取組 バリアフリー基本構想に基づく「主な生活関連経路」のバリアフリー化整備を実施します。</p>	<p>担当課 道路保全課</p> <p>SDGs関連ゴール</p> 
61	<p>事業名称 都市公園のバリアフリー化整備</p> <p>事業目標(指標) R5目標値</p> <p>都市公園のバリアフリー化率</p>	<p>事業の内容 市内にある都市公園のバリアフリー化を進めるため、園路や広場、駐車場、トイレのバリアフリー化整備を行います。</p> <p>目標達成のための計画期間中の取組 新規公園、既設公園にてバリアフリー化整備を進めています。</p>	<p>担当課 公園整備課</p> <p>SDGs関連ゴール</p> 
62	<p>事業名称 バリアフリー法における建築物の整備の促進</p> <p>事業目標(指標) R5目標値</p> <p>静岡県福祉のまちづくり条例に適合した施設の割合</p>	<p>事業の内容 静岡県福祉のまちづくり条例適合施設の整備を促進させるため、整備基準の普及啓発を行います。</p> <p>目標達成のための計画期間中の取組 申請者や建築主から相談があった際に、静岡県福祉のまちづくり条例の趣旨を説明し、周知啓発を行っていくことで、適合率を継続していきます。</p>	<p>担当課 建築指導課</p> <p>SDGs関連ゴール</p> 
63	<p>事業名称 超低床ノンステップバスの導入拡大</p> <p>事業目標(指標) R5目標値</p> <p>導入率</p>	<p>事業の内容 誰もが安心してバスを利用しやすい環境を整備するために、バス車両の乗車口から降車口まで段差のない「超低床ノンステップバス」を導入する事業者に対し支援を行います。</p> <p>目標達成のための計画期間中の取組 バス事業者と協議を実施し、超低床ノンステップバスの導入を促進します。</p>	<p>担当課 交通政策課</p> <p>SDGs関連ゴール</p> 

市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
ユニバーサルデザインの普及		ユニバーサルデザインの基本理念に基づいた、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、どなたでも暮らしやすいまちづくりの推進に取り組みます。		建築総務課
64	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①ユニバーサルデザイン推進会議の開催 ②ユニバーサルデザイン出前講座の実施	①1回 ②受講者数 500人	①毎年、庁内各課から1人ユニバーサルデザイン推進委員を選出し、ユニバーサルデザイン推進会議への出席を呼びかけます。 ②毎年、小学校へのチラシ配付及び社会福祉協議会との連携により出前講座の周知をはかります。	
事業名称		事業の内容		担当課
文字情報サインの設置		歩行者を公共施設に案内するための、文字情報サインを設置します。		市街地整備課 清水駅周辺整備課
65	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	文字情報サインの更新	随時更新	案内する公共施設に変更はないか毎年確認し、変更があった場合、文字情報サインの内容を更新します。	
事業名称		事業の内容		担当課
【新規掲載】 静岡庁舎、区役所のバリアフリー整備事業		静岡庁舎、区役所のバリアフリー整備を適切に行い、障がいのある人がスムーズに静岡庁舎、区役所を利用できるようにします。		管財課 葵区地域総務課 駿河区地域総務課 清水区地域総務課
66	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	必要な整備の実施	実施	庁舎の定期的な点検を実施し、点字ブロック等の状況を確認し、適切な整備を行います。	

共生コラム 10

バリアフリー基本構想とは？

バリアフリー基本構想とは、駅など旅客施設を中心として、高齢者、障がい者など利用者が特に多い地区を重点整備地区として、地区内の建築物と道路等との施設の継ぎ目でバリアフリー整備が不連続にならない等、面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。静岡市では、現在、5つの駅周辺(静岡駅、東静岡駅、安倍川駅、清水駅、草薙駅)を重点整備地区とするバリアフリー基本構想を定め、バリアフリー化事業を推進しております。

※バリアフリー法の正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と言い、生活に必要な移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するため、公共交通機関、公共施設、道路などのバリアフリー化を推進することとされています。

作成者： 静岡市 交通政策課

5 大分野5 安全・安心 ～備える～ 【新設】

○近年では、全国各地で災害が頻発化しており、災害への備えの重要性が高まっています。また、アンケート調査の結果によると、障がいのある人の日常生活における悩みとして、「災害時や緊急時の不安」を感じている人が多く、具体的には、「すぐに避難できない」、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」、「必要な介助や支援、治療等が受けられない」等の意見がありました。






○障がいのある人が、災害発生時に避難等に必要な支援を受けられるようにするために、地域や関係機関との協力体制づくりを進めていきます。

○また、新型コロナウイルス感染症対策に係る取組や、障がいのある人の消費者被害を防ぐための取組なども併せて行うことで、安心して暮らすことのできるまちづくりにつなげていきます。

安全・安心分野における施策の柱


- (1) 防災・防犯意識の向上と備えの推進
- (2) 災害時等における支援体制の充実

(1)防災・防犯意識の向上と備えの推進

市の事業			事業名称	事業の内容	担当課
67	事業名称		地域防災訓練の実施	災害時の様々な対応について、地域の実効性を高めるために防災訓練を実施します。	危機管理課
	事業目標(指標)	R5目標値		目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	地域防災訓練参加者数	118,000人		訓練計画の中に要配慮者対応を記載します。	
68	事業名称		防災出前講座の開催	災害時の様々な対応について、地域の理解を深めるために防災出前講座を実施します。	危機管理課
	事業目標(指標)	R5目標値		目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	関係施設や団体に対する防災出前講座の実施数	230回		各自主防災組織に出前講座の周知を行います。	
69	事業名称		住宅用火災警報器取付支援事業	消防職員が住宅用火災警報器の取付を実施します。(警報器の購入については各自負担です。)	予防課
	事業目標(指標)	R5目標値		目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施		住宅用火災警報器の取付支援事業の広報を行います。	
70	事業名称		重度身体障害者が在宅安心システム	障がいがあり、緊急の事態が発生したときに自ら速やかな対応を行うことが困難な人の自宅に緊急通報・火災異常通報・ガス漏れ異常通報設備を設置し、契約する警備会社が通報を受診することで、緊急事態の把握と速やかな対応を行います。	障害者支援推進課
	事業目標(指標)	R5目標値		目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	利用者数	9人		利用者の通報が救命につながるよう引き続き適切な対応に努めるとともに、パンフレット設置などにより制度案内を行い、新規利用者への周知に努めます。	
71	事業名称		木造住宅耐震事業	昭和56年5月以前に建築された木造住宅の補強計画の策定及び耐震補強工事に対する助成を行います。	建築指導課
	事業目標(指標)	R5目標値		目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	補助件数	150件		①旧耐震の木造住宅所有者あてに、補助制度や説明会開催を周知するダイレクトメールを送付します。 ②耐震合同説明会を開催します。	



市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
72	家具等固定推進事業		家具等の転倒防止対策として、高齢者のみの世帯や重度の障害のある人の世帯における家具等の固定費用の助成を行います。	建築指導課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	補助件数	15件	耐震合同説明会を開催します。	
73	障がい福祉施設の消防訓練及び指導の実施		障がい福祉施設での消防訓練の実施や、訓練の方法に関する指導を行います。	予防課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施	管轄消防署と障がい福祉施設とが調整を行います。	
30 【再】	【大分野2(3)】より再掲 ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業		障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	障害福祉企画課
	事業名称		事業の内容	担当課
74	【新規掲載】 市民の防犯意識高揚のための啓発活動		市民の防犯意識を高めるため、警察や防犯協会等と連携して各種啓発活動を行います。	生活安心安全課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	特殊詐欺や自転車盗難などの被害防止啓発活動の実施回数	6回	警察、防犯協会と連携し、各種啓発活動を実施します。	
75	【新規掲載】 青色防犯パトロール		犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安心して暮らすことができるよう、青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールにと取り組みます。	生活安心安全課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施	市職員による青色防犯パトロール活動の実進を進めます。	

市の事業			
事業名称	事業の内容	担当課	
76	<p>【新規掲載】 「ながら見守り活動」の実施</p>	登録した市民が日常生活の中で〇〇しながら防犯パトロールを行う「ながら見守り」活動を実施します。	生活安心安全課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
実施	実施	①事業の周知を行います。 ②参加登録者向け防犯研修会を開催します。	
77	<p>【新規掲載】 街頭防犯カメラ設置事業補助金</p>	犯罪等に強いまちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組を支援するため、街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、設置経費を補助します。	生活安心安全課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
街頭防犯カメラを設置したことによる安心感	100%	関係機関との調整を進め、計画的に補助金を交付していきます。	
78	<p>【新規掲載】 消費生活相談</p>	商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等、消費生活に関する相談を専門の相談員が受け付けます。	生活安心安全課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
実施	実施	事業の周知を図ります。	
79	<p>【新規掲載】 消費生活に係る情報提供</p>	障がいのある人を支援する事業者等に消費者被害、製品安全等に係る情報を提供します。	生活安心安全課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
実施	実施	障害福祉サービス事業者等への情報提供を行います。	
80	<p>【新規事業】 障害者災害時体制強化事業</p>	障がいのある人への災害発生時の支援体制を強化するため、避難計画(個別計画)の策定の推進や避難所備品を配置や、福祉避難所の受入能力向上のためのアドバイザー派遣等を行います。	障害福祉企画課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
実施	実施	①避難計画(個別計画)策定モデル事業の実施 ②指定避難所へのスロープの配置 ③福祉避難所へのアドバイザー派遣	

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
81	【新規掲載】 新型コロナウイルス感染症対策関連事業	障害者がいしやえんしせつどうにかいごどうにゆうするひようじよせい 等、かんせんかくだいじょうきょうしゃかいじょうせいあしえんないようけんどう し、しんがた 新型コロナウイルスかんせんしやうそな あたらし 新しい せいかつようしきいこうしえん 生活様式」への移行を支援します。	しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課 しょうがいしやえんすいしんか 障害者支援推進課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	状況に応じて検討	SDGs関連ゴール 
			ひつようせいどうにゆうこうかたかしえんないようみきわくに 必要性や導入効果の高い支援内容をしっかりと見極め、国 けんしめすせいかつようかんせんかくだいじょうきょうしゃかいじょうせい や県が示す制度を活用しながら、感染拡大状況や社会情勢 あしえんおこな に合わせた支援を行います。

(2)災害時等における支援体制の充実

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
82	避難所における障がいのある人への 配慮	さいがいじひなんじょようしきべんきしやうけいたい 災害時において、避難所の洋式便器で使用できる携帯トイ レ(便袋)を整備します。	ききかんりか 危機管理課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	既存の洋式トイレ(身障 者用)で使用可能な携 帯トイレの備蓄	20万回分	携帯トイレを購入し、避難所へ分散備蓄します。
			SDGs関連ゴール 
事業名称	事業の内容		担当課
83	避難行動要支援者避難支援推進事業	ひなんしえんひつようかためいぼどうさくせいへいじ 避難に支援が必要な方の名簿等を作成し、平時から自主 ぼうさいそしきどうはいふ 防災組織等に配布しておくことで、地域における支援体制を 強化します。	ふくしそむか 福祉総務課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	各地域への避難行動要 支援者に係る名簿配布 率	100%	ひなんこうどうようしえんしやめいぼどうろくたいしやうしゃへいじ 避難行動要支援者名簿の登録対象者のうち、平時から地 くじしゅうぼうさいそしきみんせいいんじょうほうていきやうどうい 区の自主防災組織や民生委員への情報提供に同意した方 めいぼどうてきせつさくせいちいきていきやう の名簿等を適切に作成し、地域に提供します。
			SDGs関連ゴール 
事業名称	事業の内容		担当課
84	福祉避難所の確保	つうじょうひなんじょひなんせいかつおくるむずかかた 通常の避難所では避難生活を送ることが難しい方の ひなんじょかくほ 避難所を確保します。	ふくしそむか 福祉総務課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	ふくしひなんしよしていしせつぼうさいくねんどうおこなひさい 福祉避難所として指定した施設と防災訓練等を行い、被災 じえんかつふくしひなんしよかいせつそな 時に円滑に福祉避難所が開設できるよう備えます。
			SDGs関連ゴール 

市の事業			
事業名称	事業の内容		担当課
85	聴覚障がいのある人のための緊急情報発信事業	気象警報発表時に、聴覚障がいがある人に対してファックスにより必要な情報を提供します。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	実施	気象警報等が発表された際、ファックスにより漏れなく情報提供を行います。	
86	聴覚障がい等、音声による通報が難しい人のための緊急通報受信事業(FAX119・NET119)	音声通話以外の119番受信体制(FAXによる119番受信及び携帯電話のWeb機能による緊急通報受信)を維持します。	指令課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	実施	①利用者及び利用予定者への講習会等を実施します。 ②関係団体等との連携を行います。	

共生コラム11

災害時にも誰一人取り残さないインクルーシブ防災訓練

静岡市駿河区西豊田学区では、地域住民・学校・保健福祉専門職等が連携し、要配慮者支援をテーマとする宿泊型防災訓練を継続実施しています。平成18年から8回続いた静岡市障害者協会の「障がいのある人の防災訓練」を引き継ぎ、要配慮者の受付・相談窓口や福祉スペースの設置などリアルな避難所対応を実践で学びます。



特徴は、肢体不自由者の移動やトイレ、視覚障がい者や聴覚障がい者の情報提供、自閉症児・家族の安心できる空間確保などの具体的な個別課題が視覚化でき、その対応・支援の方法を実践するところです。障がい当事者の方も、避難所での過ごしにくさを実体験し、その軽減の方策について考えるよい機会になっています。西豊田学区で7回目となる今年度は感染症対応も含め、障がい者も参加するインクルーシブ防災訓練を西豊田小学校で実行しました。

作成者： 西豊田学区地域支え合い体制づくり実行委員会 委員長 青山文代

6 大分野6 子ども ～育てる・学ぶ～

- 「あそびのひろば」や「ぱすてるひろば」など静岡市ならではの取組を進め、発達が気になる子を早期に適切な支援につなげます。
- また、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、保育所やこども園、通常学級にも「発達の気になる児童」等が増えていることから、教員等の障がいに関する専門性の向上や受入態勢の充実等に向けた施策を進めていきます。
- 医療技術の進歩等を背景に、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き医療的ケアを必要とする障がい児が増加しており、保健、医療、福祉、教育、その他の関係機関が連携して必要な支援を提供する体制を構築する必要性が高まっていることから、これらを調整するコーディネーターの配置や、関係機関の連携を進めていきます。
- あわせて、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がいのある児童に対応できる児童発達支援事業所等の整備を進めていきます。
- また、こども園等において、医療的ケアを必要とする児童の受入れを進めることで、インクルーシブ教育の実現を目指していきます。
- アンケート調査からは、障がいのある子の進学や進路について不安を感じる保護者が多いことがわかりました。障がいのある児童の教育や卒業後の生活について、適切な支援を提供できる体制を構築していきます。

「子ども」分野における施策の柱

- (1) 障がいの早期発見・早期支援
- (2) 医療的ケアを必要とする障がい児等の支援
- (3) 学校教育における障がい児の支援

(1) 障がいのある児童の早期発見・早期支援

法定サービス等	47
事業名称	担当課
児童発達支援	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	障がいのある児童に対し、通所施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
------	--

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	480人	817人	1,066人	1,390人
累計利用日数/月	4,903日	8,799日	11,481日	14,970日
事業所数	34箇所	42箇所	54箇所	71箇所

【現状の分析及び課題】

- ・利用者数、利用日数ともに増加傾向です。
- ・医療的ケアが必要な障がい児や、重症心身障がい児の受け皿を確保していく必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・発達障がい児等の早期療育の観点からも、多くの利用対象者に広く認知されることが望ましいです。今後もサービス基盤の整備に努めていきます。
- ・児童発達支援センターと児童発達支援事業所の役割を明確にしていくとともに、児童発達支援センターによる事業所への助言等を行う支援体制を進めていくことで、スキルの向上を目指します。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・成果指標① 5-(1)-1 児童発達支援センターの箇所数
- ・成果指標② 5-(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数
- ・基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- ・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- ・SDGs関連ゴール② 4. 質の高い教育をみんなに
- ・SDGs関連ターゲット 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

法定サービス等	48
事業名称	担当課
医療型児童発達支援	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	重度の障がいのある児童に対し、通所施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と、あわせて治療を行います。
------	---

活動指標	第6期 活動指標			
	第5期 令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	—	—	—	20人
累計利用日数／月	—	—	—	220日
事業所数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所

【現状の分析及び課題】

・現在は、市内近隣市町に医療型児童発達支援を実施する事業所がなく、支給決定を受けている人もいません。

・現在は、医療的ケアの必要な重症心身障がい児が安心して利用できる児童発達支援事業所の数が少ないという課題があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・医療的ケアの必要な重症心身障がい児が安心して利用できる児童発達支援事業所を確保するため、社会福祉施設等整備事業費補助金等の活用により、積極的な整備促進を目指します。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 成果指標① 5-(1)-1 児童発達支援センターの箇所数
- 成果指標② 5-(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数
- 基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- SDGs関連ゴール② 4. 質の高い教育をみんなに
- SDGs関連ターゲット 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

法定サービス等	49
事業名称	担当課
放課後等デイサービス	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	就学している障がいのある児童に対し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流促進活動等を行います。
------	---

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,459人	1,712人	1,854人	2,008人
累計利用日数/月	19,504日	23,848日	25,826日	27,971日
事業所数	109箇所	128箇所	128箇所	139箇所

【現状の分析及び課題】

<ul style="list-style-type: none"> 利用者数、利用日数ともに増加傾向であり、利用ニーズが高くなっています。今後も、利用者数及び利用日数の拡大が予想されます。
--

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

<ul style="list-style-type: none"> 現在の定員数では、今後、全ての利用希望者の受け入れは困難となる状況であり、潜在的なものと含めたニーズに対応するため、サービス基盤の整備に努め、受入枠を拡大していきます。
--

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 成果指標 5-(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数
- 基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	50
事業名称	担当課
保育所等訪問支援	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	障がいのある児童の支援に関する知識や指導経験がある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な指導を行います。
------	--

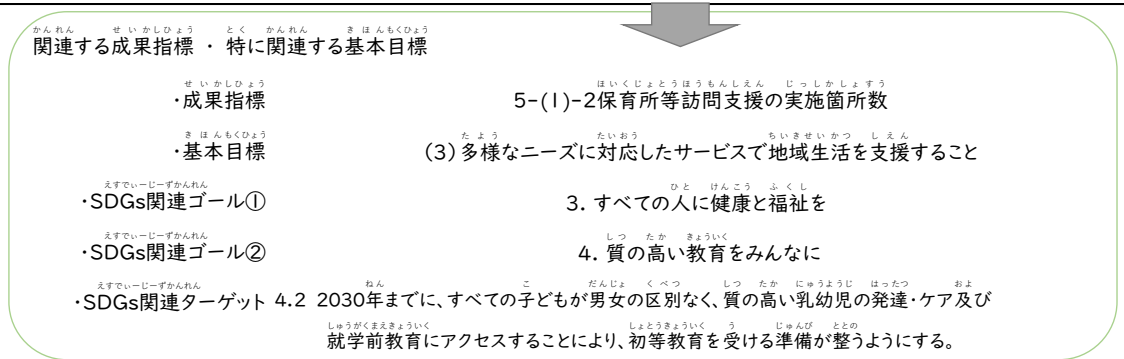
活動指標	第5期		第6期 活動指標	
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	10人	12人	13人	14人
累計利用日数/月	18日	39日	42日	45日
事業所数	3箇所	5箇所	5箇所	5箇所

【現状の分析及び課題】

- ・利用者数がおおむね横ばいで推移しており、今後も同じような傾向が予想されます。
- ・支給決定を受けているものの、利用につながっていないケースについて、状況を確認のうえ、必要な支援が届くよう検討していく必要があります。
- ・受入側の保育所等への制度の周知、理解促進が課題です。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・インクルーシブ教育の推進のためにも活用できるサービスであることから、サービスを提供している児童発達支援センター等と連携し、必要な支援が届く体制を強化していきます。
- ・利用者や受入先の保育所等に対して、サービスの周知や理解促進を行います。



法定サービス等	51
事業名称	担当課
居宅訪問型児童発達支援	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	外出し、施設に通所して支援を受けることが困難な重症心身障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。
------	--

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	1人	1人	1人
累計利用日数/月	3日	1日	1日	1日
事業所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【現状の分析及び課題】

現状では利用者1人の状態が続いています。本サービスを必要とする障がいのある児童に対し、着実にサービスが提供されるよう体制を構築していく必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

潜在的なニーズを把握するため、特別支援学校などにサービスの周知を行います。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を

・SDGs関連ゴール② 4. 質の高い教育をみんなに

・SDGs関連ターゲット 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

法定サービス等	52
事業名称	担当課
福祉型障害児入所支援	児童相談所 障害者支援推進課

事業概要	障がいのある児童に対し、入所施設において、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。
------	--

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	10人	15人	15人	15人
事業所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
定員数	27人	27人	27人	27人

【現状の分析及び課題】

・利用者数は令和元年度と比較し、1名増加しており、入所が必要な児童に対し遅滞なく対応できています。入所に至る経緯は、保護者からの申請による入所（契約入所）と児童福祉法第27条第1項第3号または第2項による入所（措置入所）があります。退所理由は、集中訓練の終了、就労による自立、家庭引き取り、療養介護への移行等となっています。

・現在、強度行動障がい児や重度障がい児を受け入れることができる市内の施設が不足しており、市外および県外の施設に受け入れを依頼することもあります。また、一旦は施設に入所できた児童も、長期間となると施設では対応できないとの理由から、退所せざるを得ないケースもあります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・正確な保護者ニーズの把握による適切な相談支援を実施します。

・関係機関との連携による円滑でかつ切れ目のないケースワークを実施します。

関連する成果指標 ・ 特に関連する基本目標

・基本目標 (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること

・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	53
事業名称	担当課
医療型障害児入所支援	児童相談所 障害者支援推進課

事業概要	障がいのある児童に対し、入所施設において、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。 ※療養介護と共用の220床分を含みます。
------	--

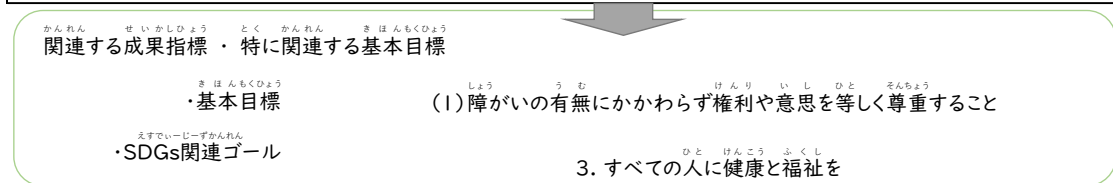
活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	19人	23人	23人	23人
事業所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
定員数	280人	280人	280人	280人

【現状の分析及び課題】

<p>・利用者数は令和元年度と比較し、1名増加しており、入所が必要な児童に対し遅滞なく対応できています。入所に至る経緯は、保護者からの申請による入所（契約入所）と児童福祉法第27条第1項第3号または第2項による入所（措置入所）があります。退所理由は、集中訓練の終了、就労による自立、家庭引き取り、療養介護への移行等となっています。</p> <p>・現在、強度行動障がい児や重度障がい児を受け入れることができる市内の施設が不足しており、市外および県外の施設に受け入れを依頼することもあります。また、一旦は施設に入所できた児童も、長期間となると施設では対応できないとの理由から、退所せざるを得ないケースもあります。</p>

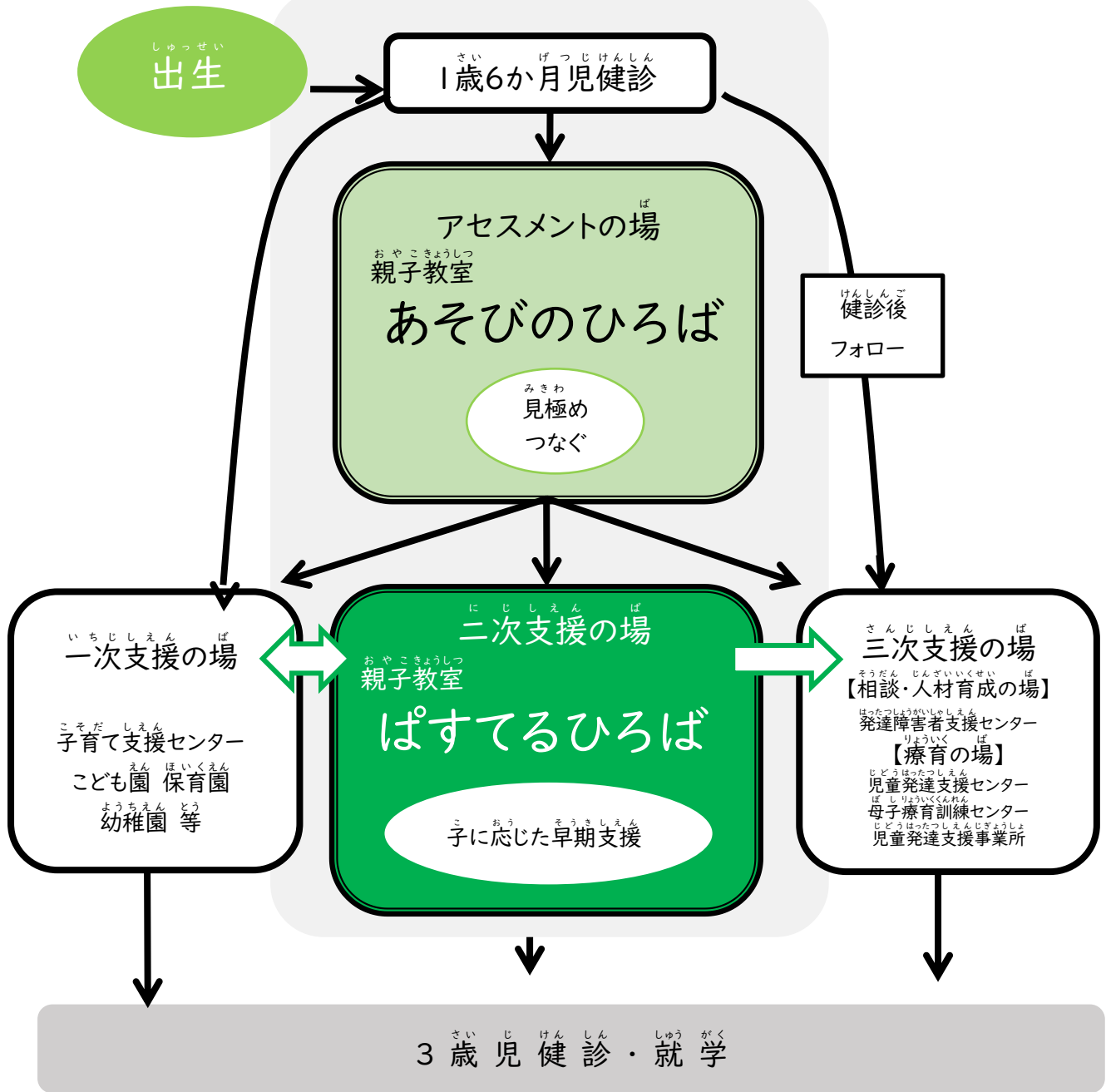
【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

<p>・正確な保護者ニーズの把握による適切な相談支援を実施します。</p> <p>・関係機関との連携による円滑でかつ切れ目のないケースワークを実施します。</p>



市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
87	発達早期支援事業		1歳6か月児健康診査で発達が気になった子に対し、早期支援を行います。（「あそびのひろば」「ぱすてるひろば」の実施）	子ども家庭課 しょうがいふくしきかくか 障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①あそびのひろばの設置箇所数 ②ぱすてるひろばの設置箇所数	①8箇所 ②8箇所	支援を行う専門職(事業者)を確保するとともに、発達が気になる子が必要な支援を受けられるよう、支援の必要性の見極めを確実にしています。	 
88	児童相談所の運営		①障がいのある児童やその家族が安心安全に生活できるように相談にのり、必要な手助けを行います。 ②療育手帳をルールに沿って正しく作ってお渡します。	児童相談所
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①個々の児童や家庭に最も効果的な援助の実施 ②障がい児に対する虐待の防止と事故の未然防止	実施	児童心理司等の専門相談員が、障がいのある児童の療育や施設入所等の相談に対応します。	
89	障がい児保育事業		こども園において、障がいのある児童の入園を受け入れ、障がいのない児童とともに集団による保育を行います。	こども園課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①巡回指導の実施回数 ②障害児入園面接及び審査会の開催回数 ③特別支援研修会の開催回数 ④障がいのある児童の受入数	①50回 ②4回 ③8回 ④360人	①巡回指導者を選定し、依頼を行います。増員に伴う指導者の負担軽減を図ります。こども園の要望に応じて医療福祉センター医師の巡回日を調整します。 ②③④継続実施	
90	障がい児保育事業		私立園における障がいのある児童の受入を促進するとともに、円滑な保育を行うための職員の配置に必要な経費等について補助を行います。	幼保支援課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①補助事業継続実施 ②障がいのある児童の受入数	①実施 ②160人	私立園における障がいのある児童の受入れを促進するとともに、適切な保育を行うための職員の配置に必要な経費等について補助を継続的に実施します。	

しずおかし めざ ほったつそうきしえんたいせい
 ~静岡市が目指す発達早期支援体制のイメージ~



【アセスメントの場】

発達障がい疑われる子のアセスメント + 次の支援へのつなぎ

一次支援: 日常生活水準の支援

二次支援: 発達障がい疑われる症状への対応を支援 + 次の支援へのつなぎ

三次支援: 発達障がいがある子への専門的な支援や保育

市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
乳幼児健康診査		疾病や発達障がい等の早期発見等を行うため、乳幼児に対して、健康診査を実施します。		子ども家庭課
91	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
乳幼児健診の受診率			対象者に対し、受診券等の健診案内を確実にしています。	
①4か月児健診		①98%		
②10か月児健診		②94%		
③1歳6か月児健診		③97%		
④3歳児健診		④96%		
事業名称		事業の内容		担当課
幼児言語指導事業		小学校に入学する前の子どもが、友達と仲良く遊ぶときや小学校で勉強するときに大切な話し方の練習をします。		学校教育課
92	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
子どもの発達や言語の遅れに改善がみられたと回答する保護者の割合		80%	①指導員への研修を実施します。 ②市内6か所の教室間での指導についての情報の共有を行います。	
事業名称		事業の内容		
放課後児童クラブにおける職員加配		放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童の受入状況等に応じて職員の加配を行います。		子ども未来課
93	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
障がい児受入可能クラブ数		83クラブ (全クラブ)	運営受託者と連携・協力し、必要な支援員の確保に努めます。	
事業名称		事業の内容		
レスパイト事業補助		重症心身障がい児の家族が安心して子どもを託せる場を確保するために、放課後等の預かりを実施する団体に対して補助金を交付します。		障害福祉企画課
94	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
補助金交付団体数		1団体	地域のニーズを踏まえ、類似サービスと比較しながら事業の方向性を検討していきます。	

市の事業		
事業名称	事業の内容	担当課
95 母子療育訓練センター「静岡市清水うみのこセンター」の運営	親子で通うことのできる「静岡市清水うみのこセンター」において、心身に障がい若しくはつまずきがあると思われる、就学前の乳幼児の支援を行います。	障害福祉企画課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
SDGs関連ゴール	利用者アンケートの満足度	90%
利用者アンケートの満足度	90%	利用者ひとりひとりに丁寧かつ的確な支援を行います。
		4 質の高いサービスを提供し、市民生活の向上に貢献する 3 持続可能な社会を実現する
事業名称	事業の内容	担当課
96 静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」における親子教室の実施	「いこいの家」において、親子で参加することができる教室を実施し、発達の心配な乳幼児の子育て支援・家庭支援を行います。	障害福祉企画課
事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組
SDGs関連ゴール	年間開催日数	130日
年間開催日数	130日	利用料金併用制のメリットを生かし、利用率の向上やサービスの向上のための取組について、指定管理者と協議しながら進めていきます。
		4 質の高いサービスを提供し、市民生活の向上に貢献する 3 持続可能な社会を実現する

子どもの発達が気になるけれど、どこに相談したら・・・？

共生コラム 12

お子さんの発達について少し気になるけれど、相談する場所もわからないし、役所によって難しい
 手続をするのも気が引けてしまう・・・そんな悩みを抱えている保護者の方は、少なくありません。

静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」や静岡市清水うみのこセンターでは、市役所で障がい
 児のサービスの手続を受けなくとも、親子で一緒に通いながら、お子さんの成長について一緒に
 考えることができます。まずはぜひ、相談してみてください。

「いこいの家」の親子教室

ことばの発達が気になる子や未歩行の子など集団に入る前
 のお子さんを対象に、親子でいろいろな遊びを経験し、
 より良い親子関係をつくり、友達と交流することで、
 社会性を育てることを目指します。



清水うみのこセンター

学齢期前のお子さんについて、親子で一緒に通い、ふれあい遊びや
 その子にあった好きな遊びを通して、それぞれのお子さんの小さな
 成長を見つけたら、関わり方を一緒に考えていきます。



作成者： 静岡市 障害福祉企画課

(2) 医療的ケアを必要とする障がい児等の支援

法定サービス等	54
事業名称	担当課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	障害福祉企画課 障害者支援推進課

事業概要	医療的ケア児等が抱える多分野の課題に対して、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対してサービスの紹介、関係機関と医療的ケア児等をつなぐ役割を持つコーディネーターを配置します。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国が定める医療的ケア児コーディネーター配置人数 (要医療児者支援体制加算対象者)	14人	18人	19人	20人
市が独自に配置する医療的ケア児等コーディネーター配置数 (市が独自に設定)	0人	2人	2人	2人

【現状の分析及び課題】

一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者によりその暮らしの設計を手助けできる調整者が必要であることが指摘されています。

本市では、国が示す医療的ケア児コーディネーター(加算対象者)は14人いますが、市全体を管轄し、関係機関からの相談にも応じることのできるようなコーディネーターは配置されていません。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

市全体を管轄し関係機関からの相談にも応じられる医療的ケア児等コーディネーター2人を配置します。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・成果指標 5-(4)-2医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
- ・基本目標 (3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること
- ・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- ・SDGs関連ゴール② 4. 質の高い教育をみんなに
- ・SDGs関連ターゲット 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

法定サービス等	55
事業名称	担当課
医療的ケア児等支援協議会	障害福祉企画課

事業概要	医療的ケア児等とその家族を地域で支えるため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児等支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が集まり、地域の課題や対応策について意見交換をしたり、情報共有をしたりします。
------	--

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会の設置	設置	設置	設置	設置

【現状の分析及び課題】

- 令和元年度に協議会を設置し、年4回開催しています。
- 令和元年度には、医療的ケア児に関する実態調査を行い、令和2年度から分析を行っています。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- 実態調査の分析結果を踏まえ、必要な支援の在り方を検討していきます。
- 協議会において、医療的ケア児等コーディネーターの役割、効果的な配置の在り方等について協議を行います。
- 協議会において、医療的ケアを必要とする方や重度心身障がい児者を介護できる従事者を増やすために、事業所向けの研修会の実施を検討します。

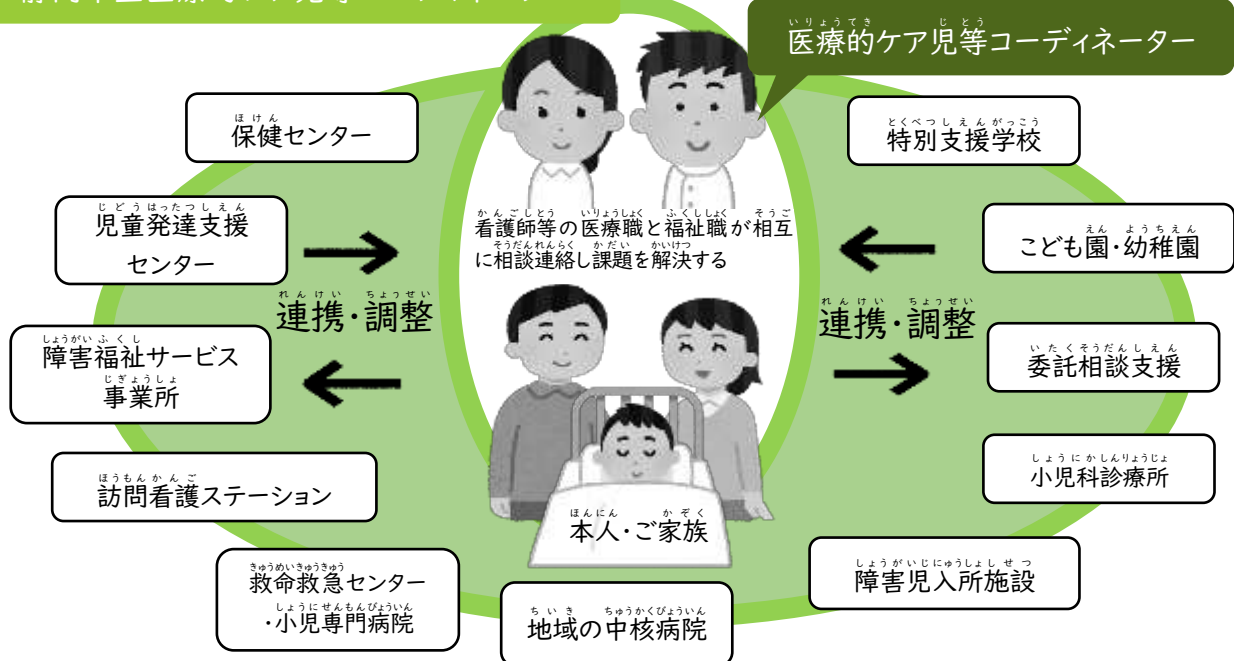
関連する成果指標・特に関連する基本目標



- 成果指標
- 基本目標
- SDGs関連ゴール①
- SDGs関連ゴール②
- SDGs関連ターゲット 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

5-(4)-2医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに


静岡市型医療的ケア児等コーディネーター



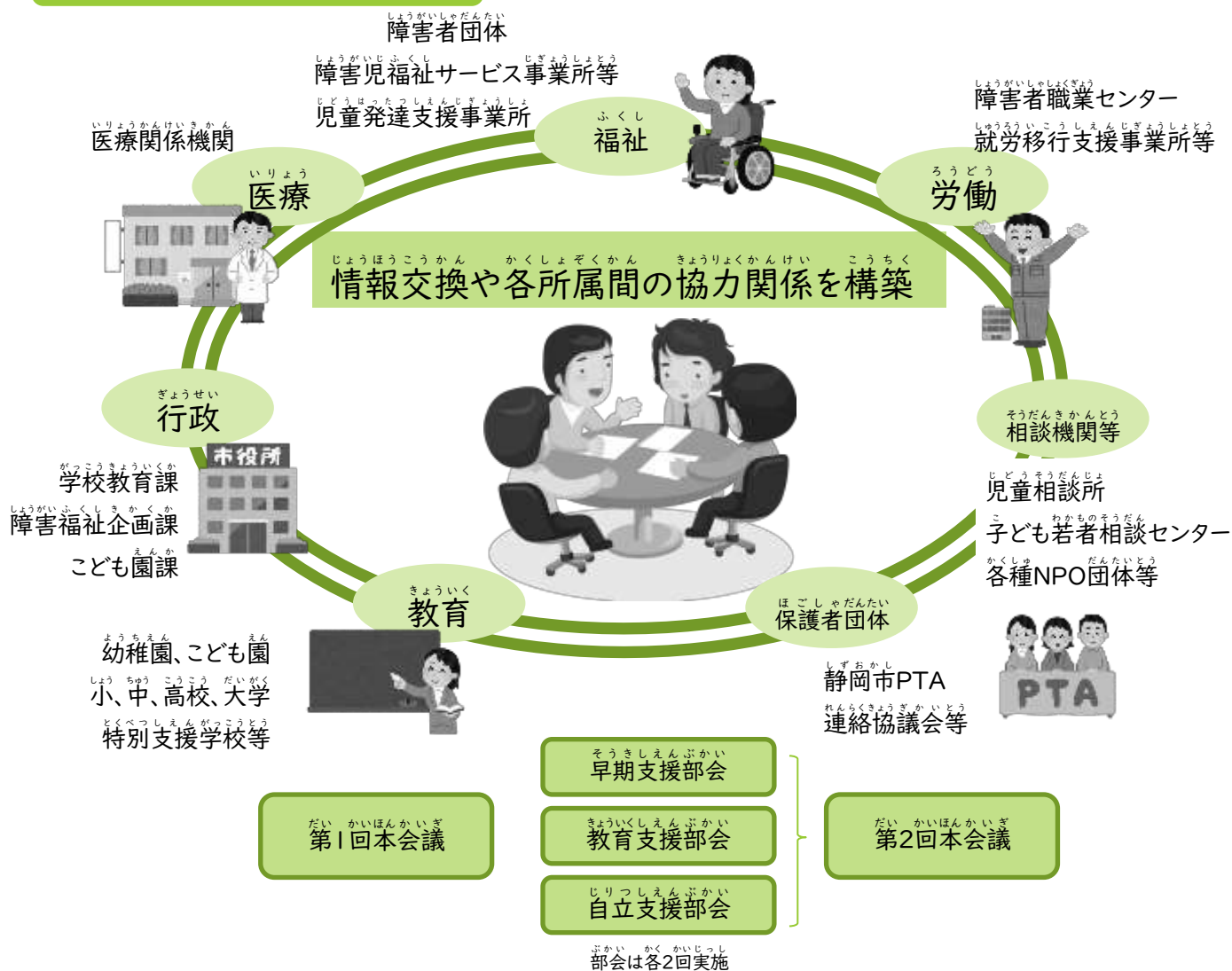
市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
97	静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」での医療的ケア児の受入		「いこいの家」において、医療的ケアの必要な通園希望児の受入を行います。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	医療的ケアの必要な通園希望児に対する通園受入児の割合	80%	医療的ケアの必要な通園希望児の積極的な受入を行います。	 
事業名称		事業の内容		担当課
98	【新規掲載】市立こども園における医療的ケア児の受入		市立こども園において、医療的ケアの必要な入園希望児の受入を行います。	こども園課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	受入の実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な入園希望児の受入を積極的に行います。 ・事業の周知を行います。 ・実施に向けては、 ①人材確保：医療的ケアを実施する看護師の確保を行います。 ②環境整備：医療的ケアの提供に必要なスペースの確保、医療機器の整備を行います。 ③人材養成：保育教諭の医療的ケアに関する知識や技術の習得を行います。 	

(3) 学校教育における障がい児の支援

市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
99	障がいのある児童生徒への就学支援		障がいのある児童が、楽しく学びながら、生活に必要な力をつけることができる学校はどこかを話し合います。	学校教育課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	就学支援委員会実施回数	年間3回実施	①障がいのある幼児が在籍することも園等を通じた周知を行います。 ②小・中学校が提出する校内就学支援委員会報告の取りまとめを行います。	
事業名称		事業の内容		担当課
特別支援教育推進事業		小・中学校が行っている子どもへの支援がよりよいものになるために、学校に支援をする人を配置したり、相談活動を行ったりします。		学校教育課
100	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	特別支援教育支援員の配置が、支援が必要な児童生徒により効果があったという学校の割合	90%	①特別支援教育支援員対象の研修を開催します。 ②特別支援教育支援員活用の好事例を学校間で共有します。	
事業名称		事業の内容		担当課
特別支援教育研修会の開催		学校の先生方を集めて、特別な支援を必要とする子どもが苦手なことや、子どもへの支援のやり方について勉強する会を開きます。		学校教育課
101	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	受講者アンケートで「理解が深まった」と回答する割合	80%	①学校現場のニーズに応じた講師の選定を行います。 ②教員の経験に応じた研修の設定を行います。	
事業名称		事業の内容		担当課
特別支援教育進路指導協議会による進路指導		障がいのある児童が将来安心して働くことができるように、学校と会社の方が協力して、進路についての学習会などを開催します。		学校教育課
102	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	進路懇談会、進路合同説明会及び卒業生激励会の実施回数	各1回	①事業の目的を踏まえた開催内容を検討します。 ②関係機関との連絡調整を行います。	

事業名称		事業の内容	担当課
103	特別支援教育就学奨励費補助金交付事業	特別支援学級等に通う児童の保護者が負担した学用品等の費用を補助し、経済的負担を軽減します。	児童生徒支援課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	年3回の支給	実施	
事業名称		事業の内容	担当課
104	特別支援連携協議会の運営	子どもへの支援に関係する人が集まり、協力して支援を行うための話し合いをします。	学校教育課 障害福祉企画課 こども園課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	静岡市特別支援連携協議会 本会議と部会の合計回数	年間 8 回 開催	

静岡市特別支援連携協議会



7 大分野7 雇用・就労 ～働く～

- アンケート調査では、18歳以上の障がいのある人で就労（就労継続支援A型や就労継続支援B型などでの就労を含む）をしているのは全体の40.2%（H28年度：36.5%）となっており、増加してきています。また、「今後、働きたい」と思う人の割合も44.6%（H28年度：34.5%）となっており、同様に増加してきています。
- 障がいのある人が、自分らしく地域で生活していくために、様々な障がいの状態や人間関係などの環境の変化に応じた就労の場の提供や、希望する就労先につなげていくための支援を行っていく必要があります。
- 本人の思いや希望に沿った就労のあり方を大切にしつつ、経済的な自立を目指すことができるよう、一般就労への移行や工賃向上のための更なる支援を行っていきます。
- また、一般就労への移行者や、特別支援学校の卒業生などが、就労することもできても職場での人間関係等が理由で離職してしまう人が多いことなどが指摘されています。就労した後の定着についても支援が必要です。

「雇用・就労」分野における施策の柱

- (1) 就労につなげ、支える支援の充実
- (2) 障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保
- (3) 福祉的就労における工賃向上の支援

(1) 就労につなげ、支える支援の充実

法定サービス等	56
事業名称	担当課
就労移行支援	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	一般就労を希望する人に対し、一定の期間において、生産活動などの機会を提供し、就労への移行に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	--

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	190人	249人	285人	326人
累計利用日数/月	3,238日	4,298日	4,919日	5,627日
事業所数	16箇所	18箇所	18箇所	20箇所

【現状の分析及び課題】

- 利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。
- 特別支援学校卒業後、直接一般就労などに就職した際、短期間で離職してしまうケースがあることが指摘されています。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

- 成果指標の達成に向け、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取組を検討していきます。
- 特別支援学校等と就労移行支援事業所等の連携を深め、就職後の長期的なビジョンを見据え、必要な支援につなげられるようにしていきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 成果指標① 4-(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数
- 成果指標② 4-(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数
- 成果指標③ 4-(5)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人数
- 成果指標④ 4-(6)就労移行率が8割以上の就労支援事業所の割合
- 基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- SDGs関連ゴール② 8. 働きがいも経済成長も
- SDGs関連ターゲット 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

法定サービス等	57
事業名称	担当課
就労定着支援	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がいのある人に対し、企業や関係機関等と連携し、就労先で、就労を長く続けることができるように、定着に向けた支援を行う。
------	--

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	47人	173人	377人	770人
累計利用日数/月	47日	173日	377日	770日
事業所数	9箇所	9箇所	10箇所	20箇所

【現状の分析及び課題】

・利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。
 ・特別支援学校を卒業後、一旦は就労しても、その後、職場での理解が得られないなどの理由により短期間で離職してしまうケースなどが指摘されています。離職後に就労移行支援等のサービスにつなげ、さらに就労定着支援につなぐような取組を検討する必要があります。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・成果指標の達成に向け、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や、連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取組を検討していきます。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 成果指標 4-(5)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人数
- 基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を

・SDGs関連ゴール② 8. 働きがいも経済成長も

・SDGs関連ターゲット 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
105	就職面接会の開催		企業と就労を希望する障がいのある人との情報交換・面接の場を提供します。	商業労政課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	面接件数	800件	①市広報紙、ホームページによる周知を行います。 ②開催にあたり、共催者である静岡・清水公共職業安定所と連携し、面接会の運営を行います。	
106	【新規掲載】「就フェス」開催事業		静岡市就労移行支援事業所の事業内容や企業側が求める人材について企業と就労移行支援事業所相互の理解を深め、就労移行から企業への一般就労を促進するための情報交換会を行います。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	来場企業数	30社	少しでも企業が参加しやすくするために、静岡・清水公共職業安定所と連携して障害者就職面接会とのコラボ開催を目指します。	
107	精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座		精神・発達障がい者の雇用、職場定着への理解が深まるように、企業の採用担当者向けの講座を開催します。	商業労政課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	参加者アンケートにおいて、「今後に活かせる内容だった」と回答した割合	80%	①市広報紙、ホームページによる周知を行います。 ②開催にあたり、共催者である静岡・清水公共職業安定所と連携し、講座の運営を行います。	
108	障がいのある学生のインターンシップの受入		障がいのある学生に対してインターンシップの機会を提供し、働きがいの創出につなげます。	障害福祉企画課等
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	報告書の質問でインターンシップの経験が「とても良い経験だった」又は「良い経験だった」と回答した学生の割合	100%	特別支援学校等と情報交換を行い、受入の要望があった際には学生の希望との擦り合わせを行い、より充実した内容にします。	

市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
静岡市役所での障がい者雇用		法定雇用率を達成するとともに、障がいのある職員も働きやすい環境を整備するための各種取組などを行います。		人事課 教育総務課 水道総務課
109	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	法定雇用率の達成	市長部局 2.60% 上下水道局 2.60% 教育委員会 2.50%	①法定雇用率達成のために、障がい者の採用を積極的に実施します。 ②採用した障がい者の定着を支援するために、生活相談員と共に、障がいのある職員も働きやすい職場環境を整備するため各種取組を実施します。	
事業名称		事業の内容		担当課
静岡市職員採用試験制度における障がいのある人への配慮		静岡市職員採用選考への申込みをされた方に対し、受験の際に希望する配慮について確認し、必要な対応を行います。		人事委員会事務局
110	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	障がいのある人への配慮の継続実施	実施	職員採用選考申込みの際、点字・拡大印刷問題の希望の有無、車いす又は杖使用の有無、手話通訳又は筆談の必要の有無、パソコンによる受験希望の有無、補装具等の持込使用の有無等を確認し、希望に応じた対応を実施します。	

(2) 障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保

法定サービス等	58
事業名称	担当課
就労継続支援A型	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	一般就労が困難な障がいのある人について、雇用契約を結んだ上で、就労の機会の提供や生産活動などの機会の提供や、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	--

活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	458人	527人	565人	606人
累計利用日数/月	9,529日	11,104日	11,905日	12,768日
事業所数	28箇所	33箇所	34箇所	37箇所

【現状の分析及び課題】

・利用者数、利用日数ともに過去の傾向から増加を示しており、今後も利用拡大が予想されます。
--

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

・成果指標の達成に向け、障がいのある人が希望する就労の在り方を重視しながら、一般就労移行者を増加していくために、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取組を検討していきます。
--

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・成果指標 4-(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数
- ・基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- ・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- ・SDGs関連ゴール② 8. 働きがいも経済成長も
- ・SDGs関連ターゲット 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

法定サービス等	59
事業名称	担当課
就労継続支援B型	障害者支援推進課 障害福祉企画課

事業概要	一般就労が困難な障がいのある人について、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供や生産活動などの機会の提供や、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	---

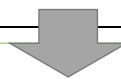
活動指標	第5期	第6期 活動指標		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,372人	1,645人	1,801人	1,972人
累計利用日数/月	25,379日	31,173日	34,129日	37,369日
事業所数	85箇所	92箇所	95箇所	104箇所
平均月額工賃	16,004円	30,000円	30,000円	30,000円

【現状の分析及び課題】

- ・利用者数、利用日数ともに過去の傾向から増加を示しており、今後も利用拡大が予想されます。
- ・平均月額工賃が、全国平均を下回っており、利用者の生活の質(QOL)を維持した上で、工賃を向上させていくことが課題です。

【活動指標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・成果指標の達成に向け、障がいのある人が希望する就労の在り方を重視しながら、一般就労移行者を増加していくために、市内事業所の情報共有を行う連絡会の立ち上げを目指し、その中で必要な取組を検討していきます。
- ・農・福連携等による事業所と仕事のマッチングを進めることや、工賃向上に向けた事業所への技術的支援等を検討していきます。



関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・成果指標 4-(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数
- ・基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- ・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を
- ・SDGs関連ゴール② 8. 働きがいも経済成長も
- ・SDGs関連ターゲット 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

法定サービス等	60
事業名称	担当課
盲人ホーム運営補助	障害福祉企画課

事業概要	あん摩マッサージ指圧免許等を持つ視覚障がいのある人で、就労が困難な方に必要な技術指導を行い、自立を支援するための施設に運営費を補助します。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	4人	5人	5人	5人
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【現状の分析及び課題】

視覚障がいのある人の自立した生活に向けた支援となるよう、盲人ホームのあり方や、多面的な就労支援について関係機関と検討を行う必要があります。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・視覚障がいのある人の自立した生活に向けた支援となるよう、盲人ホームのあり方や、多面的な就労支援について関係機関と検討を行います。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること



・SDGs関連ゴール① 3. すべての人に健康と福祉を

・SDGs関連ゴール② 8. 働きがいも経済成長も

・SDGs関連ターゲット 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

市の事業			事業名称	事業の内容	担当課
111	事業名称		「農・福連携」の推進	市内の認定農業者に対して農福連携の周知を行うとともに、就労サービス系事業所に対し農福連携の周知及び意向調査を行い、両者の相互理解を深める情報提供を実施します。	農業政策課 農業委員会事務局 障害福祉企画課 精神保健福祉課
	事業目標(指標)	R5目標値	①認定農業者への情報提供の回数 ②就労サービス系事業所への情報提供と意向調査の回数	目標達成のための計画期間中の取組 認定農業者や就労サービス系事業所への連絡で農福連携の周知、意向調査を行い、両者に情報提供することで相互理解とマッチングを図り、実質的な連携を進めていきます。	SDGs関連ゴール 
112	事業名称		静岡市ワークステーションの設置	静岡市役所内の軽作業を切り出し、障がいのある職員に集約して担当させるワークステーションを設置し、法定雇用率の達成を目指すとともに、一般企業への就労を支援します。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	受注(納品)業務数 200件	目標達成のための計画期間中の取組 各課に、ワークステーションの設置と業務募集について周知し、連携して業務の集約を進めます。また、障がいのある職員の障がい特性を理解し、それぞれの職員に合った業務の提供、スケジュール管理をすることで、安定的に業務を実施します。	SDGs関連ゴール  

(3) 福祉的就労における工賃向上の支援

市の事業			事業名称	事業の内容	担当課
113	事業名称		障がい者就労施設等からの優先調達の促進	障害者優先調達推進法に基づき、調達の方針を定め、市役所で活用する物品や役務(サービスなど)について、障害者就労施設から積極的に調達を行います。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	物品及び役務のそれぞれについての調達実績額 (年度ごとの実績に応じて目標額を設定) 30,360,000円	目標達成のための計画期間中の取組 障害者就労施設から調達できる物品等の情報収集を行い、その内容を全庁的に周知します。 また、必要に応じて、優先調達が可能な障害者就労施設の加入を進めていきます。	SDGs関連ゴール  

事業名称		事業の内容	担当課
114	福祉ショップ運営事業費補助	障がいのある人の工賃を向上させるため、授産製品の利用を推進するとともに、授産製品を販売する福祉ショップの運営に補助を行います。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	補助金交付申請受付、 検査、交付	実施	8 質の高い雇用を促進する 10 人や国の可及的な豊かさを実現する
事業名称		事業の内容	担当課
115	公共施設を活用した自主製品の販売支援	市庁舎に授産製品の販売所を設置し、障がいのある人の工賃向上、働きがいの創出につなげます。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	実施	実施	8 質の高い雇用を促進する 10 人や国の可及的な豊かさを実現する
事業名称		事業の内容	担当課
116	【新規掲載】 工賃向上アドバイザー派遣事業の実施	静岡県の「ふじのくに福産品ブランド」に認定された本市の授産製品を増やし、工賃向上に繋げるために個々の就労継続支援事業所へ新規の製品開発、既存製品の質の向上等の支援を行うアドバイザーを派遣します。	障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	SDGs関連ゴール
	アドバイザー派遣事業所数	2事業所	8 質の高い雇用を促進する 10 人や国の可及的な豊かさを実現する

共生コラム 13

障がいのある人の作った授産製品、いろいろなものがあるんです！

障がいのある人たちが働く就労継続支援事業所などでは、パン、お菓子、木工品、バッグ、アクセサリなど、工夫を凝らした授産製品が作られています。



授産製品を広く市民の方に手にとっていただけるよう、静岡市役所の庁舎に授産製品の販売所を設置しています。静岡庁舎1階(毎週金曜)・3階食堂「茶木魚」内(市役所開庁日)、駿河区役所1階(毎週水曜)では、店舗『わ・ハハ』が授産製品を販売しています。清水区役所1階(区役所開庁日)では、喫茶『はなみずき』が授産製品やコーヒーなどを販売しています。こうした授産製品の売り上げは、障がいのある人の工賃となり、生活を支えています。また、店舗では障がいのある人が販売を行っており、社会参加の機会となっています。

市役所にご用の際は、ぜひ授産製品販売店舗に立ち寄ってみてください。

作成者： 静岡市 障害福祉企画課

8 大分野8 文化活動・市民生活～楽しむ・参加する～

- 障がいの有無にかかわらず芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を
楽しみ、暮らしの豊かさを高めていくことができるよう、活動機会を充実させていく
必要があります。
- 2021年に開催が延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を、
一過性のものにするのではなく、これを契機とし、障がいのある人のスポーツ活動や
文化活動への参加や理解促進を進めていく必要があります。
- また、視覚障がいのある人等の読書環境の整備のための取組を進めていきます。
- あわせて、障がいのある人も利用しやすい行政サービスの提供に取組んでいきます。

「文化活動・市民生活」分野における施策の柱

- (1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進
- (2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供
- (3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進

法定サービス等	61
事業名称	担当課
スポーツ教室開催事業	障害福祉企画課

事業概要	日頃スポーツへの参加が難しい障がいのある人のために、スポーツの経験が 少ない人でも取り組みやすいスポーツ(フライングディスク、ボッチャ、ボウリン グなど)やレクリエーションの体験教室を開催します。障がいのある人の自立 と社会への参加を進め、障がいのない人との交流を通じて障がいや障がい のある人への理解を深めます。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	4回	6回	6回	6回
参加者数 (市が独自に設定)	225人	230人	235人	240人
利用者アンケートにおける今 後もスポーツを続けたい人の 割合(市が独自に設定)	-	70%	80%	80%

【現状の分析及び課題】

- ・広報による案内や参加者からの口コミにより参加者が増加してきています。
- ・障がいのある人が休日を楽しく過ごすための場として期待されています。
- ・スタッフの確保が難しく、各区のスポーツ推進員の協力も必要です。
- ・新型コロナウイルス対策を意識した運営が必要です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・参加者アンケートによる満足度やスポーツへの関心を教室の運営に反映していきます。
- ・新型コロナウイルスを意識した運営を行います。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

・基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	62
事業名称	担当課
スポーツ大会開催事業	障害福祉企画課 葵区障害者支援課 駿河区障害者支援課

事業概要	障がいのある人もない人も地域で生活する市民として社会への参加を進め、スポーツによる体力を保ち、向上を図り、交流を通じてお互いに新たな出会いや発見をし理解を深めるきっかけとするため、年に1回、葵区または駿河区にてフライングディスクや玉入れなどを行うスポーツイベントを開催します。
------	--

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回	1回
参加者数 (市が独自に設定)	131人	140人	150人	160人

【現状の分析及び課題】

- ・前計画期間は、計画どおり大会を実施し、障がいのある人やその家族等の親睦と交流を促しました。
- ・参加者が高齢化しており、新規参加者の確保が難しくなっています。
- ・新型コロナウイルス対策を意識した運営が必要です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・事業の周知方法を工夫し、参加者の増加につとめます。
- ・新型コロナウイルスを意識した運営を行います。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	63
事業名称	担当課
障害者スポーツフェスティバル事業	障害福祉企画課 清水区障害者支援課

事業概要	障がいのある人もない人も地域で生活する市民として社会への参加を進め、スポーツによる体力の維持、向上を図り、交流を通じてお互いに新たな出会いや発見をし理解を深めるきっかけとするため、年に1回、清水区にてパン食い競走や魚釣りゲームなどを行うスポーツイベントを開催します。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回	1回
参加者数 (市が独自に設定)	1,009人	1,000人	1,000人	1,000人

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

<p>前計画期間では、計画どおり大会を実施し、障がいのある人やその家族等の親睦・交流を促しました。</p> <p>会場の大きさからすると、現在の参加者数が安全に開催することができる限界と考えられるため、今後は参加者数を増やしていくのではなく、1,000人程度を維持していくことが必要です。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策を意識した運営が必要となります。</p>

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

<p>新型コロナウイルス感染防止対策を意識した運営を行います。</p>

<p>関連する成果指標・特に関連する基本目標</p> <p>基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること</p> <p>SDGs関連ゴール</p> <p>3. すべての人に健康と福祉を</p>
--

法定サービス等	64
事業名称	担当課
精神障害者スポーツ交流強化事業	精神保健福祉課

事業概要	スポーツを通じて障がいのある人やその家族等の親睦・交流を促進することにより、障がいのある人の社会参加を支援します。
------	---

活動指標	第6期 目標値			
	第5期 令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	5回	5回	5回	5回
参加者数 (市が独自に設定)	503人	500人	500人	500人

【現状の分析及び課題】

- ・前計画期間では、ボウリング大会、ソフトボール・フットサルの定期練習会、多項目交流会を実施し、スポーツを通じた社会参加、交流の促進を図ることができました。
- ・新型コロナウイルス対策を意識した運営が必要です。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- ・交流人数のさらなる増加を図るため、バレーの練習会等、新たな競技の開催に取り組みます。
- ・新型コロナウイルス対策を意識した運営を行います。

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- ・基本目標 (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- ・SDGs関連ゴール 3. すべての人に健康と福祉を

法定サービス等	65
事業名称	担当課
日中一時支援事業	障害者支援推進課

事業概要	創作的活動等の機会の提供をしたり、介護をしている家族の一時的な休息のための日中の一時的な見守りなどの支援に要する費用の一部を助成します。
------	--

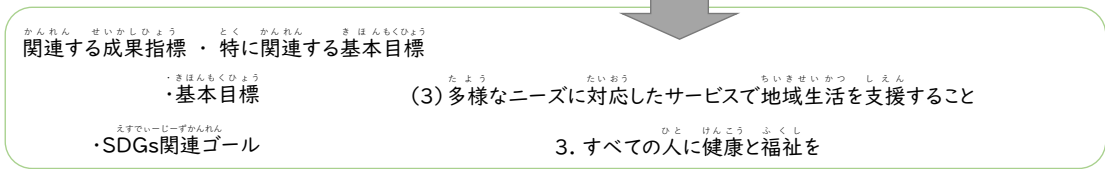
活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	120人	110人	110人	110人
事業所数	29箇所	29箇所	29箇所	29箇所

【現状の分析及び課題】

<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により、利用者が在宅していることが増え、利用者が減少することが予想されます。 ウィズコロナでの生活スタイルに変わっていく中で、利用開始時間の見直しにより利用のしやすさを改善し、利用の現状維持をしていく必要があります。

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

<ul style="list-style-type: none"> 日中一時支援の利用開始時間について、本体事業終了後17時以降から本体事業終了後に変更することで、利用者や事業者が制度を利用しやすくします。 引き続き、日中一時支援事業の適正な利用方法について、窓口を通して周知していきます。
--



市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
116	市民参加型舞台公演事業		あらゆる人々が文化芸術活動に参加できるように、障がいのある人向けの演劇ワークショップを実施します。	まちは劇場推進課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	演劇ワークショップ(障がい者クラス)の開催	R4年度の状況に より検討	開催にあたり、業務委託先と連携し、ワークショップへの当事者への参加を依頼します。	
117	まちは劇場コンサート事業 学校訪問コンサート		児童・生徒に音楽への興味を持ってもらい、子どもたちの豊かな心を育てるため、静岡市内小中学校や特別支援学校・障がい者支援施設等を訪問し、生演奏を気軽に聞くことができる機会を提供します。	文化振興課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	① 学校訪問コンサート特別支援学校訪問実施校数 ② 市内障がい者支援施設等訪問コンサート実施数	① 1校 ② 1施設	① 校長会や教科会で積極的に周知し、コンサート内容に興味を持ってもらえる内容としていきます。 ② 市内支援施設や病院等に積極的に周知し、誰もが楽しめるコンサート内容としていきます。	
118	全国障害者スポーツ大会への派遣		障がいのある人を「全国障害者スポーツ大会」や、県の大会である「わかふじスポーツ大会」に派遣することで、社会参加を促進するとともに、市民の障がいへの理解を深めます。	障害 福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	全国大会選手選考会(わかふじスポーツ大会)参加者数	400人	わかふじスポーツ大会への参加を広く周知し、全国障害者スポーツ大会に向けて静岡市選手団を編成・派遣を行います。	
119	障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施		障がいのある人のスポーツ活動に関する理解が深まるように情報発信、イベントを実施します。	スポーツ振興課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	① 市ホームページへの情報掲載件数 ② 障がいのある人と障害のない人の交流イベントの実施回数	① 2件 ② 2回	① 障がいのある人のスポーツ活動について、スポーツ振興課ホームページに掲載します。 ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進員と連携し、障がいのある人と障がいのない人との交流イベントを実施します。	
120	市営スポーツ施設の使用料の減免		障がいのある人のスポーツ施設の使用料を減免します。	スポーツ振興課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施	市営スポーツ施設の使用料の減免を行います。	

MISFITSという生き方

MISFITSという雑誌は、令和元年12月に、モデル事務所と障害福祉サービス事業所が企画し創刊した障がいのあるモデルによるファッションフリーペーパーであり、ファッションを通じて表現の機会を作り、障がい者の可能性を広げようとしています。

また、民間主体で支える障がい者の未来があってもいいのではないかと考えます。行政による障がい福祉支援が、生きるベース、幸せになるベースを支えて下さっています。我々はその先にある障がい者の魅力を発信することで障がいがあることが欠点ではなく魅力になるということをお伝えしていきたいと考えます。自分の持っているもので輝けると知ってもらいたい。諦めてしまった生き方や夢を諦めないでもらいたい。綺麗やかっこいいを追求することがハンディキャップを持っている方たちのスタンダードになってほしいと考えています。

あなたは知的障がいを持った人がかっこいいと思ったことはありますか？
あなたは車イスの人にハイヒールは必要ないと思いますか？

障がいがあろうがなかろうが生きづらさがあります。
辛いことや不便なことだけに寄り添うのではなく、自己実現にももっと多くの支援が必要です。

様々な方が絵を描いたり歌を歌うように、ファッションを通しておしゃれを楽しむ。ワクワクドキドキしながら生きていけることが、沢山の障がい者を輝かせることにつながると感じます。

作成者： MISFITS編集部



(2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供

法定サービス等	66
事業名称	担当課
地域活動支援センター	障害福祉企画課 精神保健福祉課

事業概要	障がいのある人に日中活動の場を提供し、創作活動や交流活動、生産活動を通じて、社会との交流を促進する等の支援を行います。
------	---

活動指標	第5期	第6期 目標値		
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
実利用者数	436人	437人	437人	437人

【現状の分析及び課題】

・2施設とも定員数は9割を超えており、障がいのある人の日中活動の場として、社会生活を支援するための創作活動や地域交流等を行っていますが、中には出席率が低い利用者もいます。(障害福祉企画課)

・就労継続支援事業所の増加等により、地域活動支援センターの利用者数が減少傾向にあります。社会資源につながるのは良い傾向ですが、8050問題や精神障がいに起因するひきこもりの支援など、新たなニーズに対応していく必要があります。(精神保健福祉課)

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

・出席率が低い利用者について事業所と連絡を取りつつ見守っていきます。(障害福祉企画課)

・新規利用者の増に向け、関係機関との連携強化やプログラムの見直し・改善に努めます。(精神保健福祉課)

関連する成果指標・特に関連する基本目標

- 成果指標
- 基本目標
- SDGs関連ゴール

【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数

(3)多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

3. すべての人に健康と福祉を

市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
121	生涯学習施設における障がいのある人を対象とした講座の実施	障がいのある人が生涯を通じた多様な学びができるように講座を行います。		生涯学習推進課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	3施設以上で実施	指定管理者と連携し、生涯学習施設で障がいのある人を対象とした講座を実施していきます。		
事業名称		事業の内容		担当課
122	健康づくりに関する講座の開催	生涯いきいきと健康で暮らせるよう、生活習慣病予防など健康に関する各種講座や相談を行います。		健康づくり推進課 各健康支援課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①健康教育教室の参加者数 ②健康まつり地区まつりの参加者数 ③健康相談の利用者数	①3,500人 ②9,000人 ③1,600人	生活習慣病予防についての出前講座等を壮年期層へ周知し、行動変容につながる健康教育を実施していきます。	
事業名称		事業の内容		担当課
123	静岡市身体障害者福祉センター「静岡市清水みなとふれあいセンター」の運営	「静岡市清水みなとふれあいセンター」にて、「水泳」や「ボッチャ」、「陶芸」や「書道」など、在宅の身体障がいのある方を対象に、機能訓練につながるスポーツやレクリエーション事業を行います。		障害福祉企画課
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	利用者アンケートの満足度	90%	障害者団体が主催する事業にも積極的に協力するなど、いろいろな事業を展開することで、利用者の満足度を高めていきます。	
事業名称		事業の内容		担当課
124	【新規掲載】市立図書館における福祉サービスの実施	①図書館や図書館資料の利用が難しい人に対するサービスとして、点字図書・音訳図書の貸出し、宅配による貸出し(肢体不自由者が対象)等を行います。 ②どなたにもご利用いただける大活字本、LLブック、拡大読書器を用意しています。		中央図書館
	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施	①福祉資料(点字図書・音訳図書)の貸出しを行います。 ②独居の肢体不自由者に宅配による貸出しを行います。 ③視覚障がい者を対象とした音訳ボランティアによる対面朗読サービスの周知を行います。 ④大活字本、LLブックの貸出しを行います。 ⑤拡大読書器(中央、西奈、長田、北部)を設置します。	

スポーツや陶芸・・・新しい趣味を作ってみませんか？

静岡市清水みなとふれあいセンターでは、在宅の身体障がい者の方を対象としたスポーツ(ボッチャ・卓球・吹矢・エンジョイスports・水泳・グラウンドゴルフ)や文化活動(書道・ペン習字・陶芸)の講座を行っています。身体や手先を動かすことは、機能訓練にも繋がりますし、心もリフレッシュできます。

清水みなとふれあいセンターでは、障がいのある皆さんが楽しく参加できる講座を用意してお待ちしております。

作成者： 静岡市 障害福祉企画課

講座名	定員(人)	内容	開催曜日	時間
ボッチャ	15	チームに分かれ、椅子に座ったままターゲットとなるジャックボールに向かってボールを投げ、その近さを競うゲームです。	月2回 月曜日	10時～12時
卓球	15	初心者の方も楽しくプレイしています。	月1回 火曜日	14時～16時
吹矢	15	ストレス解消や老化防止、美容にも効果的です。	月1回 火曜日	14時～15時30分
エンジョイスports	15	フライングディスクやディスクゴルフ、ストラックアウトなど障害のある方でも楽しめるスポーツです。	月1回 火曜日	14時～15時30分
書道	15	初めての方も大丈夫です。片麻痺で利き手が不自由な方も参加しています。	月2回 水曜日	14時～15時30分
ペン習字	15	習字さえあれば誰でも気軽に参加できます。	月2回 水曜日	14時～15時30分
水泳	15	泳げない方も泳いでいます。水中歩行を楽しむ方から泳ぎたい方まで自分のペースで楽しく参加できます。	木曜日	9時30分～11時
陶芸	15	コップや茶碗、干支の置物などの作品を作ります。	月2回 金曜日	10時～12時
グラウンドゴルフ	15	晴れの日ば、グラウンドで、雨の日は、体育館で実施しています。	月2回 金曜日	10時～12時

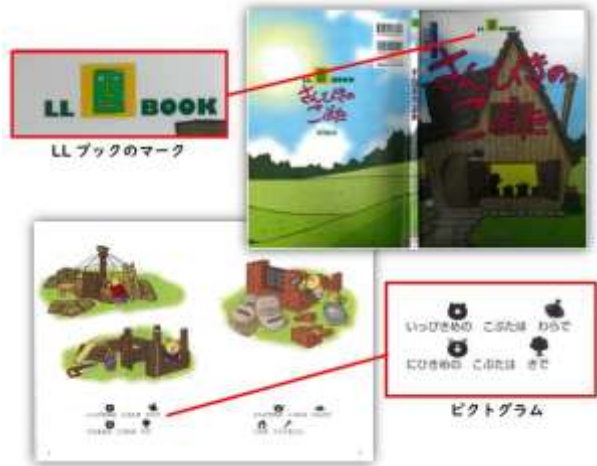
※画像の講座内容は、令和2年度ものです。

LLブックをご存知ですか？

LLブックについてご存知ない方も多いかと思いますが、LLブックは誰もが読書を楽しめるように作られた本です。知的障がい者や高齢者、日本語を母国語としない人など、やさしくてわかりやすい情報提供を必要とする人にも読みやすいように作られています。

ちなみに、「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」という意味の言葉の略です。LLブックには決まったスタイルがないため、表現方法や内容の難易度は作品によって異なります。難しい漢字を使わない、文章を単語ごとに分けて書く、抽象的な表現を避ける、ふりがなを振る、写真やイラスト、ピクトグラム(絵記号)を用いる等、様々な工夫がなされています。最近では、スマートフォンをかざすと音声読み上げしてくれる音声コードが付いたものもあります。

作成者： 静岡市 中央図書館



(3) 行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

法定サービス等	67
事業名称	担当課
点字・声の広報等の発行	障害福祉企画課等

事業概要	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳の方法により、市の各種広報紙を発行し、障がいのある人が地域で生活する上で必要な情報を提供します。
------	--

活動指標	第5期		第6期 目標値	
	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発行種類	8種類	9種類	10種類	11種類
累計発行回数	47回	48回	49回	50回

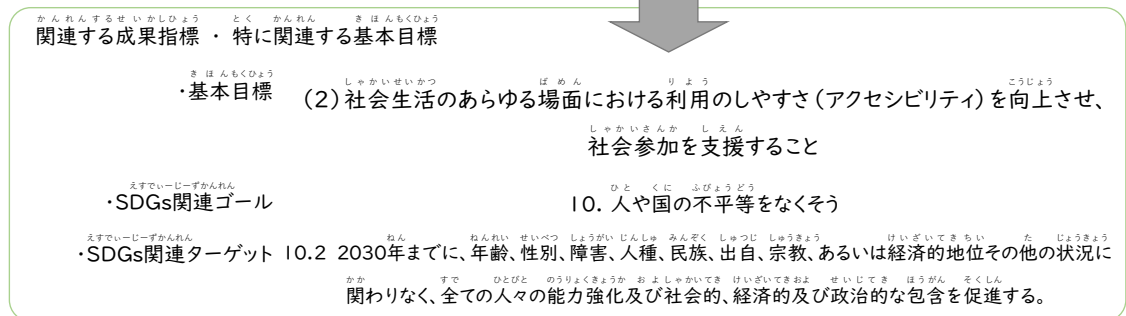
【現状の分析及び課題】

令和元年度は、①障がい者(児)福祉のしおり(点字版・音声版)、②広報しずおか「静岡気分」(点字全文版・点字縮訳版・音声版)12か月、③議会だより(点字版・音声版)年4回、④ごみの出し方分別ガイドブック(音声版)(平成30年度～保存版、不足分を複製する方法)を発行しました。

- 発行種類の拡大のために全庁的に周知を行っていますが、発行種類は昨年度と同様に留まっています。
- 現在の利用者以外のニーズについて、検討する必要があります。(議会だより・調査法制課)
- 発行種類や発行部数の増加のため、周知等を行っていく必要があります。(ごみの出し方分別ガイドブック・収集業務課)
- 利用者の数が徐々に減少傾向にあるため、さらなる周知が必要と考えられます。(広報しずおか「静岡気分」・広報課)
- 現在は希望者に漏れなく提供できていますが、全体として発行種類が増加しないことが課題です。(障がい者(児)福祉のしおり・障害福祉企画課)

【目標達成のための計画実施期間中における取組】

- 議会だよりを音声読み上げ機能がある電子ブックの形態でホームページに掲載することで、より多くの人が議会だよりの音訳を聞くことができる環境を整えます。(調査法制課)
- 音声版ガイドブックの内容がわかりやすくなるよう紙媒体同様に3種類に分けて発行できないか検討します。また、関係課と協議し窓口に配布依頼をする等、配布数が増えるよう工夫します。(収集業務課)
- 利用者拡大のための記事を広報しずおかへ掲載します。(広報課)
- 点字版・音声版広報等の発行種類拡大に向け、庁内各課に必要性を周知します。(障害福祉企画課)



市の事業			
事業名称	事業の内容	担当課	
125	<p>ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ホームページの提供</p> <p>事業目標(指標)</p> <p>R5 目標値</p>	<p>平成26年度にリニューアルした、公式ホームページで、ウェブアクセシビリティに準じた機能を継続的に提供します。 <主な機能>文字拡大、配色変更、音声読上</p> <p>目標達成のための計画期間中の取組</p>	<p>広報課</p> <p>SDGs関連ゴール</p>
	<p>ウェブアクセシビリティに準じたホームページの運営</p> <p>実施</p>	<p>順次整備を行い、できる限り読みやすく使いやすいホームページを目指し、アクセシビリティに配慮するよう努めます。</p> 	
126	<p>視覚障がいのある人への音訳資料の提供の推進</p> <p>事業目標(指標)</p> <p>R5 目標値</p> <p>①音訳ボランティア研修会実施回数 ②講演会実施回数 ③講座実施回数</p>	<p>視覚障がいのある人によりよい音訳資料を提供するため、音訳に関する研修会等を開催し、音訳ボランティアのスキルアップを図ります。</p> <p>目標達成のための計画期間中の取組</p>	<p>中央図書館</p> <p>SDGs関連ゴール</p>
	<p>①5回 ②2回 ③1回</p> <p>音訳ボランティアひびきの会と連携し、研修会等の運営を行います。</p> 		
127	<p>公職選挙における障がいのある人への配慮</p> <p>事業目標(指標)</p> <p>R5 目標値</p> <p>投票所の形態に合わせた配慮の実施</p>	<p>公職選挙の投票所において障がいのある人へ配慮を行います。</p> <p>目標達成のための計画期間中の取組</p> <p>①点字による候補者名簿等を投票所に配置します。 ②音声版選挙公報の作成及び配付並びに点字版選挙公報の配付を行います。 ③原則1階に投票所を開設します。 ④投票のための点字器を配置します。 ⑤低床の記載台を配置します。 ⑥段差解消のための仮設スロープを設置します。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p> <p>SDGs関連ゴール</p>
	<p>実施</p> <p>①点字による候補者名簿等を投票所に配置します。 ②音声版選挙公報の作成及び配付並びに点字版選挙公報の配付を行います。 ③原則1階に投票所を開設します。 ④投票のための点字器を配置します。 ⑤低床の記載台を配置します。 ⑥段差解消のための仮設スロープを設置します。</p> 		

障害福祉サービス等の提供基盤の整備について

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数・定員数の「令和元年3月時点での状況」及び「本計画期間中のサービス利用の増加に伴い令和5年度までに新たに必要になる量」は以下のとおりです。

	区別	R1支給		事業所数						定員数						
		決定割合	R元実績	R2見込	R3	R4	R5	3年計	R5合計	R元実績	R2見込	R3	R4	R5	3年計	R5合計
生活介護	葵区	38%	22	27				1	28	645	687				20	707
	駿河区	30%	12	15	1	1	1	1	16	280	340	20	20	20	20	360
	清水区	32%	17	19				1	20	524	545				20	565
	3区累計	100%	51	61	62	63	64	3	64	1,449	1,572	1,592	1,612	1,632	60	1632
自立訓練 (機能訓練)	葵区	54%	1	1				0	1	20	20				0	20
	駿河区	38%	0	0	1	0	0	1	1	0	0	20	0	0	20	20
	清水区	8%	0	0				0	0	0	0				0	0
	3区累計	100%	1	1	2	2	2	1	2	20	20	40	40	40	20	40
自立訓練 (生活訓練)	葵区	40%	2	1				1	2	30	10				20	30
	駿河区	36%	0	1	1	0	0	0	1	0	6	20	0	0	0	6
	清水区	24%	1	1				0	1	6	6				0	6
	3区累計	100%	3	3	4	4	4	1	4	36	22	42	42	42	20	42
就労移行支援	葵区	38%	10	9				0	9	158	138				0	138
	駿河区	28%	3	3	2	2	2	2	5	32	46	40	40	40	40	86
	清水区	34%	3	2				4	6	32	26				80	106
	3区累計	100%	16	14	16	18	20	6	20	222	210	250	290	330	120	330
就労継続支援 A型	葵区	43%	9	9				7	16	140	140				140	280
	駿河区	29%	10	10	4	1	3	1	11	170	175	80	20	60	20	195
	清水区	28%	9	10				0	10	144	150				0	150
	3区累計	100%	28	29	33	34	37	8	37	454	465	545	565	625	160	625
就労継続支援 B型	葵区	36%	26	30				7	37	478	534				140	674
	駿河区	29%	26	28	0	3	8	2	30	544	600	0	60	160	40	640
	清水区	35%	33	34				2	36	622	626				40	666
	3区累計	100%	85	92	92	95	103	11	103	1,644	1,760	1,760	1,820	1,980	220	1,980
就労定着支援	葵区	41%	7	7				2	9	280	280				80	360
	駿河区	25%	1	1	0	1	10	4	5	40	40	0	40	400	160	200
	清水区	34%	1	1				5	6	40	40				200	240
	3区累計	100%	9	9	9	10	20	11	20	360	360	360	400	800	440	800
療養介護	葵区	41%	2	2				0	2	220	220				0	220
	駿河区	32%	1	1	0	0	0	0	1	60	60	0	0	0	0	60
	清水区	27%	0	0				0	0	0	0				0	0
	3区累計	100%	3	3	3	3	3	0	3	280	280	280	280	280	0	280
短期入所 (福祉型)	葵区	40%	8	9				13	22	32	39				22	61
	駿河区	27%	7	7	9	9	10	7	14	11	11	18	18	20	14	25
	清水区	33%	8	8				10	18	26	26				20	46
	3区累計	100%	23	24	35	44	54	30	54	69	76	94	112	132	56	132
短期入所 (医療型)	葵区	39%	2	3				0	3	-	-				-	-
	駿河区	32%	1	1	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-
	清水区	29%	0	0				0	0	-	-				-	-
	3区累計	100%	3	4	4	4	4	0	4	-	-	-	-	-	-	-

日中活動系サービス

	R1支給	R元実績	R2見込	事業所数						定員数							
				決定割合	R3	R4	R5	3年計	R5合計	R元実績	R2見込	R3	R4	R5	3年計	R5合計	
																	区別
居住系サービス	自立生活援助	葵区	0%	0	0				1	1	-	-				-	-
		駿河区	0%	0	1	0	1	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-
		清水区	0%	0	0				1	1	-	-				-	-
		3区累計	0%	0	1	1	2	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-
	共同生活援助	葵区	35%	13	17				2	17	201	260				40	300
		駿河区	34%	13	15	2	2	4	3	17	115	134	40	40	50	40	174
		清水区	31%	8	9				3	15	24	121				50	171
		3区累計	100%	34	41	43	45	49	8	49	340	515	555	595	645	130	645
	うち 日中サービス支援型	葵区	35%	0	1				2	3	0	20				40	60
		駿河区	34%	0	0	2	2	2	3	3	0	0	40	40	40	60	60
		清水区	31%	1	1				1	2	20	20				20	40
		3区累計	100%	1	2	4	6	8	6	8	20	40	80	120	160	120	160
	施設入所支援	葵区	41%	4	4				0	4	213	213				0	213
		駿河区	24%	1	1	0	0	0	0	1	60	60	0	0	0	0	60
		清水区	35%	3	3				0	3	228	228				0	228
		3区累計	100%	8	8	8	8	8	0	8	501	501	501	501	501	0	501

	R1支給	R元実績	R2見込	事業所数 (計画相談については、相談支援専門員数)						定員数						
				決定割合	R3	R4	R5	3年計	R5合計	R元実績	R2見込	R3	R4	R5	3年計	R5合計
区別																
計画相談支援 (相談支援専門員数)	葵区	39%	35	38				10	48	-	-				-	-
	駿河区	29%	18	19	42	3	4	17	36	-	-	-	-	-	-	-
	清水区	32%	18	18				22	40	-	-				-	-
	3区累計	100%	71	75	117	120	124	49	124	-	-	-	-	-	-	-
障害児 相談支援 (相談支援専門員数)	葵区	41%	28	30				11	41	-	-				-	-
	駿河区	32%	9	10	12	15	18	22	32	-	-	-	-	-	-	-
	清水区	27%	15	15				12	27	-	-				-	-
	3区累計	100%	52	55	67	82	100	45	100	-	-	-	-	-	-	-
地域移行支援	葵区	0%	3	4				0	4	-	-				-	-
	駿河区	0%	2	2	0	0	0	0	2	-	-	-	-	-	-	-
	清水区	100%	3	2				0	2	-	-				-	-
	3区累計	100%	8	8	8	8	8	0	8	-	-	-	-	-	-	-
地域定着支援	葵区	50%	3	3				0	3	-	-				-	-
	駿河区	50%	3	3	0	0	0	0	3	-	-	-	-	-	-	-
	清水区	0%	3	2				0	2	-	-				-	-
	3区累計	100%	9	8	8	8	8	0	8	-	-	-	-	-	-	-

	R1支給 R元実績	事業所数								定員数						
		決定割合	R元実績	R2見込	R3	R4	R5	3年計	R5合計	R元実績	R2見込	R3	R4	R5	3年計	R5合計
児童発達支援	葵区	43%	21	25				5	30	188	227				50	277
	駿河区	36%	9	11	0	12	17	15	26	125	145	0	120	170	150	295
	清水区	21%	4	6				9	15	35	55				90	145
	3区累計	100%	34	42	42	54	71	29	71	348	427	427	547	717	290	717
医療型 児童発達支援	葵区	0%	0	0				1	1	0	0				10	10
	駿河区	0%	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10	0	0	
	清水区	0%	0	0				0	0	0	0			0	0	
	3区累計		0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	10	10	
放課後等 デイサービス	葵区	41%	51	58				0	58	482	546				0	546
	駿河区	30%	29	35	0	0	11	6	41	280	340	0	0	110	60	400
	清水区	29%	29	35				5	40	285	345				50	395
	3区累計	100%	109	128	128	128	139	12	139	1,047	1,231	1,231	1,231	1,341	110	1,341
保育所等 訪問支援	葵区	70%	2	3				0	3	-	-				-	-
	駿河区	13%	1	1	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-
	清水区	17%	0	1				0	1	-	-				-	-
	3区累計	100%	3	5	5	5	5	0	5	-	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	葵区	0%	1	1				0	1	-	-				-	-
	駿河区	0%	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
	清水区	100%	0	0				0	0	-	-				-	-
	3区累計	100%	1	1	1	1	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-
福祉型障害児 入所支援	葵区	0%	1	1				0	1	27	27				0	27
	駿河区	100%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清水区	0%	0	0				0	0	0	0				0	0
	3区累計	100%	1	1	1	1	1	0	1	27	27	27	27	27	0	27
医療型障害児 入所支援	葵区	60%	2	2				0	2	220	220				0	220
	駿河区	33%	1	1	0	0	0	0	1	60	60	0	0	0	0	60
	清水区	7%	0	0				0	0	0	0				0	0
	3区累計	100%	3	3	3	3	3	0	3	280	280	280	280	280	0	280


※療養介護及び医療型障害児入所支援の葵区220床は、利用希望者の状況に応じて流動的に定員数の中で受入を行っています。

※計画相談支援及び障害児相談支援の事業所数(相談支援専門員数)は、専門員一人あたりの計画作成件数を39件としています。

※区ごとに必要な量の見込みは、参考に算出しています。

※生活介護の増加分は、医療的ケアや強度行動障がいに対応可能な事業所を想定しています。

社会福祉施設等施設整備補助金の活用による整備の推進について

市の事業				
事業名称		事業の内容		担当課
社会福祉施設等整備事業費補助		障害福祉サービス事業所等の施設整備に係る費用を助成し、上記計画に基づく施設整備を促進するとともに、施設利用者の福祉の向上を図ります。		障害福祉企画課 精神保健福祉課
128	事業目標(指標)	R5目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	障がい福祉計画及びニーズに即した施設の整備	共同生活援助等整備検討	国による計画策定方針、関係団体へのヒアリング、市民アンケート調査、市内事業者へのヒアリング等の状況を捉え、ニーズに即した施設の整備に対して補助を行います。	

新規整備が必要な事業所のうち、以下の条件のいずれかを満たすものについて、施設整備補助金の活用を行います。

- ①特にニーズが高いもの
- ②大規模な施設を必要とするもの
- ③採算性が特に低い等により民間事業者の参入が困難であることが予想されるもの

優先整備の対象となる施設

- 日中サービス支援型共同生活援助
- 短期入所
- 医療型児童発達支援
- 生活介護(医療的ケア・強度行動障がいに対応するもの)

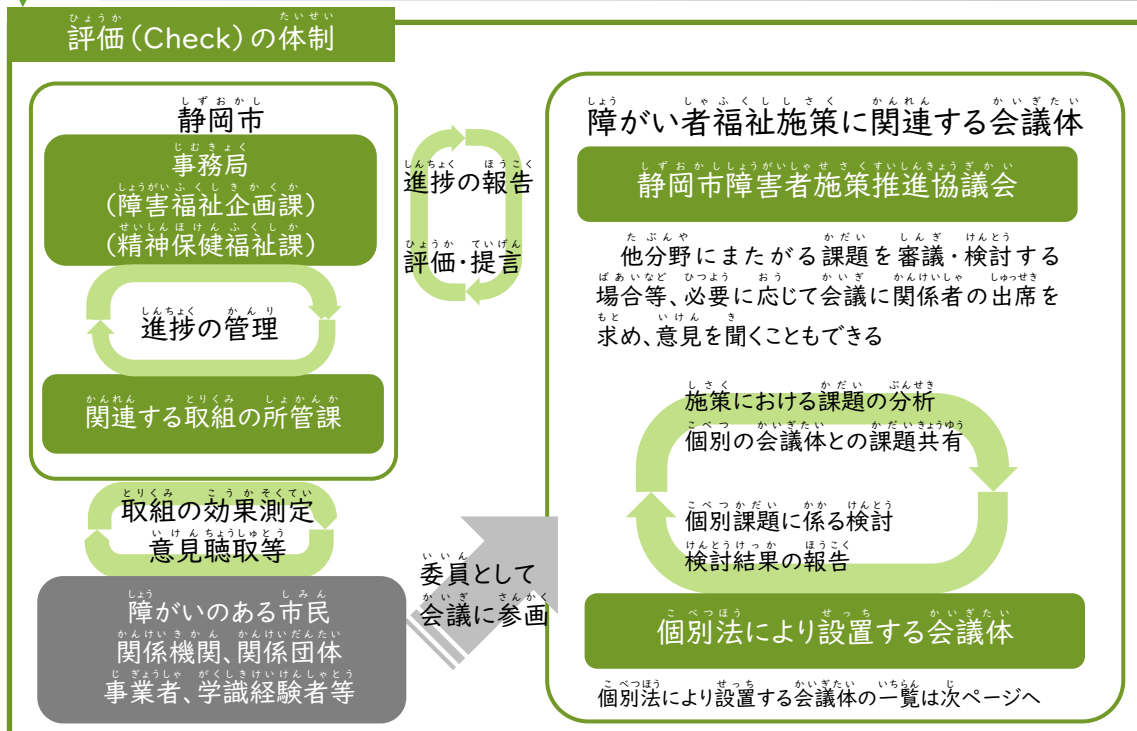
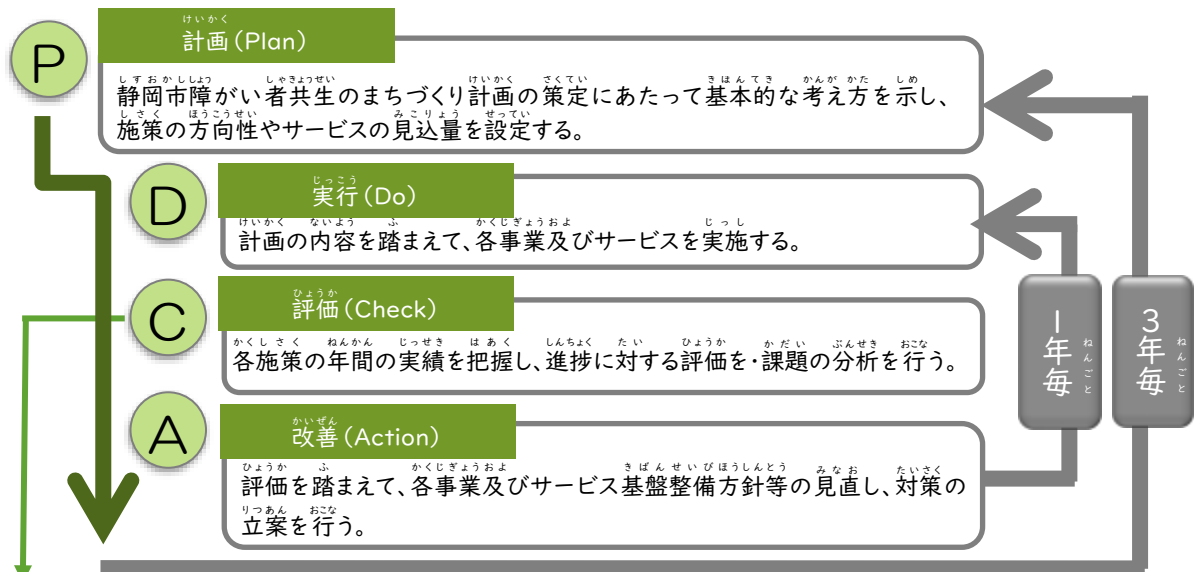
第5章 計画の推進

1 PDCAサイクルによる計画の推進

今回策定した計画の内容を踏まえて、各事業及びサービスを実施します。

実施した内容は年度ごとに評価し、必要な改善を行っていきます。

計画は、令和3年度から5年度までの実績を踏まえて、3年後にまた策定します。静岡市の所管課や、障害者施策推進協議会などの会議に参加する代表者が、市民の皆さんの意見を汲み上げて、実施内容の評価を行います。



2 障がい者福祉施策に係る会議体

会議体の名称	根拠法令	役割
<p>静岡市障がい者福祉施策推進協議会</p>	<p>障害者基本法</p>	<p>(1) 障がい者計画の策定にあたり意見を述べること (2) 障がい者に係る施策の推進について、 ① 必要な事項を調査・審議すること及び ② 施策の実施状況を監視すること (3) 関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議すること</p>
<p>個別法により設置する会議体</p> <p>静岡市障がい者自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援部会 <ul style="list-style-type: none"> 「災害時の障がい者支援」に関するプロジェクト (R2～) 権利擁護・虐待防止部会 就労支援部会 相談支援評価部会 地域移行支援部会 子ども部会 相談支援部会 	<p>障害者総合支援法</p>	<p>地域における障がい者等への支援体制について、 ① 課題を共有すること及び ② 地域の実情に応じた体制の整備について協議すること</p> <p>※ 協議を経て、継続的に課題について審議し、課題解決に向けた方策・取組が必要と思われるものについては、下部組織として部会（プロジェクト）を設置することができる。 プロジェクトは具体的な対応策の実施まで継続する。</p>
<p>静岡市障がい者差別解消支援地域協議会</p>	<p>障害者差別解消法</p>	<p>障がいを理由とする差別の解消を効果的かつ円滑に行うため、① 必要な情報交換を行うこと、② 相談事例を踏まえて差別解消に関する協議を行うこと及び③ 関係機関で差別解消に関する取組を行うこと</p>
<p>静岡市発達障がい者支援地域協議会</p> <p>↑ ↓ 緊密に連携 特別支援連携協議会</p>	<p>発達障害者支援法</p>	<p>発達障がい者等への支援体制の整備についての協議や関係者の連携の緊密化を図るとともに発達障害者支援センターの活動状況等についての検証を行うこと</p>
<p>医療的ケア児等支援協議会</p>	<p>児童福祉法</p>	<p>日常生活を営むために医療が必要な障がい児が、適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うこと</p>

